

京都ならではの歴史博物館の機能の検討に係る基礎調査業務委託

報告書

令和7年3月

目次

業務目的・業務フロー	1
1. 我が国の文化財行政	2
2. 世界の文化財行政の潮流	15
3. 京都市の文化財行政	24
4. 京都文化遺産の価値・効果	59
5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性	61
6. 京都市における文化財行政（保存・活用機能）に関する主要課題（まとめ）	65
7. 京都ならではの歴史博物館のあり方	69

●業務目的

本市の博物館機能を担っている考古資料館、歴史資料館は文化財保護法で定める公開承認施設や博物館法で定める登録博物館、指定施設ではなく、設備の不足や老朽化のため、文化財保護法第53条に基づき、他館等が所有する国宝・重要文化財の展示ができない状況であるほか、施設の老朽化や展示面積の狭あい化が課題となっており、耐震性能等の問題については喫緊の課題となっている。

また、本市の埋蔵文化財の収蔵施設についても、市内9か所に点在していることから、年間の維持・管理コストが負担になっているほか、収蔵容量も96.3%に達しており、文化財を適切に保管・管理するための収蔵機能の確保も急務となっている。

そこで、本市の文化財行政が抱える課題を抽出・整理し、その解決策について、海外を含む他都市の事例を調査し、京都ならではの歴史博物館の機能を検討するための基礎調査を実施するものである。

●業務フロー

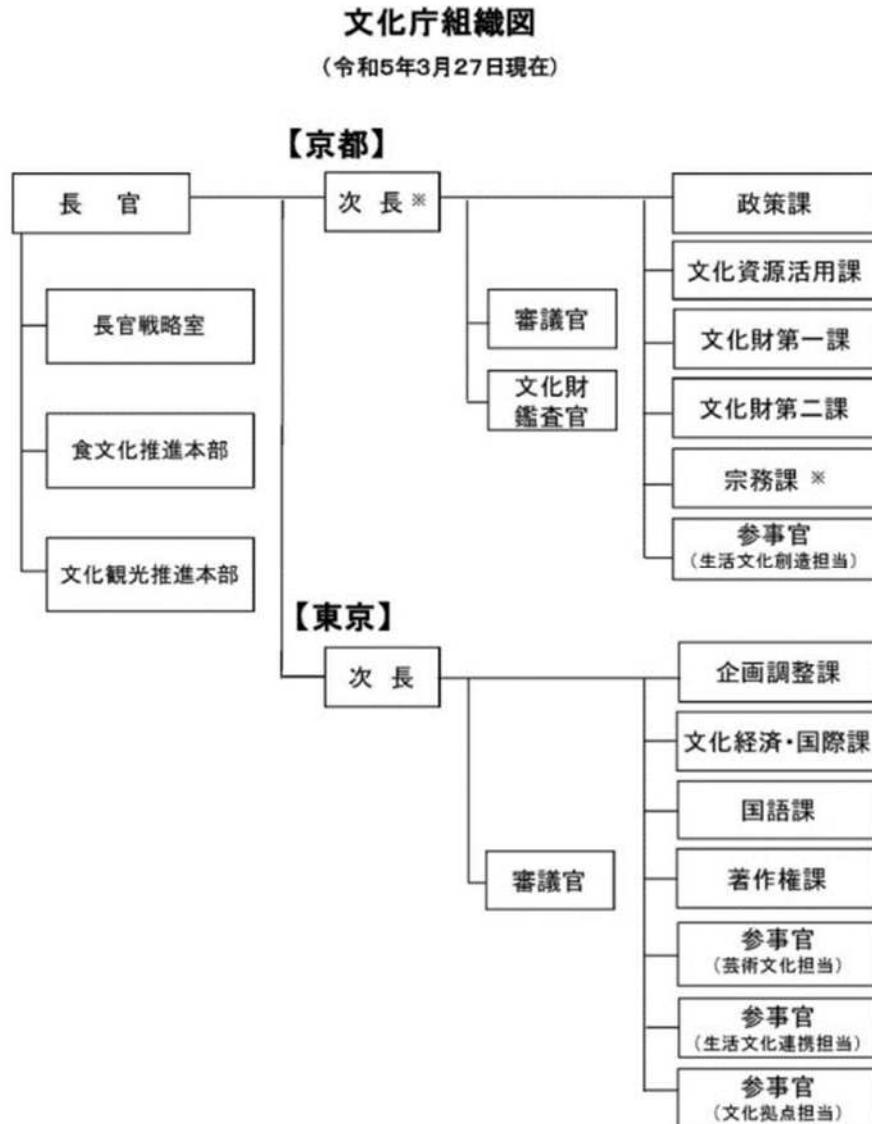
1. 我が国の文化財行政
2. 世界の文化財行政の潮流

3. 京都市の文化財行政
4. 京都文化遺産の価値・効果
5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性
6. 京都市における文化財行政（保存・活用機能）に関する主要課題（まとめ）

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

1. 我が国の文化財行政

我が国（文化庁）は、「食文化・文化観光」などに展開しつつ、文化財・文化資源の保全・活用を中心とした組織・政策体系となっている。



(出典) 文化庁Webページ「文化庁の組織」

文化財とは

我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産。

国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図る。

また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じる。

さらに、我が国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進する。

令和3年 文化財保護法一部改正

① 無形文化財及び無形の民俗文化財について、これまで指定の対象とならなかった、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るため、登録制度を創設する

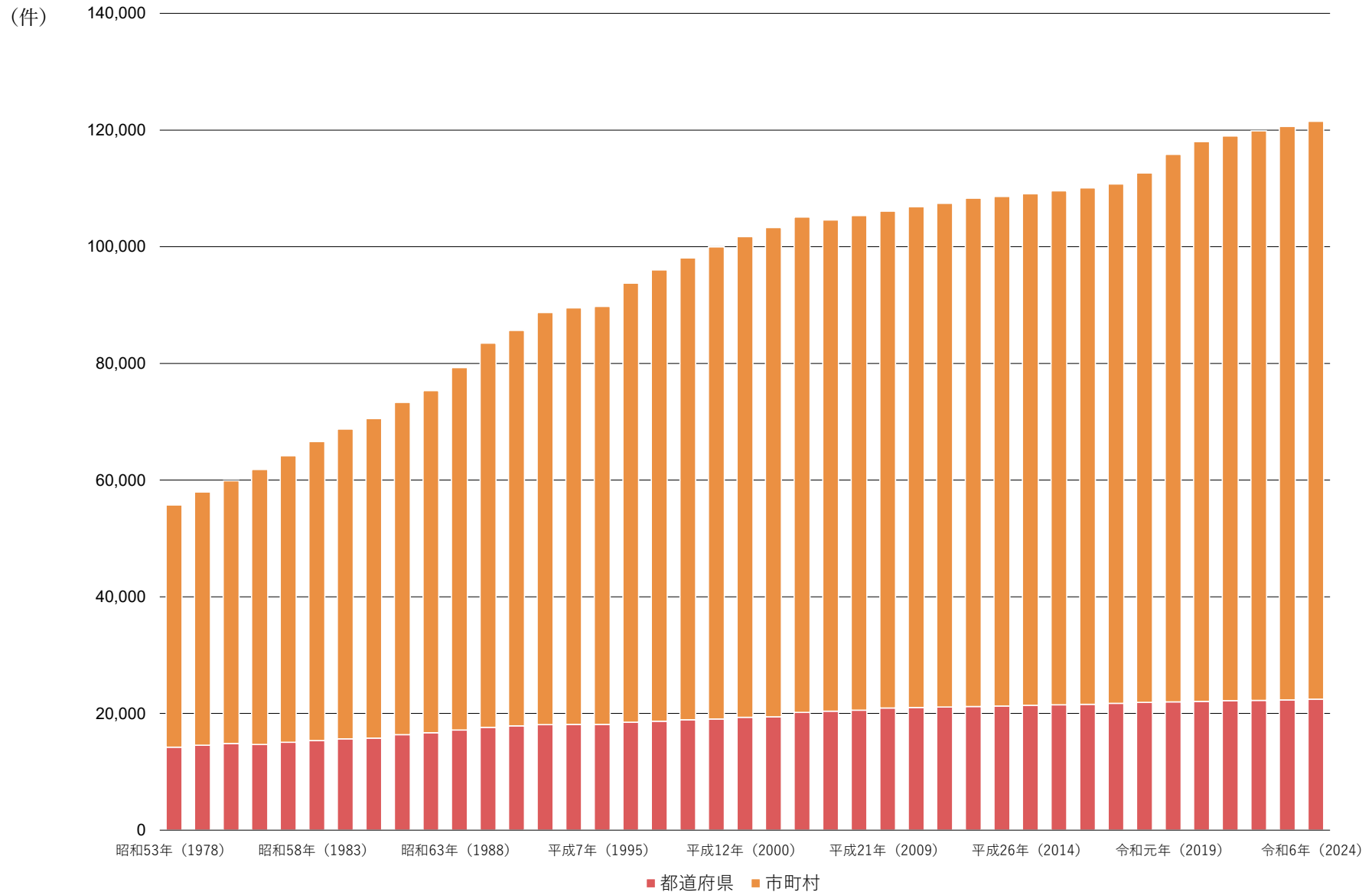
② 平成31年4月に創設された文化財保存活用地域計画とも連動し、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設する

1. 我が国の文化財行政～文化財件数動向

都道府県・市町村指定等文化財件数の推移

我が国の令和6年の都道府県・市町村指定等文化財件数は総計で12万件を超え、この40年間でおおよそ2倍に増加している。特に、市町村指定の文化財件数の増加が顕著となっている。

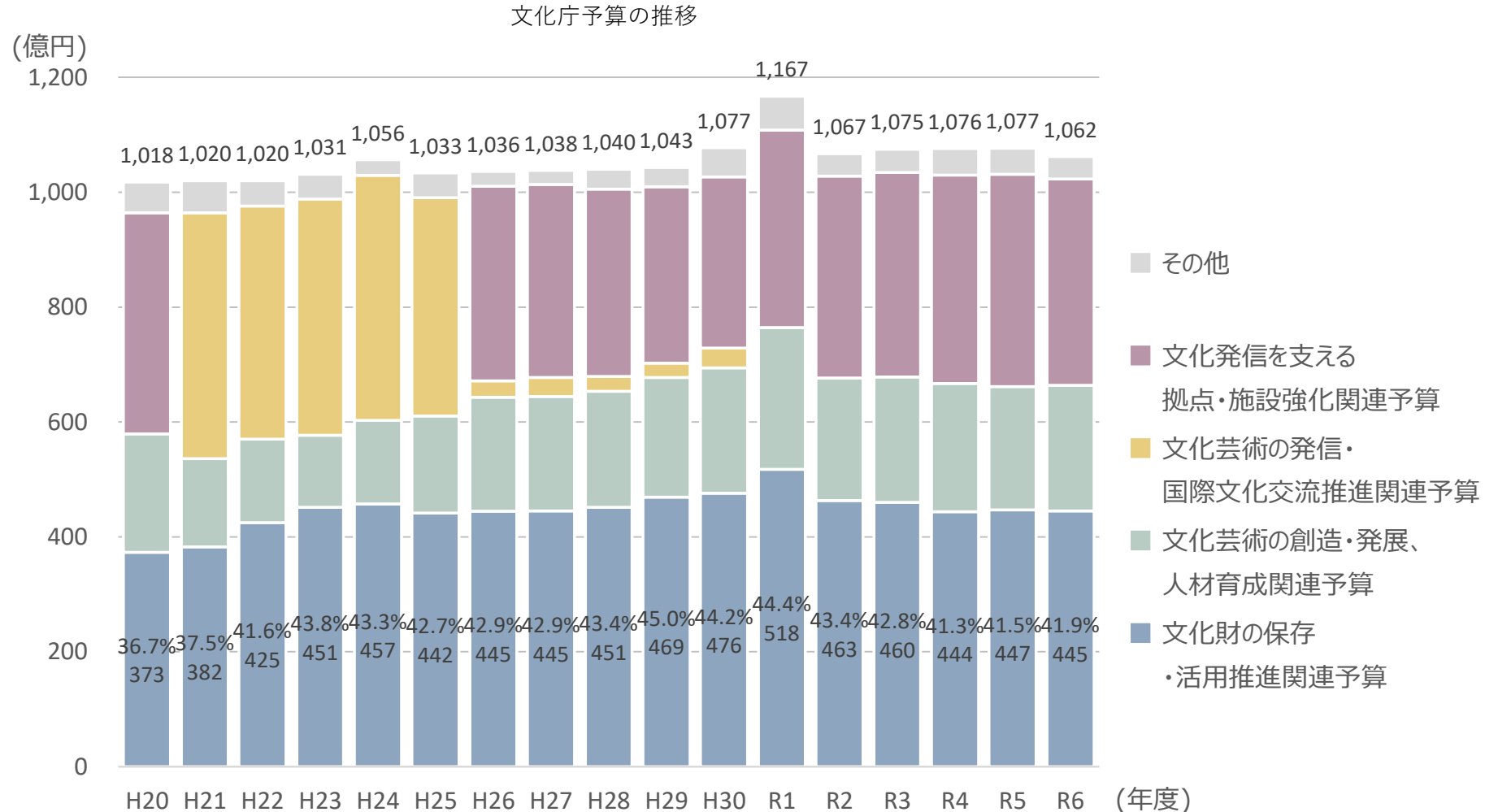
都道府県・市町村指定等文化財件数の推移



1. 我が国の文化財行政～予算動向

文化庁予算

我が国の文化庁予算（令和6年度当初）は、1,062億円となっている。文化財の保存・活用推進関連予算について、長期では微増傾向で、近年は約450億円規模で経常的な予算が確保されている状況ではあるが、国家予算約112兆円に対する文化庁予算の割合は先進諸外国に比べて著しく低いことが指摘され（ただし、文化遺産の保存活用に関して活用可能な他省庁の予算もあることに留意）、都道府県・市町村指定等文化財件数の増加に対して国家予算としては十分に確保されていない状況にある。



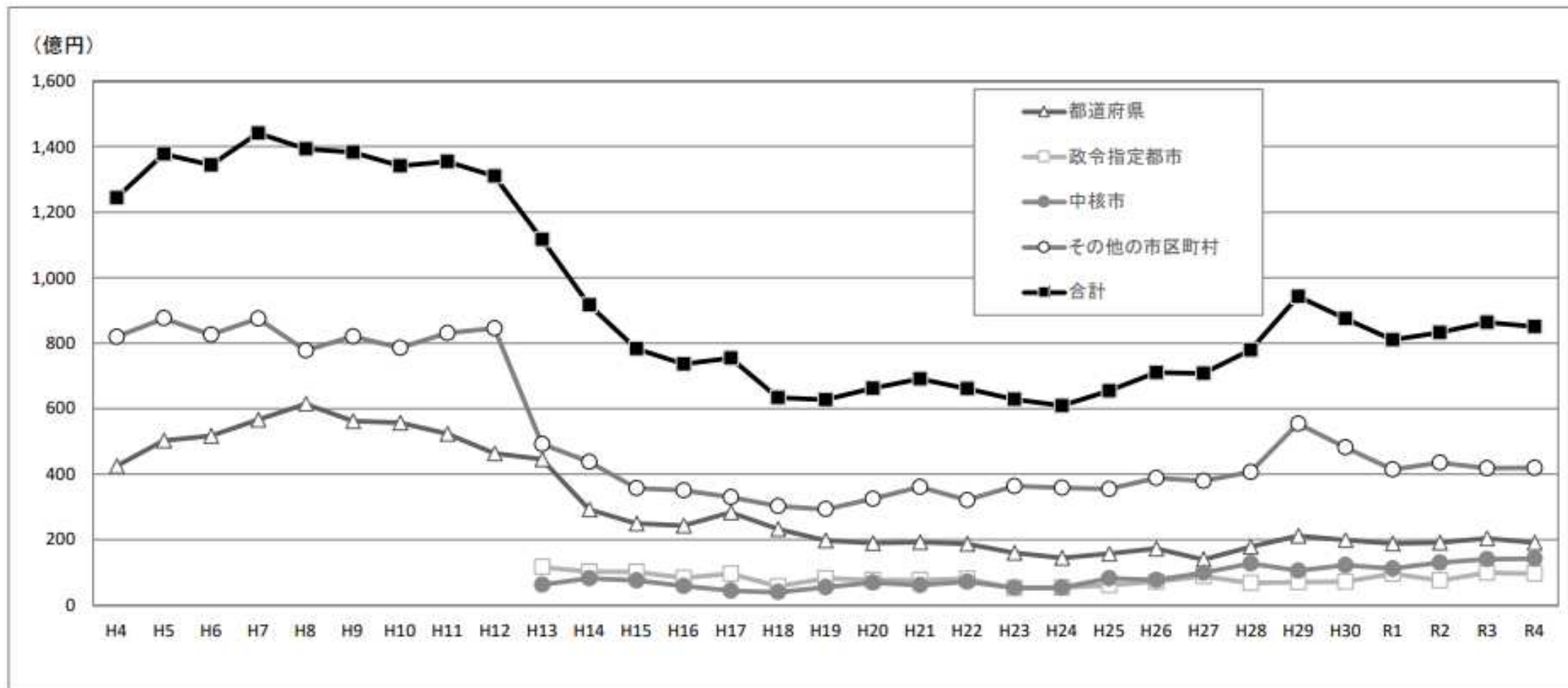
※：「文化芸術の発信・国際文化交流推進関連予算」は近年では「文化発信を支える拠点・施設強化関連予算」に括られている。

1. 我が国の文化財行政～予算動向

文化財保護経費の推移（都道府県・市町村別集計値）

我が国の文化財保護経費（都道府県・市町村合計）は、平成12年度以降1,200億円を割って減少傾向にあったが、平成24年度以降、再び微増傾向となり、800億円超となっている。

文化財保護経費の推移



(出典) 文化庁「地方における文化行政の状況について」

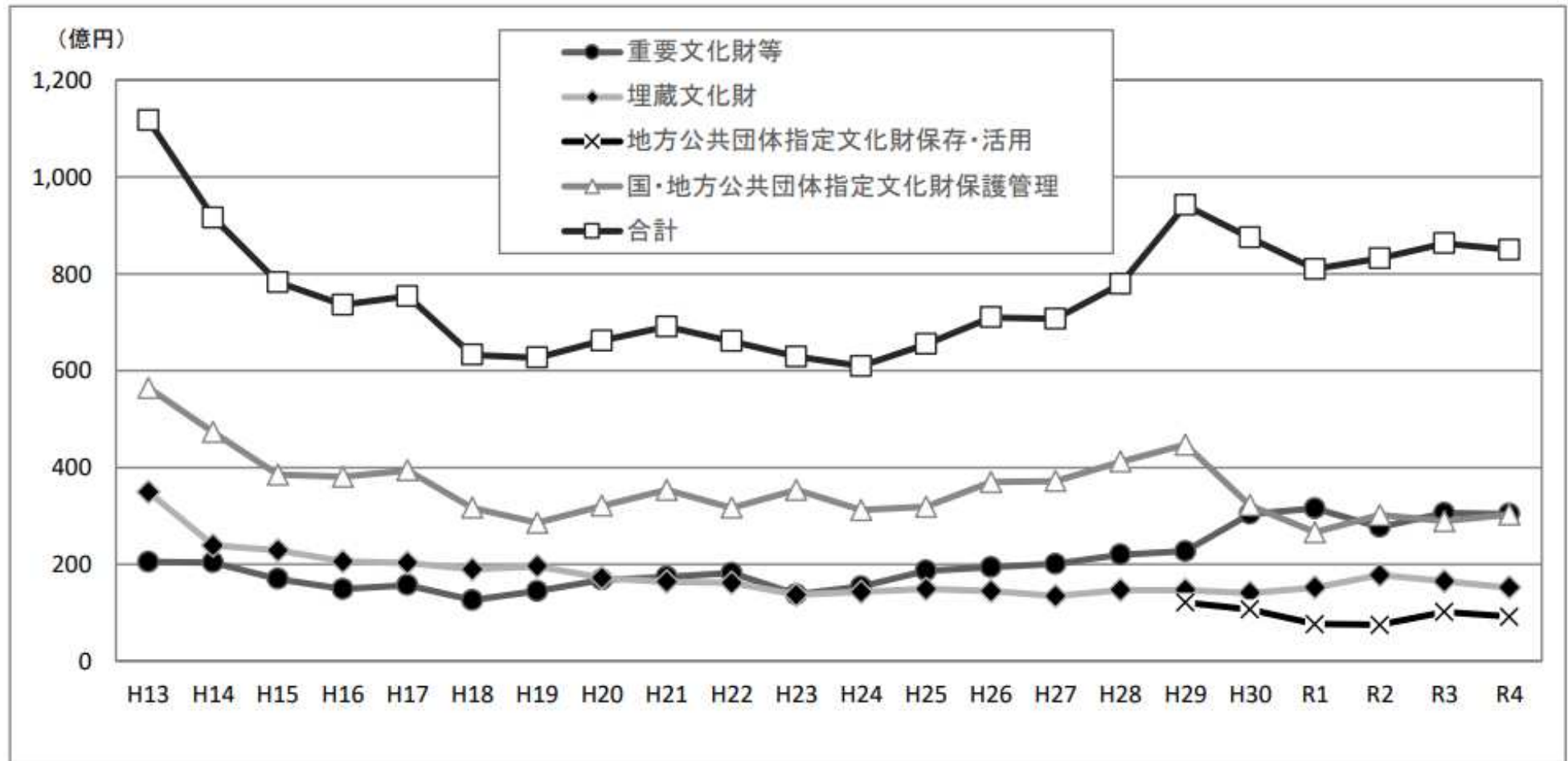
1. 我が国の文化財行政～予算動向

文化財保護経費別集計額の推移

我が国の文化財保護経費別集計額は、国・地方公共団体指定文化財保護管理費が最も高い割合を占めていたが、平成30年度以降、重要文化財等の保護経費とほぼ同じ割合となっている。また、埋蔵文化財の保護経費についても、200億円弱で横ばいで推移している状況である。

平成29年度以降、地方公共団体施設文化財保存・活用費が集計費目に追加され、今後特に文化財活用の促進が期待されている。

文化財保護経費の推移



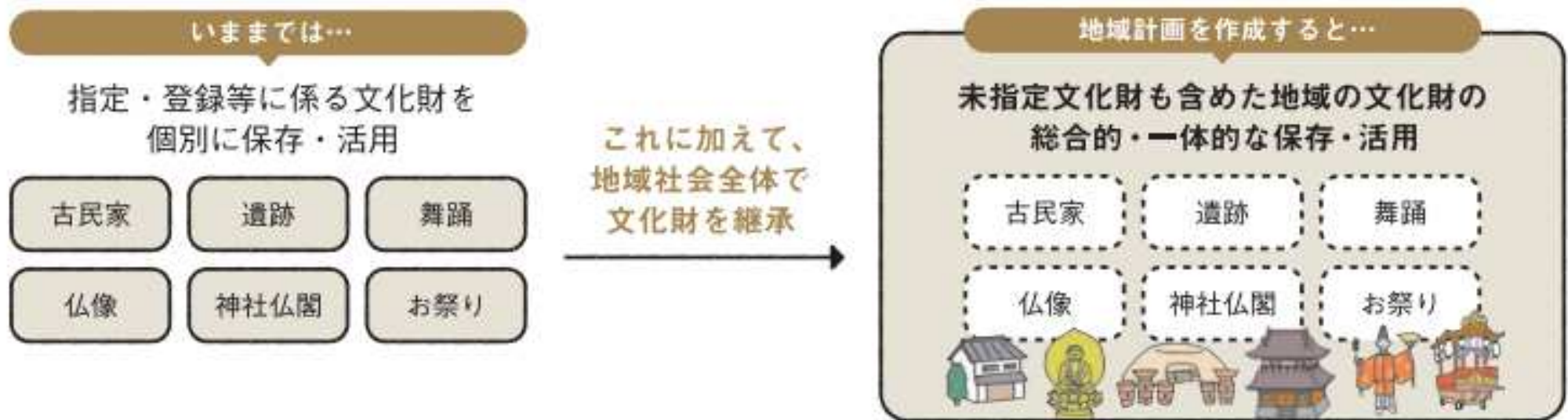
(出典) 文化庁「地方における文化行政の状況について」

1. 我が国の文化財行政～文化財保存活用地域計画

文化財保存活用地域計画

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



(出典) 文化庁「地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画 -歴史文化で魅力ある地域へ-

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

2022年（令和4年）4月 博物館法の一部を改正する法律（施行日令和5年4月1日）

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備。これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められている。

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に**博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加**するとともに、**他の博物館等と連携**すること、及び**地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組む**ことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できるとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては**博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するか**を審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

改正博物館法における「登録博物館」となるメリット

- 博物館の設置者は、登録されることで、法律上の地位が与えられ、信用や知名度の向上が期待できるとともに、税制上の優遇措置や、美術品補償制度の利用などの法律上の優遇措置、著作権法第31条における特例等を受けることが可能となる。
- 令和4年度から開始した文化庁の予算事業（博物館機能強化推進事業）においては、登録博物館を中心に措置するなどの取組を行い、登録を受けることによって、これらの様々な支援が受けられるようにされている。

登録博物館の要件

○現在の外形的な基準（年間150日以上開館している、館長や学芸員が配置されている）に加えて、博物館資料の収集、保管及び展示並びに当該資料に関する調査研究を行う体制が、都道府県教育委員会が定める基準（※）に適合することなど、博物館の活動や公益性に着目した基準を設けている。

- ① 私立博物館については、設置者が経済的基礎、博物館を運営するために必要な知識や経験、社会的信望を有すること
- ② 博物館資料の収集、保管及び展示並びに当該資料に関する調査研究を行う体制が、都道府県教育委員会が定める基準に適合すること
- ③ 職員の配置について、都道府県教育委員会（※）が定める基準に適合すること
- ④ 施設・設備について、都道府県教育委員会（※）が定める基準に適合すること
- ⑤ 1年間につき150日以上開館していること

○都道府県教育委員会（※）が上記②～④の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌する

※：当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。

「公開承認施設」・「公開事前届出免除施設」となるメリット

- 国宝・重要文化財・重要有形民俗文化財・登録有形文化財の公開が文化財の保存上適切な施設で促進されることを目的とした制度。企画展における重要文化財等の公開手続きを簡素化できる。

公開承認施設

○国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に必要な承認で、根拠法令文化財保護法第53条に基づく。公開届の提出で公開が可能になる。（公開終了後20日以内に書類提出、その他の施設は、収蔵公開環境が安全であることを示したうえで（※53条調査等：温度と相対湿度の推移や変動、空気中に含まれる有機酸やアンモニアなどの濃度を実測）、事前の公開許可申請が必要となる。

※：「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」

公開事前届出免除施設

○重要有形民俗文化財の公開に必要な事前届出で、根拠法令文化財保護法第84条に基づく。公開届の提出で公開が可能になる。（公開終了後20日以内に書類提出を行う。事前の届出は非該当施設と同じだが、非該当施設は公開初日の30日前までに書類一式の提出が必要）

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

(参考) 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業

「国立文化財機構所蔵品貸与促進事業」は、国立博物館および文化財研究所が実施している、国内各地のミュージアムに対して、各地域ゆかりの所蔵品を貸し出し、それにかかる作品輸送費等を支出する事業である。

本事業への申請にかかる要件として、事業実施対象の館が、文化庁長官の承認を受けた公開承認施設または博物館法で定められた登録博物館、指定施設であることが含まれる。現在の京都市の考古資料館及び歴史資料館は、ともに登録博物館・公開承認施設ではなく、本事業への申請要件を満たしていない。

「令和8（2026）年度 国立文化財機構所蔵品貸与促進事業」の概要

○事業実施対象となる館

- 文化庁長官の承認を受けた公開承認施設または博物館法で定められた登録博物館、もしくは博物館に相当する指定施設であること
- 令和8（2026）年4月下旬～令和9（2027）年3月末までに開始される展覧会の開催を予定し、当該展覧会において国立文化財機構の各施設が所蔵する文化財等の貸与及び展示を希望していること。
- 原則として貸与を希望する所蔵品を取り扱うことができる学芸員が勤務していること。

○貸与対象とする所蔵品の範囲

下記施設の所蔵品

- 東京国立博物館
- 京都国立博物館
- 奈良国立博物館
- 九州国立博物館
- 東京文化財研究所
- 奈良文化財研究所

○貸与対象とする所蔵品

- 本事業において貸与する所蔵品（以下「貸与品」という。）の梱包・開梱及び展示・撤収作業にかかる費用
- 各所蔵館と本事業の実施対象として選定された館（以下「貸与先」という）との往復の輸送にかかる費用
- 貸与品の保険にかかる費用
- 貸与先の職員の出張旅費（事前調査及び打合せを含む）
- 機構職員の出張旅費
- 貸与先が行なう本事業の周知にかかる広報費

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

2021年12月 博物館法制度の今後の在り方について（審議のまとめ）

現代において、博物館は、収集・保管、展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮するとともに、いわば「文化の結節点」として、以下のとおり、現代社会における様々な事柄をつなぐ、ICOMで提唱された「文化をつなぐミュージアム(Museums as Cultural Hub)」としての役割が期待され、今後の博物館の活動と経営計画に活かす必要がある。

○既知と未知をつなぐ（触発、創造）

提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。

○知識・経験をつなぐ（探究、創発）

整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。

○世代をつなぐ（多世代交流、伝承）

過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。

○人びとをつなぐ（交流、共創）

知る楽しみを通じて繋がりができ、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。

○多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）

異なる文化との対話が生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。

○地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）

資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。

○住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）

蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。

○自然と人をつなぐ（環境保護）

博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」（文化庁）

改正博物館法（令和4年改正）では、「博物館の事業」に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が追加された。これは、国が進めるオープンデータ戦略やオープンサイエンスの推進、さらには新しい資本主義の実現やデジタル田園都市構想等の取組の趣旨や方向性と軌を一にしている。

これを受けて「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」において、博物館DXの現状と課題・重要性・意義を整理したうえで、博物館DXを進める上で各関係者に期待される役割等が示されている。

■博物館DXの推進に関する基本的な考え方（※抜粋・要約）

○博物館DXの現状と課題

- コロナ禍により世界全体を通じてデジタル化が飛躍的に進展する中で、**日本全体を俯瞰すると、ほぼあらゆる分野でDXに係る重要度の認識や投資が不足し、デジタル化が諸外国と比して停滞している**状況がある。
- **その中でも文化芸術分野、特に博物館分野は、実物資料の保管と公開から始まった歴史の中で積極的なデジタル化への取り組みが不足**している。結果的に、効率的な資料管理や、実物資料へのアクセスを減らすことでの資料保存、広域かつ多様な鑑賞体験の提供が進んでおらず、資料とその情報の国民への共有や利活用の促進が十分にできていない。

○博物館DXの意義

- 博物館資料に係る情報の保存と体系化、業務効率化
- 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
- 学校教育・生涯学習のほか、地域の活力の向上など多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進

○博物館DXを進める上で各関係者に期待される役割（各館・設置者レベル）

- 博物館のデジタルアーカイブ作成に係る周知
- DXの推進に係る積極的な検討。デジタルアーカイブ化された資料等の「公開」
- 各館のICT環境の整備（PC・タブレット端末の確保、Wi-Fi等の通信環境改善、独立したウェブサイトの設置等）
- デジタルアーカイブ化した資料が学校教育において教材として用いることが促進されるよう、インターネットを通じた公開と利用環境の整備
- デジタルアーカイブ化した資料情報のデジタル・データのプラットフォームへの掲載
- 著作権や肖像権等の権利処理、寄贈者等への配慮が必要なものに係る公開にあたっての確認と整理等

（参考）デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）

○デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性（※抜粋）

- 美術館・博物館のDXを推進し、アカウントビリティの確保や運営の効率化等を図る。また、日本に所在する文化遺産をオンラインで公開し、地方の魅力を広く世界に発信する。

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

(参考) デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想の実現に資する各地方公共団体の取組みを支援する交付金であり、下記4タイプがある（「デジタル田園都市国家構想交付金について」（令和6年4月）より）

■文化財行政関連の採択事例

- デジタル実装タイプ：デジタルアーカイブ推進事業、デジタルミュージアム整備事業、常設展示のプロジェクションマッピング作成、文化財の3次元データ整備等
- 地方創生拠点整備タイプ：既存施設のリノベーション、既存施設の博物館へのリニューアル・転用、既存ミュージアムの増築、博物館の整備・周辺エリアの再編等

（出典）採択事例：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」（「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプ採択事例集」（令和6年6月）、交付対象事業の概要 分野・都道府県別（令和5年度補正予算）（一次募集））を元に作成



（出典）デジタル田園都市国家構想交付金について（令和6年4月、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室）

1. 我が国の文化財行政～博物館のナショナルスタンダード

博物館のナショナルスタンダード総論（まとめ）

我が国におけるこれらの制度変更等を踏まえ、今後、博物館開設者に求められる役割として、博物館の従来の役割に加え、**他館や地域の多様な主体との連携や、デジタルアーカイブ化及びその公開等によって、「文化をつなぐミュージアム (Museums as Cultural Hub) として、人びとの交流や、地域課題への対応、地域活性化等に貢献することが求められる。**

また、「登録博物館」「公開承認施設」等の制度上の優遇・特例等や、新たな支援措置等を踏まえ、上記のような役割を担う博物館としての活動を効率的・効果的に実施するうえで、これらの施設としての登録・承認等を受けることが有用と考えられる。

■近年の我が国における博物館の在り方・法制度等の改正にかかる経緯

- 「博物館法制度の今後の在り方について（審議のまとめ）」において、ICOMで提唱された「文化をつなぐミュージアム (Museums as Cultural Hub)」としての役割を果たすための新たな制度の方向性が示された。
- これを踏まえ、2022年「博物館法の一部を改正する法律」（施行日令和5年4月1日）に、法律の目的及び博物館の事業の見直し、博物館登録制度の見直し等を含む法改正が行われた。
 - ⇒ 「博物館の事業」として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追記された。
 - ⇒ 他の博物館との連携や、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動が努力義務として加わった。
 - ⇒ 博物館登録制度における博物館の登録要件等の見直し（従来の外形的基準による審査・登録から、博物館の活動・運営のあり方も問うものへ）
- デジタルアーカイブについては「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」において、博物館DXを進める上で各館・開設者の役割として、デジタルアーカイブの作成に係る周知、DX推進の検討、デジタルアーカイブ化した資料の公開、著作権や肖像権等の権利処理等の具体的な役割が示された。

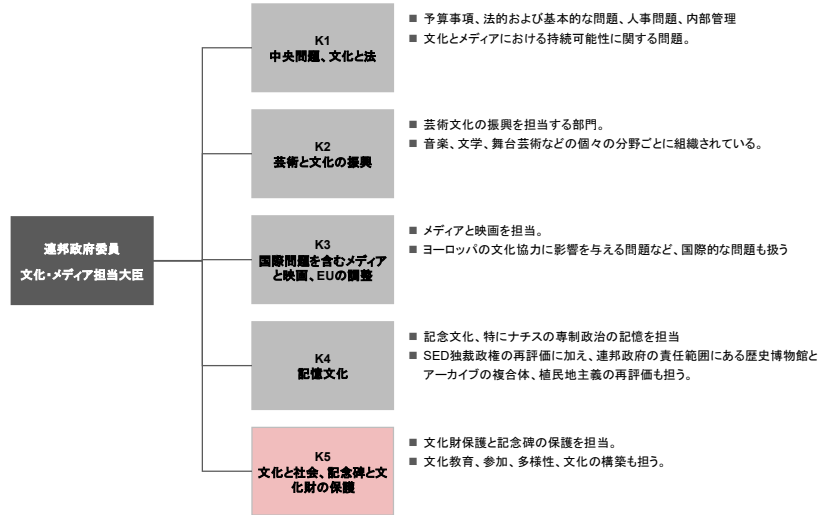
上記のような経緯や潮流を踏まえ、近年に博物館の整備・リニューアル等に係る基本構想を策定した自治体では、新たな機能として、**若年層・子ども等や観光客等をターゲットに加えた体験機能、学習・交流機能や、デジタルデータベースの構築・メタバースによる体験コンテンツの構築等**を掲げている事例が見られる。

⇒（参考）「亀岡市新博物館（現文化資料館）整備基本構想」、「浜松市博物館リニューアル構想」

2. 世界の文化財行政の潮流～組織機構・政策体系

各国の文化財保存活用に関する組織機構において、文化財保護に関して「メディア・文化教育・参加・多様性・文化構築（ドイツ）」「メディア創造産業・市民社会・観光（イギリス）」「エンタテインメント・メディア（イタリア）」「メディア文化産業（フランス）」と連動した組織機構が生まれ、総合的な政策が展開されている。

○ドイツ



(出典) Die Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien 「Organisation」 (Die Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien - Organisation) を元に作成。K1～K5部門以外の組織は割愛

○イタリア

- 大臣と3名の事務次官の下に、大臣直轄の協力部署、中央諮問機関、総務事務局と17の地域事務局、PNRR (※) 実施ミッションユニット、12の総局とデジタルライブラリー（文化遺産デジタル化研究所）がある。
- ※PNRR：再興・回復のための国家計画
- 12の総局は、下記のとおりであり、文化財に特に関連が強いと思われる組織が複数存在している。
 - 教育・研究・文化総局
 - PNRR特別監督総局
 - 博物館総局
 - 現代創作総局
 - 映画・視聴覚総局
 - 考古・美術・景観総局
 - 文化遺産安全保障総局
 - 公文書総局
 - 図書館・著作権総局
 - エンタテインメント総局
 - 組織総局
 - 予算総局

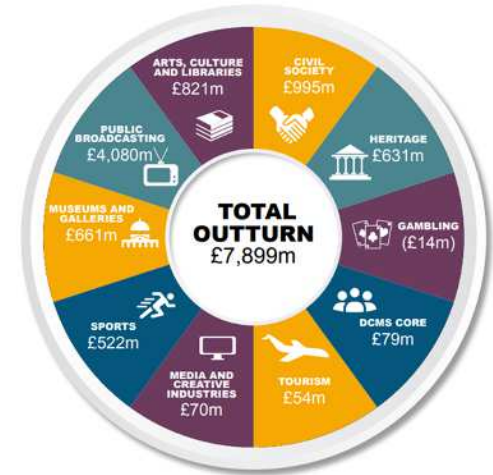
(出典) Ministero della cultura Webページより作成

○イギリス

- 2023年に再編されてできた「Department for Culture, Media and Sport」(文化・メディア・スポーツ省)が文化財を所管。
- 文化・メディア・スポーツ省は、42の機関及び公的団体と連携しており、その中に大英博物館、ヒストリック・イングランドなどが含まれる。
- 2023年度の実績では、遺産への歳出が631百万ポンド、博物館・美術館への支出が661百万ポンド。

(出典) Department for Culture, Media and Sport Webページ、「Annual Report & Accounts For the Year Ended 31 March 2024」(Department for Culture, Media and Sport)を元に作成

Outturn by business area

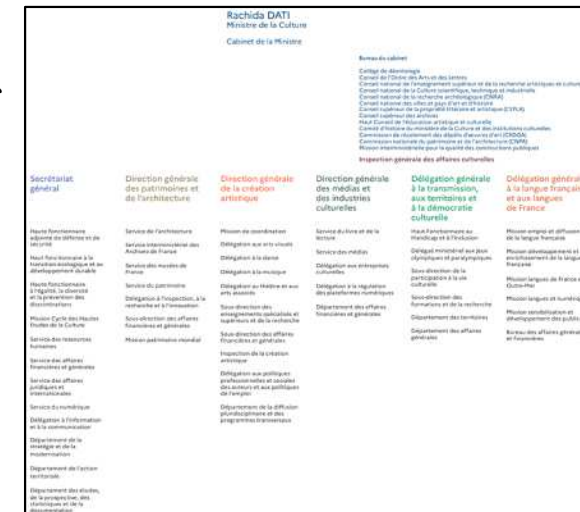


(出典) 「Annual Report & Accounts For the Year Ended 31 March 2024」(Department for Culture, Media and Sport)

○フランス

- 文化大臣の下に6つの部局があり、文化遺産の所管部署はそのうちの1つの部署として位置づけられている。
 - 事務総局
 - 文化遺産・建築総局
 - 芸術創造総局
 - メディア文化産業総局
 - 伝達、領土、文化的民主
 - 主義に関する一般代表団
 - フランス語とフランスの言語に関する一般代表団

(出典) Ministère de la culture webページ、「Organigramme institutionnel du ministère de la Culture - janvier 2024」より作成



2. 世界の文化財行政の潮流～考古学的遺産の管理・運営に関する国際顕彰

考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章（ICOMOS、1990年）

- **全人類にとって、人類社会の起源と発展を知り、理解することは人類の文化的、社会的な根源を確認する上で、根本的に重要**であることは広く認識されている。
- **考古学的遺産の保護は全ての人類にとっての一つの道德上の義務として考えられるべき**である。即ち、それはまた集団の公共的責任でもある。この義務は効果的な遺産の管理・運営に必要な支援計画の為の十分な助成制度と共に周知されなければならない。

第6条 維持と保存（一部抜粋）

- **地方における協力や参加は考古学的遺産の維持を促進する手段として活発に追求され、奨励されるべき**である。この原則は地域住民や地方の文化集団の遺産を扱う場合に特に重要である。場合によっては遺跡や記念建造物の保護や管理・運営の責任を地域住民に委任することが妥当である。
- 利用しうる財源が必然的に限られるために実際の維持の対象となる遺跡は選択的にならざるを得ない。従って、それは学術的な調査に基づいて、重要かつ代表的な特徴をもった遺跡や記念建造物の多種多様な実例に適用されるべきであり、より著名で見栄えのする記念建造物だけに限定されるべきではない。

第7条 公開、情報、再建（一部抜粋）

- **一市民に対しての考古学的遺産の公開は自らの起源の理解や近代社会の発展を促進するのに不可欠な方法である。同時に考古学的遺産の保護の必要性の理解を促進する最も重要な手段である。**

※「考古学的遺産」は「考古学的手法によって主要な情報がもたらされる有形遺産の一部を為している。これは人類の生活の全ての痕跡を含んでおり、人間活動の表れ、廃棄された建築物やあらゆる種類の遺跡（地下や水中のものを含む）、そして、それらと関連するすべてのモノ全てから成る。」と定義

2. 世界の文化財行政の潮流～博物館定義のグローバルスタンダード

2022年に、15年ぶりに国際的に新たな博物館の定義がなされた。博物館は「現代社会が抱える様々な課題に向き合い、倫理的かつ専門的なコミュニケーションを通じて多様なコミュニティと協働して、教育、楽しみ、省察、知識共有のための様々な経験を提供する場」である。

2007年 ICOMウィーン大会

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。

2019年 ICOM京都大会（博物館定義案）

文化をつなぐミュージアムー伝統を未来へー

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

2022年 ICOMプラハ大会

博物館の力：私たちを取り巻く世界を変革する

博物館は、有形及び無形の遺産を**研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関**である。博物館は**一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。**

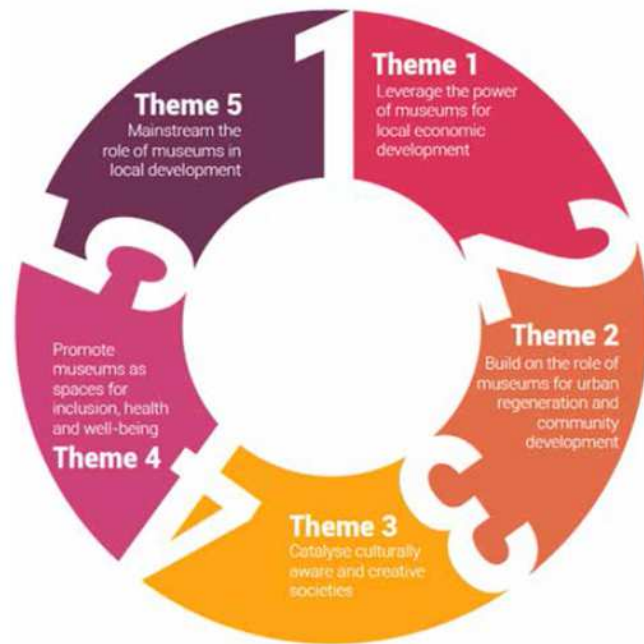
2. 世界の文化財行政の潮流～都市経営と博物館運営

「文化と地域発展：最大限の成果を求めて—地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド」（OECD/ICOM,2019）

- OECDとICOMが共同で編さんしたガイドブックであり、UNESCO 2015の「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society）」とICOMの活動をもとに構築されている。
- 本ガイドでは、ミュージアムや文化遺産は、地域発展にとって非常に強力な資産であるとしたうえで、地域の発展にミュージアムが最も貢献し得る分野を探るとともに、地域の発展にその役割をどのように位置付けるか提言を行っている。

【5つのテーマ】

- 地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する。
- 都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する。
- 文化を意識し創造的な社会を促進する。
- 包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する。
- 地域発展にミュージアムの役割を位置づける。



（出典）「文化と地域発展：最大限の成果を求めて—地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド」（OECD/ICOM,2019）

2. 世界の文化財行政の潮流～都市経営と博物館運営

(参考) 海外の市立博物館の取組

○ London Museum - ロンドン博物館

- ロンドンの考古学調査結果をはじめとした多くの収蔵品を持つ博物館であるとともに、**ロンドンの「今」を捉え、将来の世代のために歴史をつくることに取り組んでおり、ロンドンの多様なコミュニティから物やストーリーを収集している。**
- デジタルアーカイブも取り組んでおり、**ウェブページではロンドンの自治区ごとにストーリーや収蔵品を検索できる機能もある。**

博物館及び収蔵品の概要

- ロンドンを題材にした社会史博物館であり、収蔵品・コレクションとして、**ロンドンの考古学調査結果をはじめとした600万の遺物**、アートや写真、ドレス・テキスタイル、歴史的コレクション、図書、1985年から現在までのロンドン市民のライフストーリーやオーラルヒストリーが約5,000時間記録されている。
- ロンドンウォールにあった本館は2022年に閉業しており、2026年にスミスフィールドの市場跡に新たな博物館施設として整備・開業予定となっている。
- London Museum Docklandsには魅力的な港と川に関するコレクションが展示されている。

特徴的な取組

- 戦略目標として、新しい未来の創造、これまでよりさらに多くの人へのリーチ、考え方の拡張、若いロンドン市民へのエンゲージメントによって、自らをより良い世界に向けて変化させることを掲げている。
- アーツ・カウンシル・イングランドが資金提供した5年間のキュレータープログラム(2018-2023年)で、ロンドン市民の21世紀のロンドンでの体験を収集した。**ロンドンの多様なコミュニティから物やストーリーを収集した「Curating London project」**など、「今」を捉え、**将来の世代のための歴史を作ること**に取り組んでいる。
- デジタルアーカイブやウェブサイトが充実しており、ウェブサイト上では、収蔵品や収集されたストーリーなどが、**ロンドン市内の自治区ごとに、ストーリーやコレクションが検索できるような構成になっている。**
- 家族向け、学校向けのプログラムや展示区画が充実しており、2022年度には78,117人の生徒の来場（学校プログラムでの参加を含む）があった。

(出典) ロンドン博物館Webページ (<https://www.londonmuseum.org.uk/>) を元に作成

2. 世界の文化財行政の潮流～都市経営と博物館運営

(参考) 海外の市立博物館の取組

○ Paris Musées - パリ・ミュゼ (パリ市の14の美術館等の管理を行う団体)

- パリ・ミュゼではパリ市の美術館等14施設の管理を行っており、その活動実績について、年間報告書にて、**パリ市の美術館等への来場者数や、ウェブサイトの訪問数、収集した作品の総価値や修復した作品数等、各種指標を定量的に把握・公表**している。
- **運営収入の約半分が市からの補助金であるものの、自主財源として、企業・団体のメセナ活動や管理施設のスペースレンタル、レストラン・カフェ等の収益等の収益源を有している。**
- パリ・ミュゼは、パリ市の美術館のコレクション（100万点以上の芸術作品）を評価、保存、普及することをミッションとする**ヨーロッパで最大の美術館ネットワークであり、パリ市の14の美術館・博物館等の施設を管理**している。
- パリ・ミュゼが管理する施設への来場者数の他、ウェブサイトの訪問数、SNSフォロワー数、新たに購入したまたは寄贈されたコレクションの総価値、新たにデジタルアーカイブ上に公開された作品数等の**各種の指標について実績を公表**している。
- 自主財源として、**企業や団体によるメセナ活動、イベント利用のためのスペースレンタルによる収益（2023年：400万€以上）、レストランやカフェの収益（2023年：約139万€）等の複数の資金源を活用**している。

(出典) 「Paris Musées Rapport d'activité 2023」(Paris Musées)を元に作成

○ Musée Carnavalet – カルナヴァレ博物館 (パリの歴史博物館)

パリの先史時代から現代までの歴史が展示された博物館であり、**時代やテーマ、対象者ごとのツアーやワークショップが各種企画**されている。また、**障がい者やハンディキャップがある人々の来場促進のため、やさしいフランス語で書かれたブックレットを公開**しているほか、障がい者への対応状況等の情報を公式ホームページに掲載している。

カルナヴァレ博物館及び収蔵品の概要

- パリ・ミュゼが運営するパリの歴史博物館。絵画、版画、写真、素描、メダル、貨幣、家具、木製の装飾品、歴史のおよび記憶の対象物、彫刻、考古学的要素、看板など**64万点以上の作品が収蔵**されており、**先史時代から現代までのパリの歴史が展示**されている。
- 2016年10月から2021年5月末にかけて改修を行い、ファサード等の修理、エレベーターやスロープの整備、新たな展示空間の整備、ワークショップスペースの拡張、カフェレストランの設置等が行われた。

特徴的な取組

- **各種のツアーやワークショップが企画**されている。これらのプログラムは、対象とする時代、プログラムの対象者（大人、幼稚園、学生、障がい者、家族等）、プログラムの種類等で分類されており、**公式ホームページ上で検索と予約ができる**。
- 障がいのある方が来場しやすいよう配慮されており、**精神的、認知的、心理的な障がいを持つ来場者向けのコレクションツアー**を提供しているほか、ハンディキャップを持つ方に向けて、アクセシビリティ促進のため、**やさしいフランス語で書かれたブックレットが公開**されている。

(出典) カルナヴァレ博物館ウェブページ (<https://www.carnavalet.paris.fr/>) を元に作成

2. 世界の文化財行政の潮流～都市経営と博物館運営

(参考) 海外の市立博物館の取組

○ Muzeum Prahy - プラハ市博物館

- 収蔵品についてデジタルアーカイブの他、**収蔵品等の解説記事、館内の展示を鑑賞できるバーチャルツアー等のコンテンツが整備**されている。
- 各種のツアーやプログラムについて、ウェブページ上での予約ができる。
- プラハ市博物館の管理運営を担う非営利団体「**プラハ市博物館 (Muzeum hlavního města Prahy : MMP)**」は、**伝統的民俗文化の記録等も担っている**。

プラハ市博物館及び収蔵品の概要

- プラハ市博物館は、**非営利団体である「プラハ市博物館 (Muzeum hlavního města Prahy : MMP)」が運営**している。MMPは本館の他、バロック様式の宮殿、近代建築、スタディ&ドキュメントセンター等の**計8つの施設を管理**している他、**プラハ市の伝統的民俗文化の変遷等に関する記録や無形要素に関する地域リストの管理等**も行っている。
- プラハ市博物館(本館)には、**先史時代から現在までの都市の歴史のおよび文化的発展を記録した、歴史のおよび芸術的に価値のある多数の収蔵品が所蔵**されている。収蔵品には、考古学的な資料、装飾芸術、磁器、家具、ヨーロッパで最大のギルドの資料、ゴシック様式やバロック様式の木彫り、ドローイングや絵画等が含まれる。
- 博物館の本館は現在改装中で、**エレベーターの設置等によって全館がバリアフリー化され、来訪者のための施設として新たにチケット売り場、クローク、ミュージアムショップ、トイレ等が設置され、2025年に再開の予定**である。

特徴的な取組

- 博物館ウェブページ上で、**収蔵品のデジタルアーカイブの他、収蔵品の解説記事や、館内の展示の様子を鑑賞できるバーチャルツアー等のコンテンツが整備**されている。
- 各種のツアーやプログラムについて、ウェブページ上での予約が可能である。

(出典) プラハ市博物館 (Muzeum Prahy) ウェブページ (<https://www.muzeumprahy.cz/>) を元に作成

2. 世界の文化財行政の潮流～都市経営と博物館運営

(参考) 海外の市立博物館の取組

○ Kölnische Stadtmuseum - ケルン市立博物館

- 2017年の水害による被災後、旧百貨店の建築に移転し2024年にリニューアルオープンした。**新たな博物館はバリアフリー化**されており、視覚障がい者のために**展示テキストの点字表記・音声解説、多数の触れる展示等が整備**されている。
- 新たな常設展は、年代別の展示ではなく、**テーマ別にさまざまな時代の物語を展示する空間構成**となっている。

ケルン市立博物館及び収蔵品の概要

- ケルン歴史博物館は、**中世から現在までのケルンの歴史に関連する資料を収集**しており、**ケルン市の歴史に関連する350,000万点以上の資料を所蔵**している。
- 収蔵品は、歴史文書・市の印章・帝都時代の市旗などの都市の歴史に関連する資料、版画・図面・写真、絵画、ケルンや周辺地域の日常生活の歴史に関する資料、服飾品・テキスタイル、シール・貨幣・メダル、軍事品、家具、彫刻、金細工、宗教関連の資料、ケルンの企業やブランドに関する資料、カーニバルに関する資料等、多様である。

特徴的な取組

- **博物館の目標について、「年齢、性別、宗教、性的指向、国籍に関係なく、都市社会の多様性を反映すること」と**している。また、歴史は常に変化するものであり、街の過去、現在、未来について問いを投げかけ続けることで、多角的なアプローチを採るとしている。
- 2017年の水害による被災を契機に、街の中心部のケルン大司教区の美術館であるコロンバ(Kolumba)に隣接した**旧フランツ・ザウアー百貨店に移転し、2024年3月にリニューアルオープン**した。
- 移転後の新たな施設は、**バリアフリー化**しており、視覚障がい者のために、全ての重要な**展示テキストの点字での表記や、音声解説**による補足があり、**多くの展示が触れる**ようになっている。
- リニューアルオープン後の常設展は、**年代別の展示ではなく、8つのテーマに沿って、さまざまな時代の物語を展示するテーマ別の空間構成**となっている。例えば、「我々を恐れさせるものは何か? (Was macht uns Angst)」というテーマでは、戦争やナチス時代から迫害、難民運動、テロ攻撃などの現在の出来事について展示されている。

(出典) ケルン市立博物館 ウェブページ (<https://www.koelnisches-stadtmuseum.de/>) を元に作成

2. 世界の文化財行政の潮流～総論（まとめ）

2022年ICOMプラハ大会における新たな博物館の定義において、新たに誰もが利用でき包摂的であること、多様性と持続可能性を育むことが加わるとともに、コミュニティの参加や経験の提供を行うことが掲げられている。

- 博物館は、有形及び無形の遺産を**研究、収集、保存、解釈、展示**する、**社会のための非営利の常設機関**である。
- 博物館は**一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む**。倫理的かつ専門性をもって**コミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する**。

また、「文化と地域発展：最大限の成果を求めて—地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド」（OECD/ICOM,2019）においても、ミュージアムが地方政府と協力して地域の検討課題に取り組むための方策として、地域経済発展のために、**地域の多様な主体と連携し、新たな来館者の誘引やイノベーションの促進を行うこと**、都市の再生と地域社会の発展のために**地域社会にとって安全な開かれた場である**等の役割を果たすこと、**文化を意識し創造的な社会を促進すること**、**包摂・健康と幸福の場としての役割を果たすこと**、**地域発展にミュージアムの役割を位置付ける**こと等が示されており、博物館の新たな定義に通ずる取組みが掲げられている。

欧州各国（※P.14参照）の文化財保存活用を所管する行政組織は、文化財保護に加え、**メディア・観光・文化教育等と連動した組織機構**となっており、文化財保存活用に留まらず、総合的な政策の一貫として文化行政が展開される中で、博物館の役割に応えるような取組みが行われていると考えられる。

3. 京都市の文化財行政～上位関連計画等

京都市の上位計画に位置付けられる「新京都戦略（骨子）」において位置付けられる文化財行政に関連する事項は、以下のとおり。

新京都戦略（骨子）政策集 令和6年12月

1 京都のまちが紡ぐ文化の力を活かし「新たな魅力・価値を創造し続けるまち」

(1) 誰もが文化に触れる機会の創出と文化の継承・創造の基盤整備

- ③文化の担い手や支え手の育成・支援
- ④国との連携による国立文化財修理センター（仮称）の市内への早期設置の実現
- ⑤京都ならではの博物館機能の整備
- ⑥政治・経済の首都である「東京」と歴史・文化の首都である「京都」の双方で、都としての機能を果たす「双京構想」に向けた取組の推進

(2) 京都の自然・歴史が育んできた文化を基軸とした価値創造

- ③文化遺産の保存と活用の好循環の創出

4 京都ならではの学びと子育て環境を通して「未来を担う子ども・若者を共にはぐくむまち」

(1) 子どもが興味や関心を高め夢中になれる教育の推進

- ③幼少期からの伝統芸能をはじめとする文化や芸術、食文化、モノづくり体験や自然体験など、地域交流を通じて子どもの豊かな感性を育む京都ならではの体験型学習の充実

3. 京都市の文化財行政～組織機構・政策体系

本市は、「暮らし・地域自治・共生社会・市民スポーツ」と括られる組織・政策体系となっている。

京都市 文化市民局

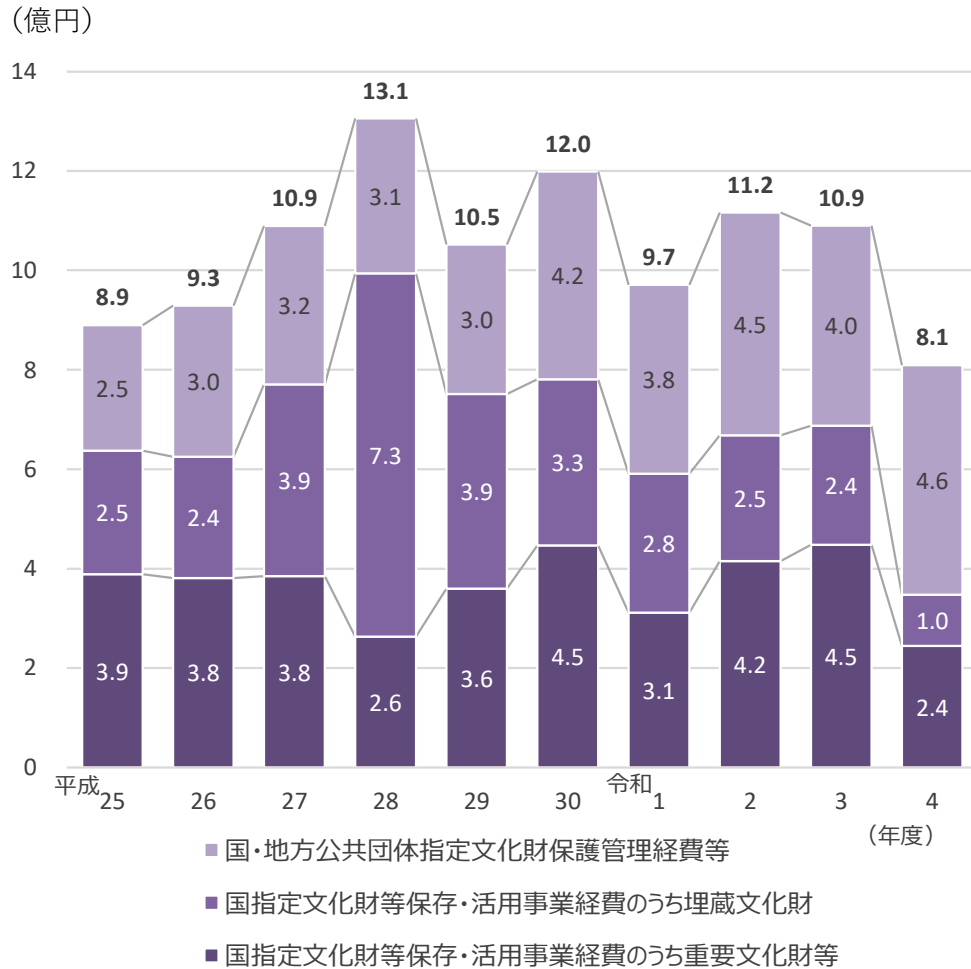
部名等	課名	主な業務内容
文化芸術都市推進室	文化芸術企画課	文化の普及・向上、京都文化芸術都市創生条例の推進、文化施設の調査及び整備、文化関係団体との連絡、ロームシアター京都、京都コンサートホール、文化会館、円山公園音楽堂、久世ふれあいセンターの文化・スポーツ施設及び京都芸術センター、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団及び公益財団法人京都市芸術文化協会、交響楽団に関する事務、京都市立芸術大学関係事務、文化庁連携に関する事務
	文化財保護課	文化財保護及びその指導、市所有管理文化財の維持管理、文化財保護事業資金の融資、世界遺産を含む文化遺産の普及・啓発、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、埋蔵文化財の発掘調査に関する指導、出土品等の整理・研究・収蔵に関する事務及び埋蔵文化財の鑑査事務、考古資料館、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、無鄰菴、文化財建造物保存技術研修センター、岩倉具視幽棲旧宅、旧三井家下鴨別邸、史跡山科本願寺跡公園
	美術館	美術品・美術工芸品の収集・保管・展観
	動物園	動物の飼育・管理・展示、種の保存、繁殖及び研究
	元離宮二条城事務所 歴史資料館	二条城の維持管理、観覧 京都の歴史に関する調査・研究・資料の収集・保存・展示、京都の歴史に関する図書の編さん・刊行
くらし安全推進部	文化市民総務課	局の庶務・計理・労務管理・企画調査
	くらし安全推進課	交通安全対策、違法駐車等防止条例による事務、生活安全条例による事務、路上喫煙等の禁止等に関する条例による事務、犯罪被害者等支援条例による事務、暴力団排除条例による事務、交通安全基本条例による事務、世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動に関する事務、客引き行為等の禁止等に関する条例による事務
	消費生活総合センター	法律相談、交通事故相談、消費生活相談及びその他市民相談、市民の要望の処理、消費生活に関する調査・企画・啓発情報収集・提供・苦情処理、家庭用品品質表示法及び製品安全関係四法並びに消費者安全法による立入調査等に関する事務、消費者団体の助成、物価対策、消費生活条例に関する事務
地域自治推進室	区政推進担当	区政及び地域行政の総合化に関する調査、企画、連絡及び調整、区庁舎の整備に係る企画及び推進、行旅病死人等に関する連絡及び調整、区役所に関する事務、スマート区役所に関する事務
	市民窓口企画担当	戸籍・住民基本台帳・中長期在留者等の住居地の届出・個人の印鑑登録・特別永住者・証明書発行コーナーにおける事務の総括、行政境界明示、町名、町界審議会に関する事務、町名証明の発行、自動車の臨時運行に関する事務
	マイナンバーカード企画推進担当	マイナンバー制度に係る企画調整、マイナンバーカード交付事務、公的個人認証に関する事務等の総括
	地域づくり推進担当	地域振興に関する調査、企画、連絡及び調整、地縁団体の認可、集会所新築等補助金、ちびっこひろばに関する事務の統括、市政協力委員、地域コミュニティ活性化推進条例による事務、北部山間地域の振興
	市民活動支援担当	市民の公益的活動に関する企画及び推進に係る事務、市民活動センターに関する事務、特定非営利活動促進法による事務
共生社会推進室	人権文化推進担当	人権文化構築に関する総合的な企画調整・推進、人権尊重の意識高揚を図るための啓発事業の統括に関する事務
	男女共同参画推進担当	男女共同参画に関する事務、男女共同参画審議会、男女共同参画センター、女性の活躍推進、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進、婚活支援、勤労者教育対策（労働学校）、労働者金融対策、勤労者情報システム、その他勤労者福祉対策、働き方改革、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務、配偶者暴力相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する事務
市民スポーツ振興室	スポーツ企画担当	スポーツの普及・振興に関する企画・調整
	スポーツ施設担当	スポーツ施設の調査及び整備計画、体育館等運動施設の維持管理
	スポーツ活動推進担当	スポーツの普及・振興、競技水準の向上、市民のスポーツ・レクリエーションの指導・奨励、スポーツ関係団体との連絡・調整、ワールドマスターズゲームズに関する事務
	京都マラソン担当	

3. 京都市の文化財行政～予算

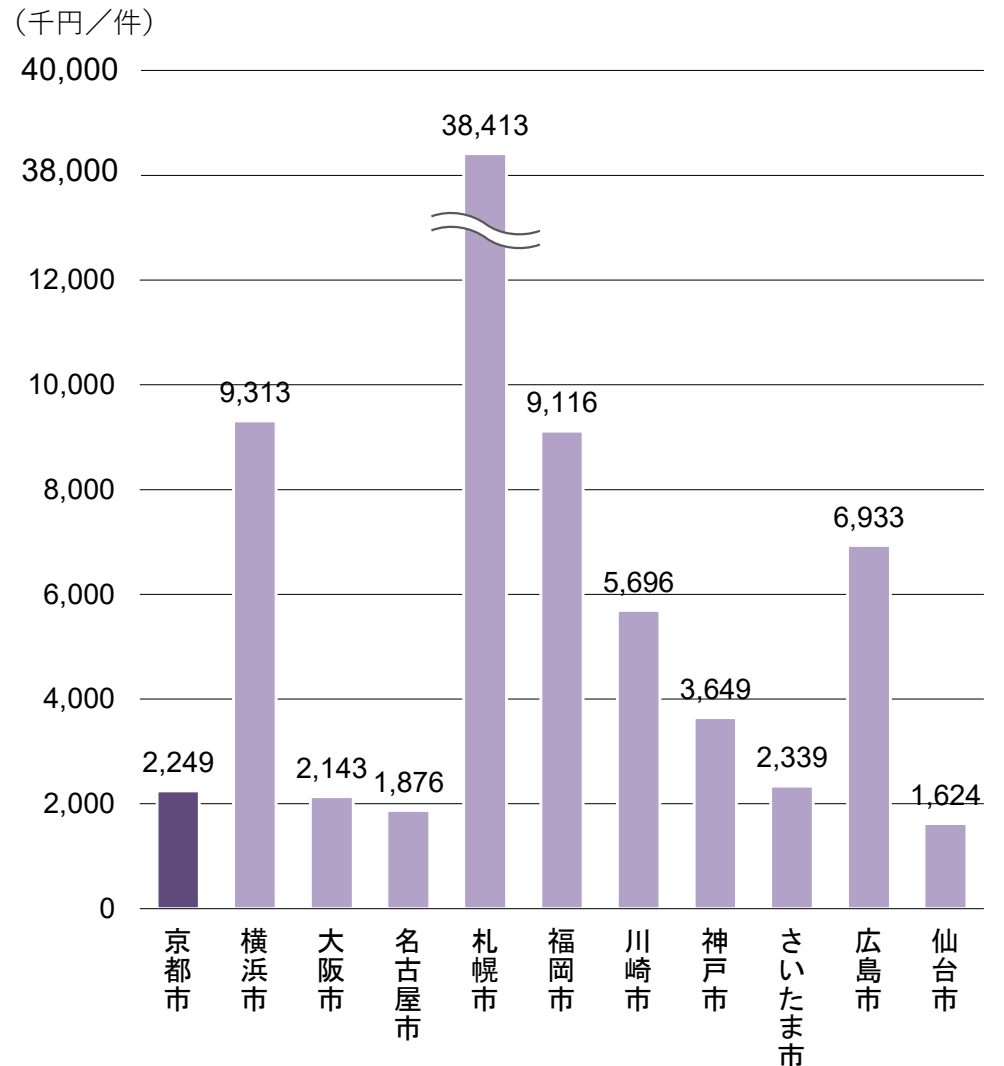
京都文化遺産の保存・活用に関連する京都市財政

京都文化遺産の保存活用は、経常的な経費を要するものであり、京都市としてもこれまで一定割合の予算を確保して文化財行政を推進してきている。一方で、京都市は市指定文化財が多いことから、市指定文化財及び市登録文化財の合計件数1件あたりの予算額で他の政令市と比較すると、水準としては高いとは言い切れない。

京都市としてもこれまで一定割合の予算を確保して文化財行政を推進してきている。一方で、市指定文化財及び市登録文化財の合計件数1件あたりの予算額で他の政令市と比較すると、水準としては高いとは言い切れない。



(出典) 文化庁「地方における文化行政の状況について」より京都市分を集計



(出典) 文化庁「地方における文化行政の状況について」及び各自治体HPより作成

3. 京都市の文化財行政～予算

(参考) 京都文化遺産の保存・活用に関連する京都市財政

京都市における文化財行政に関連する令和6年度の予算、令和4年度の決算の内容は以下のとおりである。

R6年度予算 (千円)

文化財保護対策	市指定文化財等保存修理	62,800	62,800
文化財保護事業資金融資事業		15,012	15,012
みやこ文化財愛護委員、文化財マネージャーの育成		1,000	1,000
伝統行事助成		65,000	65,000
祇園祭、五山送り火に対する助成			
山鉦懸装品等新調、山鉦修理、行事助成など			
天然記念物深泥池の保全・活用		1,816	1,816
文化財保護普及啓発		4,540	4,240
特別天然記念物オオサンショウウオ保護事業		5,000	5,000
埋蔵文化財発掘調査		60,253	60,253
出土遺物整理		11,324	11,324
埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備		8,381	8,381
考古資料館運営		26,379	26,379
文化観光資源保護財団助成		93,490	93,490
“京都をつなぐ無形文化遺産”制度		1,041	1,041
“京都を彩る建物や庭園”制度		9,421	9,421
「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度		3,388	3,388
	(◎) 429,748		
史跡公有化及び仮整備事業		545,940	45,930
平安宮跡豊楽院跡など(うち第二次429,748)			
市所有史跡等管理		54,800	54,848
京都市文化財保存活用地域計画の推進		2,664	2,647
親子で学ぶ京の生活文化普及啓発事業		35,000	35,000
京北文化遺産センター運営費		5,700	5,700
	(◎) 5,000		
世界遺産「古都京都の文化財」登録30周年記念事業(第二次5,000) <新 規>		5,000	-
無鄰菴本格修理事業		22,356	6,450
祇園祭山鉦館改修工事事業		66,730	-
基金積立金		55,630	35,630
文化芸術振興基金(文化財保護)			

R4年度決算 負担区分 (千円)

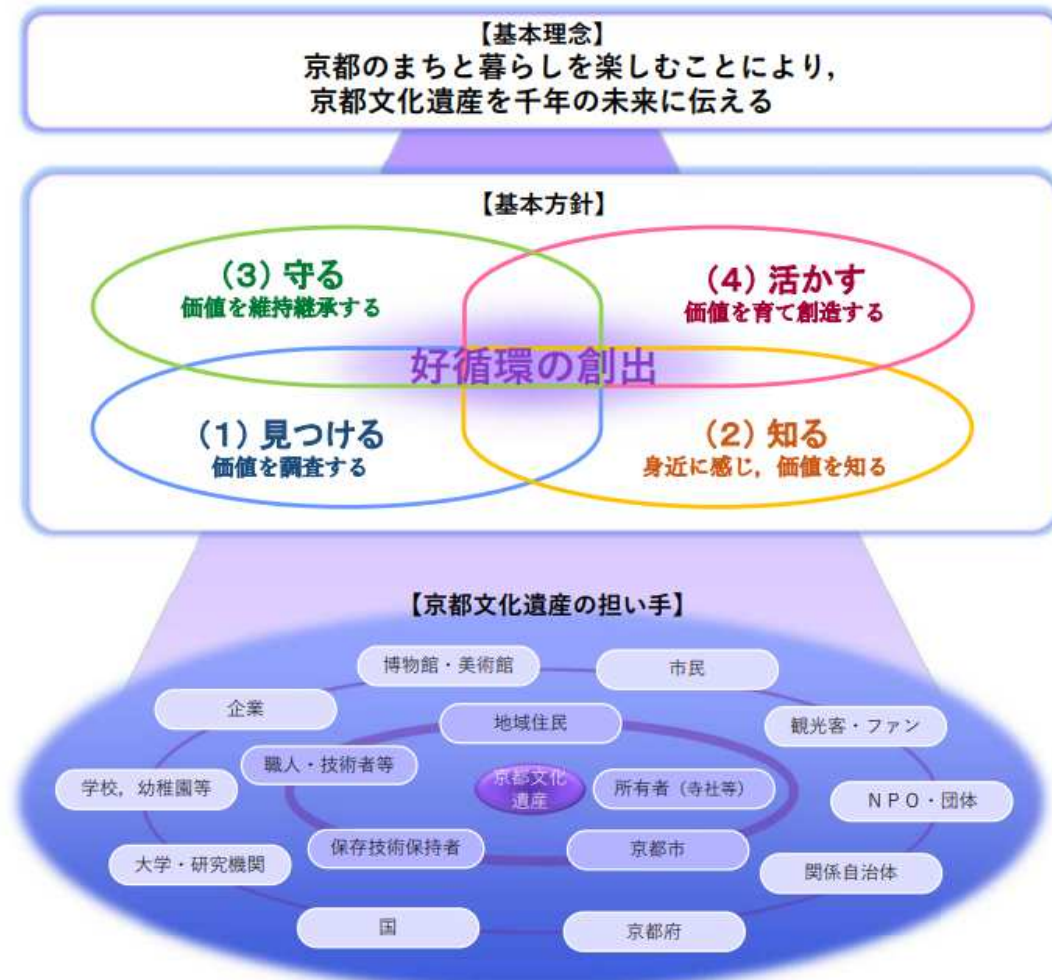
区分	件名	決算額	国	市特財(売上等)	市負担	市負担(小計)	ふるさと納税	宿泊税	一般財源
保護関連	美工	市指定文化財等助成事業(美術工芸品)	2,781	869		1,912	1,912	890	939
	建造物	市指定文化財等助成事業(建造物)	48,983	15,297		33,686	36,686	15,662	16,528
		“京都を彩る建物や庭園”助成制度	3,000			3,000			2,756
	無形民俗	伝統行事助成・祇園祭山鉦修理	64,998			64,998		2,660	57,310
		市指定文化財等助成事業(無形民俗)	1,260	394		866	66,438	403	426
		祇園祭山鉦館管理	574			574			
	史跡	市所有史跡等管理	52,739	24,940		27,799			25,566
		市指定文化財等助成事業(史跡)	3,356	1,049		2,307	50,201	1,074	1,133
		【投資枠】史跡公有化及び仮整備	41,792	1,898	22,000	17,894			16,451
		【投資枠】上ノ山古墳公園整備	34,388	16,000	16,187	2,201			
	名勝	市指定文化財等助成事業(名勝)	5,186	1,621		3,565	3,565	1,660	1,752
		深泥池保全・活用	1,780			1,780			1,637
	記念物	特別天然記念物オオサンショウウオ保護事業	4,954	2,425		2,529	5,057		2,325
		市指定文化財等助成事業(記念物)	1,089	341		748		349	368
	埋文	出土遺物整理	11,324		7,241	4,083			3,754
埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備		8,381		7,240	1,141			1,049	
埋蔵文化財届出指導業務		120,365		157,122	▲36,757	65,105			
出土遺物保管管理業務		70,727			70,727			65,022	
	【投資枠】埋蔵文化財発掘調査	50,512	24,601		25,911			23,821	
普及関連	文化財普及啓発事業	4,043		2,111	1,932			1,776	
	“京都をつなぐ無形文化遺産”制度の運用	526			526			484	
	「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	2,804	388		2,416		2,000	384	
	“京都を彩る建物や庭園”制度の運用	3,187			3,187	14,911		2,932	
	【投資枠】文化遺産維持管理	4,950	1,500		3,450			3,172	
	「源氏物語」と平安京の魅力発信事業	6,800	3,400		3,400		3,400		
	親子で学ぶ京の生活文化普及啓発事業	9,094	9,094		0				
事務費その他	条例関連実態調査	1,276			1,276			1,173	
	文化財保護審議会	502			502			463	
	文化財保護事業資金融資事業	8,400		8,400	0				
	文化観光資源保護財団助成	81,490		81,490	0				
	Arts Aid KYOTO(文化財保護)の推進	481		175	306	6,153		282	
	社寺屋根等保存会研修助成	500			500			460	
	京都市文化財保存活用地域計画の策定	2,537			2,537			2,332	
	京都市の文化的景観推進事業	32			32				
施設管理	みやこ文化財愛護委員、文化財マネージャーの育成	1,000			1,000				
	京都市考古資料館指定管理業務	26,379		68	26,311				
	京北文化遺産センター運営費	5,686			5,686			5,227	
	建築基準法第12条点検	332			332	35,525		28,000	
	無鄰菴本格修理	5,000	2,500		2,500			2,298	
	照明設備のLED化	4,696		4,000	696				
総計		697,904	106,317	306,034	285,553	285,553	28,098	241,820	15,635

3. 京都市の文化財行政～京都市文化財保存活用地域計画

京都市文化財保存活用地域計画

計画期間令和3年度（2021）から令和12年度（2030）の10年間

文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる「文化財」に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図ることとしている。また、市民をはじめ多くの人に京都のまちや暮らしを楽しんでもらうことを通じて京都文化遺産を千年の未来に伝えることを基本理念として据えている。



(1) 見つける—京都文化遺産の価値を調査する

京都のまちの空るところに眠っている、まだ知られていない京都文化遺産について、その所有者や、市内の歴史や文化の研究を行う大学・研究機関、京都の誇れた魅力を発信しようとする企業、団体等の関係者はもとより、幅広い市民の皆様とともに調査を進め、歴史都市・京都の新たな魅力を創出します。

ア 京都文化遺産の調査の推進
① 京都文化遺産に関する計画的な調査の推進
② 京都文化遺産の調査に向けた検討
③ 京都文化遺産の記録保存の推進
イ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進
① 市民による京都文化遺産の掘り起こしの推進
② 大学、博物館、企業等との情報共有と共同による調査・研究の推進
③ 出土遺物、古文書等の整理、リスト化、公開の推進

(2) 知る—京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る

地域のお祭りや京料理、菫物などの暮らしの文化、道を歩けば出会う歴史的建造物や遺跡など、身近に存在し、子どもからお年寄りまでそれぞれの市民の暮らしを豊かにしてくれる京都文化遺産の価値を把握し、京都市民をはじめ、多くの人々と共有を図っていきます。

ア 市民一人一人が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実
① 京都文化遺産の正しい価値の発信
② 地域住民を対象に京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える取組の推進
③ 次代を担う世代に京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組の推進
イ より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組の充実
① 京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるための国内外への発信
② 京都の歴史の蓄積を活かした京都文化遺産の価値の発信
③ 市内博物館や生涯学習施設等との連携による情報発信の充実
④ より積極的に京都文化遺産の維持継承に関わってもらうための取組の充実

(3) 守る—京都文化遺産の価値を維持継承する

1200年を超える京都の歴史を今に伝える貴重な文化財を、歴史都市・京都のまちのシンボルとして保存するとともに、京都のまちや暮らしと一体となって、歴史都市・京都の魅力を高める京都文化遺産について、まちづくりの一環として、未長く未来に伝えていきます。

ア 京都文化遺産の維持継承の取組の推進
① 京都文化遺産の文化財への指定等の推進
② 京都文化遺産の所有者等に対する支援
③ 民間事業者からの届出等を通じた京都文化遺産の保存・活用の支援
④ 京都文化遺産に関する技術の向上のための取組の推進
イ 文化財、文化財公開施設等の保存・保全の推進
① 文化財、文化財公開施設の修理等の推進
② 京都文化遺産の保存施設の確保に向けた検討
③ 天然記念物の保全
ウ 京都文化遺産の保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の低減
① 京都文化遺産の活用を通じた財源の確保の支援
② 適切な周期での文化財修理の推進
③ 新たな財源確保、資金調達の手法等の検討
エ 京都文化遺産の担い手の確保
① 京都文化遺産の担い手が相互に連携・情報交換を行う場の提供
② 京都文化遺産の担い手の育成
③ 京都文化遺産の担い手を支援、顕彰する制度の検討
オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承
① 京都文化遺産を支える資源等の確保
② 京都文化遺産に関する技術等の産業としての安定化の推進
③ 市内外の産地との協力による伝統的な文化やものづくりの活性化の検討
カ 防災・防火、防犯対策の充実
① 市民、地域と一体となった防災・防犯対策の推進
② 文化財が被災した場合の対応等の検討
③ 文化財の防犯対策の推進

(4) 活かす—京都文化遺産の価値を育て、創造する

京都では、京都文化遺産を核として、それぞれの地域が独自性を発揮してまちづくりに取り組んでいることを踏まえ、京都文化遺産を地域の活性化に活かし、あるいは市民の暮らしの中に取り入れることにより、歴史都市としての魅力を高め、市民生活を豊かにしていくことを目指します。

ア 京都文化遺産の活用の普及
① 京都文化遺産の適切な活用の意識の醸成
② 京都の歴史や文化の理解につながる活用の普及
イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出
① 京都文化遺産の特性に応じた保存・活用の推進
② 京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備
③ 京都文化遺産の多様な価値を引き出すための様々な関係者との連携の推進
④ それぞれの地域の京都文化遺産を活かした市民主体のまちづくりの推進

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）

考古資料館・歴史資料館の施設概要

京都市が所有する文化財関連の展示施設は、考古資料館と歴史資料館の2館である。2館の概要は下表のとおり。

2施設は延床面積がいずれも3,000㎡以下であり、延床面積及び展示面積・収蔵面積の全てにおいて、人口100万人以上の政令市においては、さいたま市の次に小さい規模である（ただし、さいたま市は合併前の各自治体の郷土資料館が各地に立地する）。

また、2館とも博物館法における「登録博物館」や「指定施設」ではなく、その他の「博物館類似施設」であり、**人口100万人以上の政令市において、市有博物館が登録博物館ではない自治体は、京都市と川崎市市民ミュージアムのみである（※）。**加えて、2館とも「公開承認施設」・「公開事前届出免除施設」に必要な施設設備の基準を満たしておらず、その承認等を得ていない。

※：ただし、札幌市は市立博物館がなく、ソフト事業重視の活動を実施する札幌博物館整備に向けた準備施設である博物館活動センターと、埋蔵文化財センターが存在するが、登録博物館ではない。また、川崎市市民ミュージアムは登録博物館制度に係る法改正（令和4年）以前の令和元年に令和元年東日本台風で施設が被災しており、現在新たなミュージアムについて検討中。

考古資料館・歴史資料館の概要

	考古資料館	歴史資料館
施設の区分	博物館類似施設	博物館類似施設
開館年／建築年	1979年/1914年	1982年/同年
延床面積（㎡）	2,727.37	995.00
うち、展示面積（㎡）	673.19	186.48
うち、収蔵面積（㎡）	456.51	-
収集・保存する資料	考古資料、考古資料を理解するうえで欠かすことのできない関連資料等	京都の歴史に関する資料（歴史資料、民俗資料）
事業内容 （各館の条例より抜粋）	(1) 考古資料の収集、保管及び展示 (2) 考古資料に関する調査及び研究 (3) 考古資料に関する講習会、講演会等の開催 (4) 考古資料に関する情報の収集及び提供 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業	(1) 京都の歴史に関する資料の収集、整理及び 保存 (2) 京都の歴史に関する資料の展示及び供覧 (3) 京都の歴史に関する調査及び研究 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）

施設・設備の現状・課題＜考古資料館＞

考古資料館は耐震診断の結果、陳列棟、事務棟、収蔵庫棟の3棟全てが耐震不足と指摘されている。陳列棟は耐震改修が可能だが、耐震改修を行うことで、展示面積が減少すること等が想定される（なお、事務棟と収蔵庫棟は耐震化が不可能）。

加えて、温湿度管理等の点で文化財の保存・収蔵環境として十分な施設・設備が整っていない状況や、バリアフリー化が未対応であること、バスの停車ができないこと等、利用者の利便性が低い状況である。

施設・設備の現状と課題

		考古資料館の現状・課題
収蔵・保存環境	温度管理	不十分 ※収蔵庫棟は空調設備導入済
	湿度管理	不十分 ※収蔵庫は除湿器で対応中
	災害対策	耐震性能なし（地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い） 陳列棟は耐震化が可能だが、耐震化により展示面積等の圧迫が見込まれる。 事務棟・収蔵庫等は施設構造上、耐震化が不可能。
	照明	LED化されていない
諸室、機能		収蔵資料の閲覧室、研修・ワークショップ等のための諸室はない。 バスが停車できる駐車場がなく、学校の社会見学等の団体受入れが困難。
施設配置・動線計画		バリアフリー化未対応。 陳列棟1階への搬入動線にも階段がある（次頁参照）。

○公開承認施設の承認の基準に係る建物及び設備の要件との比較

承認の基準である「建物が、耐火耐震構造であること」「温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。」等の基準を満たすことができない。

○登録博物館の施設及び設備に関する要件（※）との比較（※：博物館法施行規則第21条を元に作成）

「防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。」「高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。」等の要件を満たしていない。

※1：「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」を元に作成

※2：博物館法施行規則第21条を元に作成

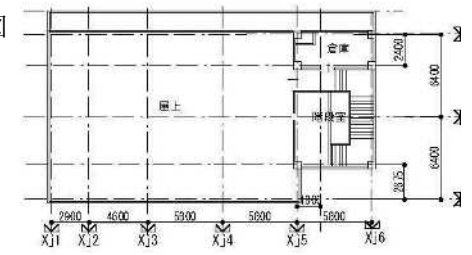
3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）

施設・設備の現状・課題<考古資料館>

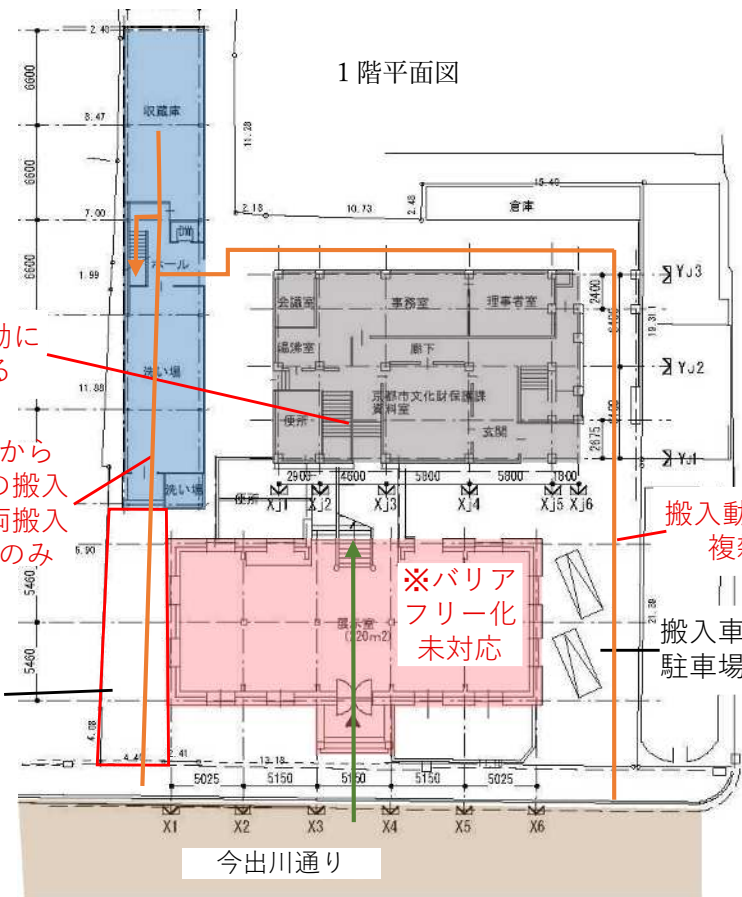
施設配置・動線計画に係る課題

※一般・外部向けの収蔵資料の閲覧、研修・ワークショップ等のための諸室はない

事務棟 4階平面図



1階平面図



1F同士の移動に階段がある

収蔵庫棟前から収蔵庫棟への搬入は軽量で車両搬入しないもののみ

軽車両のみ駐車可

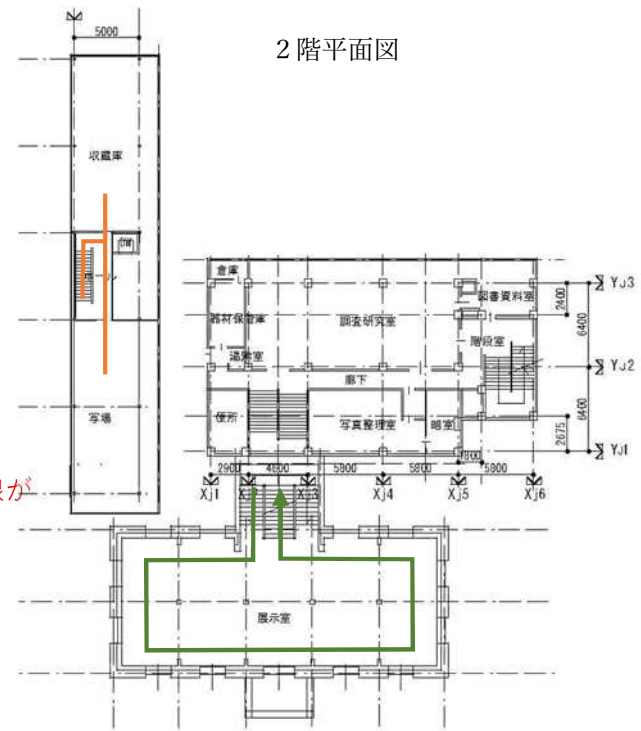
搬入動線が複雑

※バリアフリー化未対応

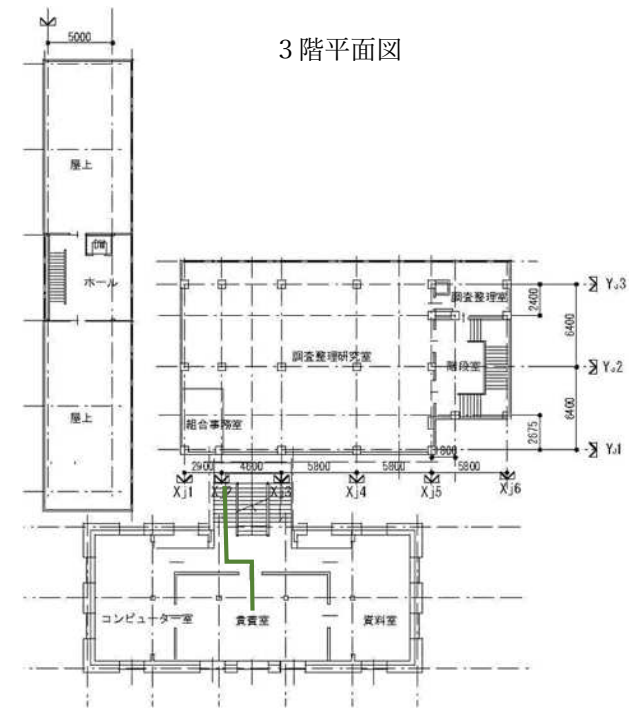
搬入車両駐車場所

今出川通り

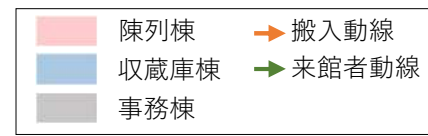
2階平面図



3階平面図



※3階コンピューター室、資料室は職員のみ出入り有り



(出典) 京都市資料を元に作成

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

(参考) 考古資料館 耐震診断結果

耐震診断の結果、陳列棟、事務棟、収蔵庫棟の3棟全てに耐震不足が指摘されている。

施設名	諸室名	面積	用途	管理状況	使用
考古資料館【事務棟(文化財保護課分室棟)】	B1倉庫・倉庫	34.56㎡	書類倉庫	なし	保護課・埋文研
	B1倉庫	32.45㎡	機材倉庫	なし	保護課・埋文研
	B1電気室	48.96㎡	電気室	なし	保護課
	1Fコピー室	11.88㎡	会議室	冷暖房設備:有	埋文研
	1F埋文研事務室	56.12㎡	事務室	冷暖房設備:有	埋文研
	1F給湯室・休憩室	10.64㎡	事務室	事務室と一体	埋文研
	1F役員室	25.30㎡	専務理事室	冷暖房設備:有	埋文研
	1F倉庫	7.00㎡	書類倉庫	なし	保護課
	1F文化財保護課分室	37.12㎡	遺物整理	冷暖房設備:有	保護課
	2F測量機材保管室	18.90㎡	機材倉庫	なし	埋文研
	2F給湯室	2.56㎡	給湯室	なし	埋文研
	2F調査研究室	156.33㎡	研究室	冷暖房設備:有	埋文研
	2F図書・資料室	24.36㎡	書庫	なし	埋文研
	2F中二階書庫	44.98㎡	書庫	なし	埋文研
	2F写真整理室	51.48㎡	作業室	冷暖房設備:有	埋文研
	3F調査・整理・研究室	275.50㎡	研究室	冷暖房設備:有	埋文研
	3F調査・整理室	24.51㎡	書類倉庫	なし	埋文研
	3F調査整理室	24.51㎡	研究室	冷暖房設備:有	埋文研
	4F倉庫(北)	13.92㎡	書庫	なし	保護課・埋文研
	4F倉庫(南)	9.90㎡	書庫	なし	保護課・埋文研
考古資料館【事務棟(文化財保護課分室棟)】	建築面積	360.10㎡			
	延床面積	1,274.00㎡			

※1 コンクリート圧縮強度の最小値:6.55N/㎠＜耐震診断目安13.5N/㎠【著しく低い】
 ※2 建築基準法施行令第74条「コンクリートの圧縮強度は12N/㎠以上であること」【建基法非適合】
 ※3 コンクリート中性化:最大94.5mm(築後74年が経過し、中性化が進行、鉄筋腐食)

※4 現況診断結果:1, 2階のIs値0.3未満【倒壊の危険性あり】	1F桁行Is値	0.15	NG	
	2F桁行Is値	0.25	NG	
	3F桁行Is値	0.32	NG	
	4F桁行Is値	0.34	NG	
	1F梁行Is値	0.17	NG	
	2F梁行Is値	0.24	NG	
	3F梁行Is値	0.605	OK	
	4F梁行Is値	0.65	OK	
	※5 補強検討結果:1, 2階のIs値0.6未満【危険建築物;早急な改築必要】	1F桁行Is値	0.55	NG
		2F桁行Is値	0.76	OK
1F梁行Is値		0.57	NG	
2F梁行Is値		0.65	OK	

施設名	諸室名	面積	用途	管理状況	使用
考古資料館【収蔵庫棟】	1F洗い場	72.15㎡	遺物洗い場	冷暖房設備あり	
	1F収蔵庫	70.31㎡	書庫	空調なし	
	2F収蔵庫(北)	91.29㎡	特別収蔵庫	空調なし	
	2F収蔵庫(南)	99.59㎡	写場	冷暖房設備あり	
考古資料館【収蔵庫棟】	3Fホール	44.70㎡	収蔵庫	空調なし	
	建築面積	235.60㎡			
	延床面積	457.00㎡			

※1 現況診断結果:1階のIs値0.3未満【倒壊の危険性あり】	1F桁行Is値	0.42	NG
	2F桁行Is値	0.98	OK
	3F桁行Is値	0.84	OK
	1F梁行Is値	0.23	NG
	2F梁行Is値	0.54	NG
	3F梁行Is値	0.55	NG
※2 補強検討結果:1階のIs値0.6未満【危険建築物;早急な改築必要】	1F桁行Is値	0.77	OK
	2F桁行Is値	0.98	OK
	3F桁行Is値	1	OK
	1F梁行Is値	0.33	NG
	2F梁行Is値	0.63	OK
	3F梁行Is値	0.62	OK

施設名	諸室名	面積	用途	管理状況	使用
考古資料館【陳列館】	1F事務室	27.43㎡	事務室	冷暖房設備あり	指定管理者
	1F館長室	27.43㎡	館長室・書庫	冷暖房設備あり	指定管理者
	1F展示・図書・学習室	112.00㎡	展示・図書・学習室	冷暖房設備あり	指定管理者
	1F展示収蔵室	111.00㎡	特別展示室	冷暖房設備あり	指定管理者
	2F展示収蔵室	278.46㎡	常設展示室	冷暖房設備あり	指定管理者
	3F貴賓室	83.42㎡	会議室	冷暖房設備あり	保護課
考古資料館【陳列館】	3Fコンピューター室	73.16㎡	コンピューター室	冷暖房設備あり	埋文研
	3F資料室	73.16㎡	写真保管室	冷暖房設備あり	埋文研
	建築面積	365.40㎡			
	延床面積	995.00㎡			

※1 現況診断結果:1階, 2階のIs値0.3未満【倒壊の危険性あり】	1F桁行Is値	0.26	NG
	2F桁行Is値	0.46	OK
	3F桁行Is値	0.8	OK
	1F梁行Is値	0.19	NG
	2F梁行Is値	0.25	NG
	3F梁行Is値	0.61	OK
※2 補強検討結果:Is値0.6以上【補強可能】	1F桁行Is値	0.87	OK
	2F桁行Is値	0.85	OK
	3F桁行Is値	1.37	OK
	1F梁行Is値	0.78	NG
	2F梁行Is値	0.95	OK
	3F梁行Is値	1.1	OK

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

施設・設備の現状・課題<歴史資料館>

建物全体としては、耐震性能があり、自動火災報知器、機械警備を備えている。ただし、展示室が資料館出入口と直結しており、外気が直接展示室に流れ込むため気密性が保てない、展示ケースにブザー等の防犯装置が設置されていないなど、公開承認施設として認定されるには課題がある。

施設・設備の現状と課題

歴史資料館の現状・課題		
収蔵・保存環境	温度管理	○：空調導入済み
	湿度管理	△：展示室、荷解室、民俗収蔵庫はなし。収蔵庫は除湿機能あり
	防火・防犯	自動火災報知器整備済み 展示ケースにブザー等の防犯装置が設置されていない
	災害対策	耐震性能あり
	照明	展示室はLED化されていない。 その他収蔵庫等はLED化済み。
	その他	展示室が資料館出入口と直結しているおり、外気が直接展示室に流れ込むため気密性が保てない。
諸室、機能	地階研修室は一部書庫になっており、収蔵機能、研修・閲覧機能のためのスペースが不足している。	

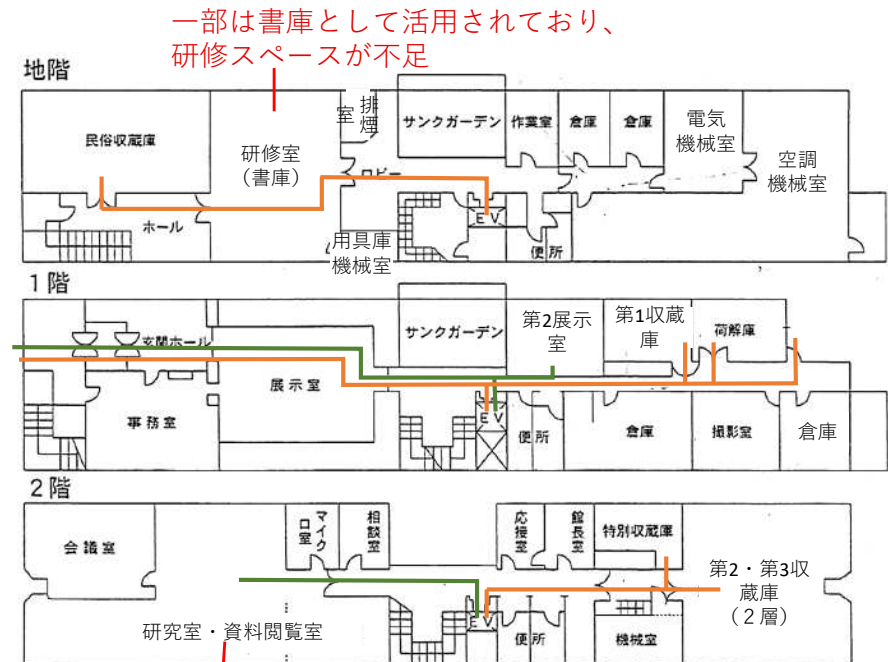
○公開承認施設の承認の基準に係る建物及び設備の要件（※1）との比較
公開施設の承認の基準である「温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること」「防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること」等を満たしていない。

○登録博物館の施設及び設備に関する参酌基準（※2）との比較
「防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。」等が含まれており、現在の施設では登録博物館の要件を満たしていない。

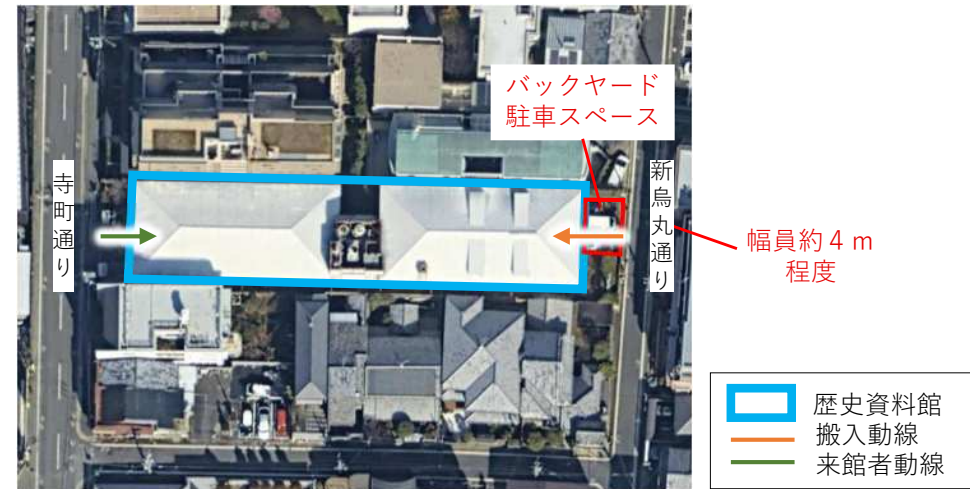
※1：「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」を元に作成

※2：博物館法施行規則第21条を元に作成

施設配置・動線計画に係る課題



閲覧室はあるが面積が不十分であり、資料を安全に広げて閲覧することができない (出典) 京都市資料を元に作成



(出典) Google map画像©2025 Airbus、地図データ©2025

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

博物館事業＜考古資料館＞

○入館者数（令和5年度）

- ・ 合計19,154人（1日平均62.6人）

○展示

- ・ 考古資料館では、常設展示に加え、考古資料の展示等について、令和5年度に特別展示3回や、全国的にも珍しい学生との合同企画展1回、速報展・企画陳列計8回を開催している。

○普及啓発

- ・ 考古資料に関する普及啓発について、小中学生向けのプログラムは体験（年1回）・夏季教室（年2回）を実施しているものの、事業全体の中で子ども向けの普及啓発事業は、これらの年3回に限られている。
- ・ その他、一般向けの講座・講演等を開催しているが、他館・他組織と連携した講座や、まち歩き・発掘現場の見学等のフィールドワーク・体験関連の事業はあまり実施されていない。
- ・ 考古資料の貸し出し（39件・1015点）への対応等を行っており、これは全国的にもかなり多い点数となっている。また、そのうち300点が企業・学校法人（博物館・他市町村等を除く）への貸し出しとなっている。

○調査

- ・ 考古資料館としての調査事業は実施しておらず、指定管理者である京都市埋蔵文化財研究所が「発掘調査報告」を中心とした研究成果の公表を行っている。

○大学・教育機関、関係機関等との連携

- ・ 学生の受入れや関係機関等の受入れ、ボランティアの継続的な研修等、幅広い事業を実施している。
- ・ 一方で、民間事業者等や他館と連携した、考古資料に係る企画等はあまり積極的に実施されていない。

令和5年度事業概要

■考古資料の展示及び特別展示等の開催

特別展示	3回
学生との合同企画展	1回
速報展・企画陳列	8回
常設展示（※展示品の入れ替え等を実施）	-
外部施設での展示の実施	8回

■考古資料に関する普及啓発

	開催回数	参加者数
小中学生発掘体験	1回	10人参加
夏季教室	2回	25人参加
考古資料の貸し出し	39件	1015点
文化財講座	9回	837人参加
文化財講演会	1回	
情報コーナーにおける普及啓発		
有償事業		
館長展示解説	6回	38人参加
記念講演会	5回	46人参加
バックヤードツアー（収蔵庫）	2回	10人参加
その他の有償事業（各種書籍の受託販売、学芸員実習等）		
コールドンウィーク特別イベント（過去の展示で作成した記念スタンプ、クイズ等を実施）		

■大学・教育機関、関係機関等との連携

	開催回数	参加者数
博物館学芸員課程実習生の受入れ	12大学	20人参加
京都市立中・総合支援学校「生き方探求・チャレンジ体験」	4校	13人参加
教育機関の学外授業等の受入れ	15団体	251人参加
関係機関等の受入れ	13団体	332人参加
取材対応	24件	
他関係機関との連携事業	7件	
博物館団体等連携事業、西陣歴史の町協議会との連携事業（史跡ウォーク）、西陣伝統文化祭「千両ヶ辻」への参画（講演）、京都モダン建築債への参画、京の三条まちづくり協議会との連携事業（社会実験への参加）、京都御苑関連アーカイブ港地区委員会への参画		
ボランティア研修		

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

博物館事業＜歴史資料館＞

○入場者数（令和5年度）：合計17,164人（1日平均79人）

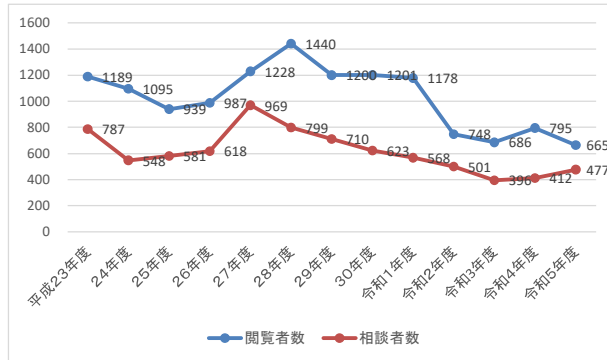
○展示

- 歴史資料館では、毎年度、特別展等を複数回実施しており、令和5年度には、特別展4回のほか第2展示室企画展3回、パネル展示2回が行われた。

○普及啓発

- 講座・講演等では、令和5年度の事業内容を見ると、古文書を読む連続講座や歴史講座等、歴史資料館の特色を活かした内容を行っている。ただし、子ども向けの内容は「子ども向けワークショップ」に限られており、**子ども・家族連れ向けのプログラムは限定的である。**
- 閲覧・相談について、閲覧者数は平成29年、相談者数は平成27年を境に減少傾向にある。（ただし、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の流行期間等によって、閉館期間等があることなどに留意が必要）

閲覧者数・相談者数の推移



※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館期間あり。
※令和5年は館内設備メンテナンスで閉館期間あり

○調査

- 令和5年度は自館単独での調査として、収蔵品の台帳・目録の整備を行っている。
- 他研究機関等と連携した調査や、他研究機関等への資料貸出し等による調査研究への協力等が中心であり、**自館独自の調査研究は限定的である。**

○大学・教育機関、関係機関等との連携

- 調査を中心に大学等との連携に取り組んでいるほか、博物館実習生の受入による人材育成に取り組んでいる。

令和5年度事業概要

■特別展等の開催			
特別展	4回	25,777人参加	327日（通算）
第2展示室企画展	3回		259日（通算）
パネル展示	2回		37日（通算）

■講座等		参加者数	
歴史講座		30人	
子ども向けワークショップ		46人	
トークイベント		42人	
連続講座（※春期・秋期・冬季各2クラス×4回）	延べ	191人	
ギャラリートーク	11回	249人	

■講師派遣（他機関主催講座等への出講）		参加者数	
アスニー京都学講座		63人	
京都府視覚障害者協会講座		70人	
宿場町・檜原の歴史講座		40人	

■資料の調査・収集・整理・保存・研究

収蔵品台帳・目録の整備
京都女子大学母利研究室との連携による善峯寺・金蔵寺調査
国文学研究資料館との連携による山本家等資料調査及び画像データ作成
大谷大学による今江家文書調査
東京大学史料編纂所による岩倉具視関係資料調査
八瀬童子関係資料の修理
東京大学資料編纂所による上賀茂社家の資料調査

■その他	
博物館実習生の受入	4大学 9人
「研究紀要の刊行」	
「叢書 京都の史料」の再版	
「京都祇園祭の山鉾行事」歴史資料調査事業への協力	
TOPPAN「古文書解読スマホアプリ「古文書カメラ」開発への協力	
Innovate MUSEUM事業（旧「地域と共働した博物館創造活動支援事業」） （京都の複数の歴史文化施設がクラスターを形成し、多様な事業を展開）	

その他、資料の貸出・閲覧、画像利用許諾、歴史的公文書の調査・指定、広報活動・情報発信等を実施

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

運営体制＜考古資料館・歴史資料館＞

考古資料館は、運営を公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所に委託しており、歴史資料館は直営で運営を行っている。

それぞれの体制は、下表のとおりであり、いずれも少数の職員で事業の運営を行っており、2館合計の職員数は20名と限られた人員で運営を行っている。

	考古資料館(※1)	歴史資料館
運営体制	指定管理 (指定管理先：公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所)	直営
職員数※2	館長 1名 副館長 1名 学芸員 1名 臨時職員(有期雇用・フルタイム) 2名 ⇒合計 5名 (令和6年度職員数)	館長 1名 市職員 5名 (うち歴史調査員2名) 会計年度任用職員A(歴史調査員) 3名 会計年度任用職員(アルバイト) 5名 臨時的任用職員 1名 ⇒合計 15名 (令和6年度職員数)

※1 埋蔵文化財の発掘調査は上記以外の京都市埋蔵文化財研究所職員が担当、警備清掃等業務は、外部委託によって実施

※2 会計年度任用職員を含む

(出典) 京都市資料

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

運営収支＜考古資料館＞

過去5年間の考古資料館の収支は下記のとおりであり、令和5年度の収入は27,215千円で、入場料が無料であることもあり、消費税を除く**97%が市の委託料で構成されており、支出に対する自己収入割合は4%未満**となっている。

また、支出は26,887千円（令和5年度）であり、人件費が68%、展示事業が15%と機械等保守費・光熱水費がそれぞれ5%程度と人件費が多くを占めている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■考古資料館					
収入					
市委託料	26,138,805	23,980,555	23,980,555	23,980,555	23,980,909
雑収入	396,372				
1. 旧雑収入(※自主事業)	0	442,366	380,292	673,354	531,026
2. 新規自主事業	0	0	0	171,911	229,086
計(1+2)	0	442,366	380,292	845,265	760,112
消費税	-	-	2,436,085	2,482,405	2,474,108
収入合計	26,535,177	24,422,921	26,796,932	27,308,225	27,215,129
支出					
人件費	17,763,727	15,277,095	18,294,418	14,300,120	16,593,203
機械等保守	2,800,353	2,468,290	1,220,540	1,253,004	1,253,004
光熱水費	1,141,875	1,210,965	1,232,757	1,413,112	1,202,194
展示事業	2,670,973	2,173,058	2,792,795	4,720,680	3,761,934
その他	0	1,343,610	728,520	1,296,838	1,632,400
計	24,376,928	22,473,018	24,269,030	22,983,754	24,442,735
消費税	2,158,249	-	2,426,903	2,297,399	2,444,274
合計	26,535,177	22,473,018	26,695,933	25,281,153	26,887,009
収支割合	0	1,949,903	100,999	2,027,072	328,120
自己収入割合	0.0%	2.0%	1.6%	3.7%	3.1%

※考古資料館の収入には寄付は含まれないが、京都市埋蔵文化財研究所が寄付を受け付けている。

(資料) 京都市考古資料館の管理に係る事業報告書(公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所)を元に作成

3. 京都市の文化財行政～歴史資料館

運営収支＜歴史資料館＞

過去5年間の歴史資料館の収支は下記のとおりである。（なお、歳出に人件費は含まれていない。）

令和5年度の収入合計は22,206千円であり、雑入、物品売払収入の他、市債（令和4・5年度）及び文化市民費補助金（令和元年度～令和4年度）で構成されている。一時的な支出である空調設備更新事業、照明設備のLED化を除く歳出に対する、**歴史資料館独自の収入（歳入から市債と補助金を除いた額）の割合は11.7%程度であり、歳入に占める寄付金の割合は0.1%未満に留まっている。**

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■ 歴史資料館					
歳入					
文化市民費補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-
物品売払収入	298,200	885,300	892,200	539,100	299,500
雑入	642,200	369,690	1,076,090	1,935,000	1,867,190
寄付金	0	0	156,806	34,115	39,166
市債	0	0	0	11,000,000	20,000,000
基金運用収入	0	0	0	0	8
合計	1,940,400	2,254,990	3,125,096	14,508,215	22,205,864
歳出					
歴史資料館管理運営	12,297,214	13,192,187	13,375,574	11,932,852	16,335,613
史料叢書編さん	0	0	0	0	990,900
市政史編さん事業	0	0	0	0	0
大政奉還150周年記念プロジェクト「岩倉具視関係資料」修復	0	0	0	0	0
鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承・活用事業	0	0	0	0	0
明治150年記念事業	0	0	0	0	0
ICOM京都会議連携	1,980,992	0	0	0	0
資料叢書編さん	0	499,950	499,950	0	0
収蔵資料のデジタル化	0	3,762,462	0	0	0
オリンピック・パラリンピック運動事業「京都市の文化財展」	0	2,653,220	0	0	0
京都市の古文書調査事業	0	1,980,170	2,033,990	1,992,482	0
（文化市民総務費）文化市民総務事務	4,581,750	4,649,230	5,522,119	6,146,360	1,500,000
文化財保護事業費（市内個人所有古文書調査）	1,978,480	0	0	0	0
（基金積立金）文化芸術振興基金	0	0	0	34,116	39,174
（文化市民施設管轄費）新型コロナウイルス感染症防止対策	0	605,000	0	0	0
（文化市民施設管轄費）公共施設ブロック塀安全対策	0	2,028,400	0	0	0
（文化市民施設管轄費）特別収蔵庫等冷却水循環装置更新事業	0	0	0	12,766,512	0
（文化市民施設管轄費）空調設備更新事業	0	0	0	0	15,684,141
（文化市民施設管轄費）照明設備のLED化	0	0	0	0	6,935,082
合計	20,838,436	29,370,619	21,431,633	32,872,322	41,484,910

（資料）京都市資料を元に作成

3. 京都市の文化財行政～京都市の博物館類似施設

京都市の文化財展示施設博物館類似施設（2館）の課題総括

考古資料館及び歴史資料館の現状を踏まえた京都市の文化財行政文化財展示施設の課題として以下のことが挙げられる。

	現状		京都市の文化財展示施設に係る課題
	考古資料館	歴史資料館	
施設・設備	延床面積約995㎡と小さく、展示面積・収蔵面積に限りがある。建物の耐震性が不足している他、バリアフリー化の未対応や、温度湿度管理が不十分など施設設備面の課題がある。	延床面積約2,000㎡と小さく、研修や資料の閲覧のためのスペースが不足している。建物の耐震性能はあり、自動火災報知器、機械警備等、一定の設備はあるが、展示室の気密性や防犯面など、公開承認施設として認定されるには課題がある。	2館とも規模が小さく、資料の閲覧や研修・ワークショップ等ができる十分なスペースがない。また、文化財の保存・展示のため施設・設備として、公開承認施設の要件を満たしていない。これにより、他所に保管されている国宝・重要文化財は、京都市所有のものも含め、展示が困難である。考古資料館は耐震性不足やバリアフリー化未対応などの課題もあり、将来的には耐震改修や代替施設の確保が必要となると考えられる。
事業	常設展示に加え、学生との合同企画を含む特別展示、普及啓発、大学教育機関との連携（学生の受入れ等）、他関係機関との連携事業等に取り組んでいる。課題として、子ども向けの普及啓発プログラムは年3回程度に限られている。また、一般向けの講座、講演等は開催しているものの、他館・他組織との連携による講座提供やフィールドワーク等の事業はあまり実施されていない。	常設展の他、特別展を複数回実施しているほか、講座・講師派遣等の普及啓発に取り組んでいる。また、他大学・研究機関との連携事業を含む資料の調査・収集・保存・研究、博物館実習生の受入れ等を行っている。課題として、子ども向けの普及啓発は、「子ども向けワークショップ」に限定されている。調査研究は、他研究機関等との連携事業や、他研究機関等への資料貸出し等による調査研究への協力等が中心であり、自館独自の調査研究は限定的である。また、大学・研究機関等との連携について、調査研究や博物館実習生の受入れ等は行っているものの、展示・体験や講座等の企画に関する連携等は実施されていない。	2館に共通して、講座・講演等を中心とした普及啓発事業にも取り組んでいるが、子ども向けのプログラムは限定的である。また、フィールドワークや体験を伴うプログラムなどはあまり実施していない。また、調査研究について、考古資料館については指定管理者である京都市埋蔵文化財研究所が発掘調査報告を中心に行っており、歴史資料館では目録等の整理や、他研究機関との連携事業を中心として行っているが、各館独自での収蔵資料等に係る調査研究は限定的である。
体制	指定管理者である京都市埋蔵文化財研究所職員（合計5名）によって運営されている。（令和6年度時点）	直営で職員15名によって運営されている。（令和6年度時点）	多様な文化財の収集・保存、展示、調査、他大学・研究機関との連携等を行う必要があるのに対し、運営を最小限で担っている。
収支	令和5年度の収支状況を見ると、収入の97%が市の委託料で構成されており、支出に対する自己収入割合は4%未満	令和5年度の歳入・歳出の状況を見ると、歴史資料館独自の収入（歳入から市債と補助金を除いた額）の割合は11.7%程度である。また、歳入に占める寄付金の割合は0.2%未満である。	2館とも入館料が無料であり、収入の大部分は市の財源である。また、寄付等による収入をはじめ、館独自の収入が少ない状況にある。

3. 京都市の文化財行政～収蔵庫

文化財収蔵状況の概要

本市では数多くの文化財を保有しているが、文化財は種類に応じて適切に保管をする必要がある。具体的には、埋蔵文化財、歴史資料、美術工芸品ごとに収蔵施設が必要となるが、本市では美術工芸品専用の収蔵施設を保有しておらず、一部を歴史資料専用の収蔵施設で保管している状況である。

文化財の種類	求められる収蔵環境	京都市の収蔵状況	収蔵室・収蔵庫の面積の合計 (m ²)
美術工芸品	細かい温湿度管理が可能な収蔵環境が必要 適した湿度は素材によって異なり、温度は22℃ (±1℃)程度、湿度は55%(±5%)程度で の管理が求められる	美術工芸品専用の収蔵庫はない 一部は歴史資料専用の収蔵施設で保管	現在は専用の収蔵庫がない
歴史資料	温湿度管理が可能な収蔵環境が必要 温度にもよるが、紙は湿度が高いと強度が低下す るが、湿度を低くすると乾燥してしまうため、 55%程度の湿度環境での管理が求められる	歴史資料館の収蔵室にて保存 (歴史資料館以外に収蔵庫はない)	526
埋蔵文化財	温湿度管理が一定可能な収蔵環境が必要 湿度が高くなるとカビや錆が発生する恐れがあり、 年間を通して湿度が60%以下である必要がある	収蔵庫は市内に9施設ある ※詳細は次ページ	9,638

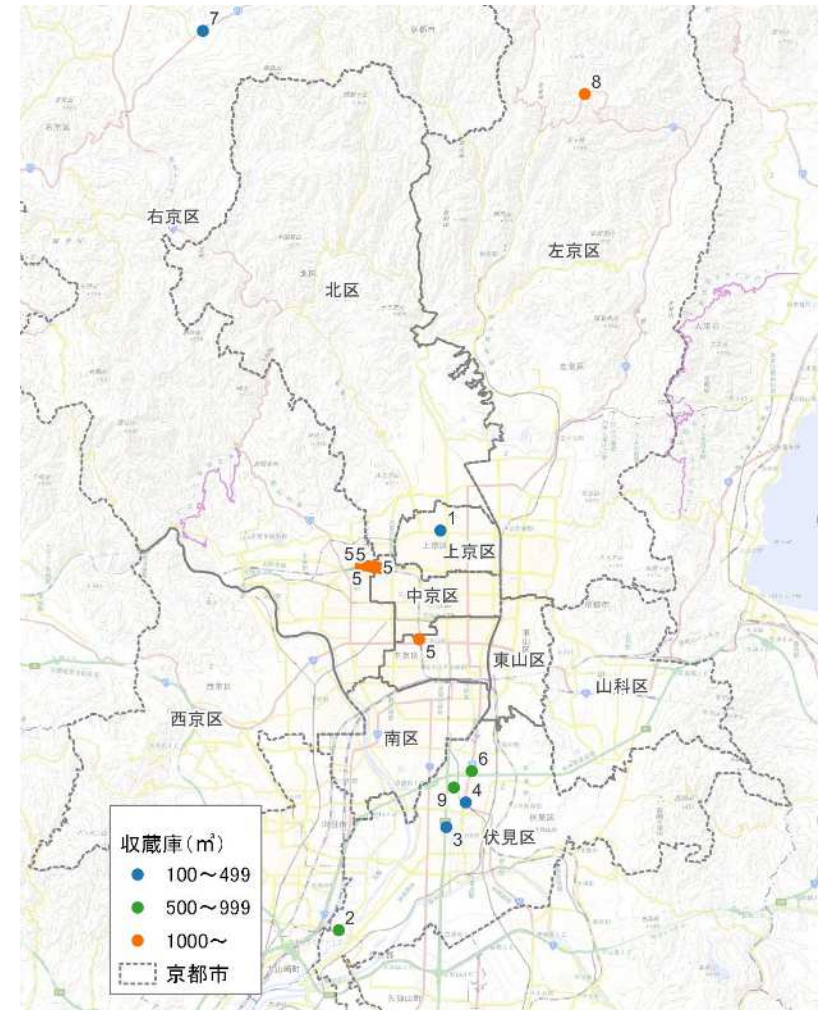
3. 京都市の文化財行政～収蔵庫

埋蔵文化財の収蔵庫の概要

本市では、西陣収蔵庫、伏見水垂収蔵庫、下鳥羽収蔵庫、伏見収蔵庫、山陰線収蔵庫、京北文化遺産センター（元京北第二小学校）の6施設、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所所有の収蔵庫として百井収蔵庫、深草収蔵庫、鳥羽事務所の3施設で埋蔵文化財を収蔵しており、令和6年12月末時点で合計211,710箱の埋蔵文化財を収蔵している。

No	収蔵庫名	住所	収蔵面積 (㎡)
1	西陣収蔵庫	上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1	128
2	伏見水垂収蔵庫	伏見区淀水垂町733-1	675
3	下鳥羽収蔵庫	伏見区毛利町150	390
4	伏見収蔵庫	伏見区深草泓ノ壺町14-4	300
5	山陰線収蔵庫	中京区西ノ京伯楽町、中京区西ノ京馬代町、右京区花園藪ノ下町、右京区花園木辻南町、右京区太秦安井小山町	2,698
6	深草収蔵庫	伏見区深草西浦町8丁目118-3	650
7	京北文化遺産センター (元京北第二小学校)	右京区京北塔町中筋浦	497
8	百井収蔵庫	左京区大原百井町476	3,776
9	鳥羽事務所	伏見区竹田中内畑町74	524

埋蔵文化財の収蔵庫の位置



3. 京都市の文化財行政～収蔵庫

文化財収蔵庫の機能の概要

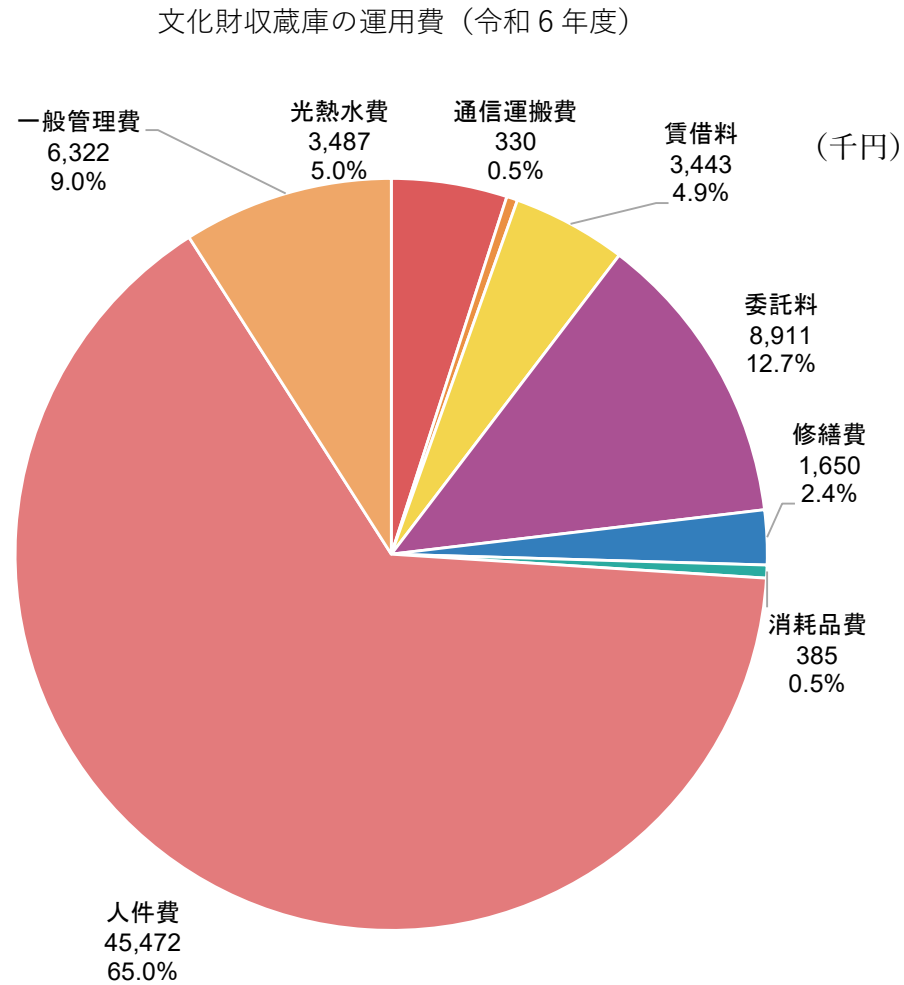
各収蔵庫は、温湿度のための空調機能の整備や防水工事等を進め、機能の拡張を図っているものの、一部の収蔵庫では温湿度管理や防犯対策・災害対策が不十分な状況にある。

保管対象の文化財	収蔵庫名	温度管理 (空調)	湿度管理 (除湿)	防火・防犯	災害対策	照明	その他
埋蔵文化財	西陣収蔵庫	○ (仮設)	○ (仮設)	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	×	×	・土地は(公財)埋蔵文化財研究所所有
	伏見水垂収蔵庫	△ (一部仮設、2階はなし)	△ (2階はなし)	防火：自火報、1Fの倉庫部分とそれ以外の区画で防火扉あり 防犯：敷地と建物の両方が機械警備	耐震性能あり	LED化済	
	下鳥羽収蔵庫	○ (仮設)	○ (仮設)	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	耐震性能あり	LED化済	・床にクラック発生 ・土地は(公財)埋蔵文化財研究所所有
	伏見収蔵庫	○	×	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	耐震性能あり	LED化済	・R5年度に屋上防水、壁塗り替え実施 ・土地は(公財)埋蔵文化財研究所所有
	山陰線収蔵庫	×	×	防火：防災シート養生 防犯：機械警備	耐震性能あり	×	・屋根がない
	深草収蔵庫	△ (2階はなし)	△ (2階はなし)	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	耐震検査未実施	×	・建物所有は埋文研
	京北文化遺産センター (元京北第二小学校)	○	○ (仮設)	防火：センター部分防火扉あり 防犯：機械警備	耐震性能あり	△ (常設展示室の展示ケースのみ対応)	・土地、建物は教育委員会所管
	百井収蔵庫	×	×	防火：自火報のみ 防犯：×	×	×	・建物は埋文研 ・土地は個人所有
	鳥羽事務所	○ (一部なし)	×	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	× (仮設建物)	×	・建物は埋文研 ・土地は安楽壽院
歴史資料、美術工芸品 (一部)	歴史資料館 収蔵室	○	○ (一部なし)	防火：自火報のみ 防犯：機械警備	耐震性能あり	LED化済	・展示室には気密性等の課題あり

3. 京都市の文化財行政～収蔵庫

文化財収蔵庫の運用費

本市における収蔵庫の運用費は年間約70,000千円となっており、人件費がそのうちの約65%を占めている。



3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する特長

総合政策としての京都文化遺産の保存・活用

京都市においては、京都文化遺産の維持継承に関して、従前の文化財の保護、埋蔵文化財の届出に係る指導、京町家の保全・継承、歴史的建築物の保存及び活用、歴史的風致維持向上計画などの取組に加えて、「京都を彩る建物や庭園（平成23年11月より）」「京都をつなぐ無形文化遺産（平成25年4月より）」「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成28年1月より）」など、多種多様な文化遺産の厚みを有する京都ならではの調査、普及、保存、活用等に関する取組を進めてきた。

また、文化遺産の所在調査や、京町家・近代の建造物の滅失・消失状況の把握等における研究者や市民等の参画、航空レーザー測量技術やドローンによる測量などの技術を用いた企業等の調査研究などの取組も行われている。

京都文化遺産を担い支える町衆のちから

関係団体等の協力を得て養成している「京都市文化財マネージャー」や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」等の活躍をはじめ、京都文化遺産の維持継承に携わってきた市民も多く、住民が史跡の保存会を組織したり、学生や社会人が伝統行事の担い手として参画したりするなど、市民レベルでの京都文化遺産に関する調査、普及、保存、活用等に関する活動も行われてきている。

登録博物館・公開承認施設の立地

令和7年3月現在、京都市内には、200以上の博物館施設が存在。うち、登録博物館が22館、指定施設が23館立地している。また、公開承認施設も4館立地している。

登録博物館	
1	大西清右衛門美術館
2	角屋もてなしの文化美術館
3	漢検 漢字博物館・図書館
4	北村美術館
5	京都府京都文化博物館
6	高麗美術館
7	嵯峨嵐山文華館
8	茶道資料館
9	白沙村荘 橋本関雪記念館
10	泉屋博古館
11	並河靖之七宝記念館
12	野村美術館
13	博物館さがの人形の家
14	日図デザイン博物館
15	風俗博物館
16	細見美術館
17	樂美術館
18	霊山歴史館
19	武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園
20	福田美術館
21	京都市青少年科学センター
22	島津製作所 創業記念資料館

指定施設	
1	KCIギャラリー
2	大谷大学博物館
3	京都芸術大学芸術館
4	京都工芸繊維大学美術工芸資料館
5	京都国立近代美術館
6	京都国立博物館
7	京都産業大学ギャラリー
8	京都市学校歴史博物館
9	京都市京セラ美術館 (京都市美術館)
10	京都市動物園
11	京都市立芸術大学芸術資料館
12	京都精華大学ギャラリー
13	京都大学総合博物館
14	京都鉄道博物館
15	嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学 附属博物館
16	醍醐寺霊宝館
17	花園大学歴史博物館
18	佛教大学宗教文化ミュージアム
19	養源院
20	立命館大学国際平和ミュージアム
21	龍谷大学龍谷ミュージアム
22	龍安寺
23	京都産業大学神山天文台

公開承認施設	
(一財)今日庵茶道総合資料館、京都府京都文化博物館、龍谷大学龍谷ミュージアム、京都国立博物館	

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する特長

京都文化遺産に関連する大学の集積

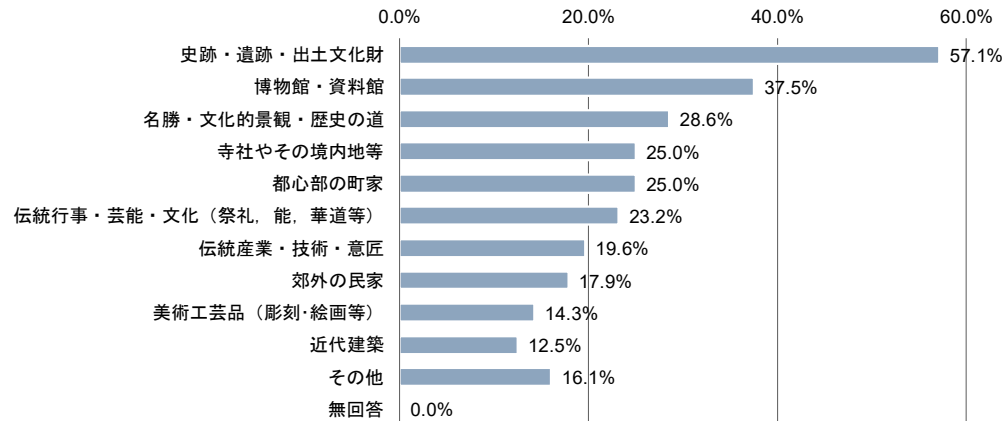
京都市内には、考古学をはじめ、京都遺産の保存・活用に関連する研究分野を有する多くの大学が存在し、博物館を有している大学もある。

本市が実施したアンケート調査（令和元年度）によると、9割近くの大学研究者（市内大学外含む）が「京都の文化遺産を活用した研究」について関心を持っており、特に「史跡・遺跡・出土文化財」「博物館・資料館」への関心が高くなっている

□京都文化遺産の保存活用に関連する学科等を有する市内立地大学 （順不同）

京都大学、京都工芸繊維大学、京都市立芸術大学、京都府立大学、大谷大学、京都外国語大学、華頂短期大学、京都光華女子大学短期大学部、京都産業大学、京都女子大学、京都精華大学、京都芸術大学、京都先端科学大学、京都橘大学、京都ノートルダム女子大学、京都美術工芸大学、嵯峨美術大学、同志社大学、花園大学、佛教大学、平安女学院大学、立命館大学、龍谷大学、池坊短期大学

【研究者】関心がある文化遺産の分野（3つ以内で回答: n=56）

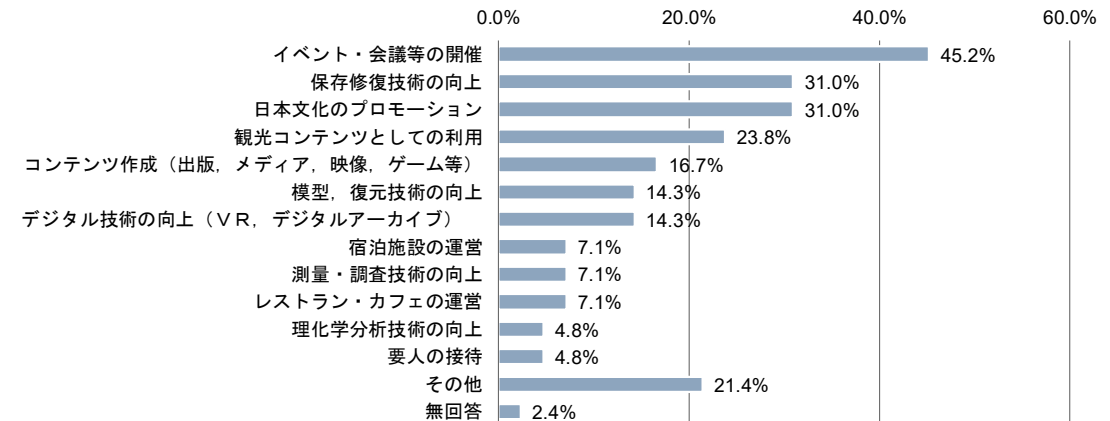


伝統と革新、技術を有する企業の集積

京都文化遺産は「京都のまちの営み」そのものと言え、京都の地において京都文化遺産と関りを持ちながら事業を営んでいる伝統と革新、技術を有する市内企業が多く存在している。また、市外の企業でも、京都文化遺産との関わりに関心を有する企業も存在する。

本市が実施したアンケート調査（令和元年度）によると、8割を超える関心企業・団体等が「京都の文化遺産を活用した事業やサービス」について関心をもっており、活用目的として「イベント・会議等の開催」「保存修復技術の向上」「日本文化のプロモーション」などが多く挙げられている。また、CSR活動としての文化遺産の保存・活用に関しても関心は高い。

【企業・団体】文化遺産の活用目的（3つ以内で回答: n=42）



3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆ 発見・調査

□文化財の集積に対して、発掘調査以外の調査研究が十分に行えていない

□市の文化財資料（考古資料・歴史資料等）を閲覧できるスペースが不足しており、十分な研究環境が確保できていない

政令市が所有する公立博物館のうち、歴史資料を扱っている中心的な館を対象に2016年以降の刊行物の刊行数と、その刊行物に掲載された論文・調査レポート、資料紹介等の件数比較は右表のとおり。

京都市では、歴史資料館が紀要5件（掲載記事17件）を刊行している。また、考古資料館の指定管理者である埋蔵文化財研究所が「発掘調査報告」を多く刊行している。一方で、発掘調査報告を除く研究紀要等については、歴史資料館と京都市埋蔵文化財研究所の合計で刊行数8件（掲載記事36件）であり、他の政令市では、各館の平均の掲載記事が約39件であることと比較して多いとは言えない。

また、上記のとおり、発掘調査報告が中心であり、市が所有する文化財の豊富さに対して、発掘調査以外の研究が十分行われているとはいえない。

加えて、歴史資料館・考古資料館における資料閲覧スペースの不足（再掲）により、十分な研究環境が確保できていない側面もある。

自治体	施設名	刊行物名	刊行数	論文・調査レポート等の記事件数	備考
京都市	歴史資料館	京都市歴史資料館 紀要	5	17	「叢書 京都の史料」、「保存修理報告」、「京都市政史」等を随時刊行
		その他	-	-	
	(参考)京都市埋蔵文化財研究所	研究紀要 発掘調査報告(シリーズ)	3 119	19	
大阪市	大阪歴史博物館	大阪歴史博物館研究紀要	8	75	調査報告、論考、資料／史料紹介
		共同研究成果報告書	6	25	
		その他	-	-	
堺市	堺市博物館	堺市博物館研究報告(館報)	9	61	
仙台市	仙台市博物館	仙台市博物館調査研究報告	9	37	
新潟市	新潟市歴史博物館「みなとびあ」	新潟市歴史博物館研究紀要	9	38	
横浜市	横浜市歴史博物館	横浜市歴史博物館調査研究報告	9	21	
		横浜市歴史博物館紀要	9	65	
千葉市	千葉市立加曽利貝塚博	貝塚博物館紀要	9	38	「貝塚博物館調査資料」「貝塚博物館研究資料」など
		その他			
	千葉市立郷土博物館	研究紀要	9	22	
浜松市	浜松市博物館	浜松市博物館報	7	20	遺跡発掘調査報告書など
		その他			
名古屋市	名古屋市博物館	研究紀要	9	39	特別展の報告、事業報告は除く
		調査研究報告・博物館資料叢書	-	-	2012年以前の刊行
		その他	-	-	博物館資料叢書3 猿猴庵[えんこうあん]の本、展覧会図録(常設展、特別展・企画展)、資料図版目録(収藏品展)・館蔵品図録等を出版
	名古屋見晴台考古資	名古屋見晴台考古資料館研究紀要	2	15	1999～2014年、2023年以降刊行
福岡市	福岡市博物館	福岡市博物館研究紀要	8	39	
熊本市	熊本博物館	熊本博物館 館報	8	36	
相模原市	相模原市立博物館	相模原市立博物館研究報告	9	61	歴史文化関連の記事に限る(科学系の記事は除く)。企画・展示の記録・アンケート調査等は除く。調査報告書の記事件数は1件と計上

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

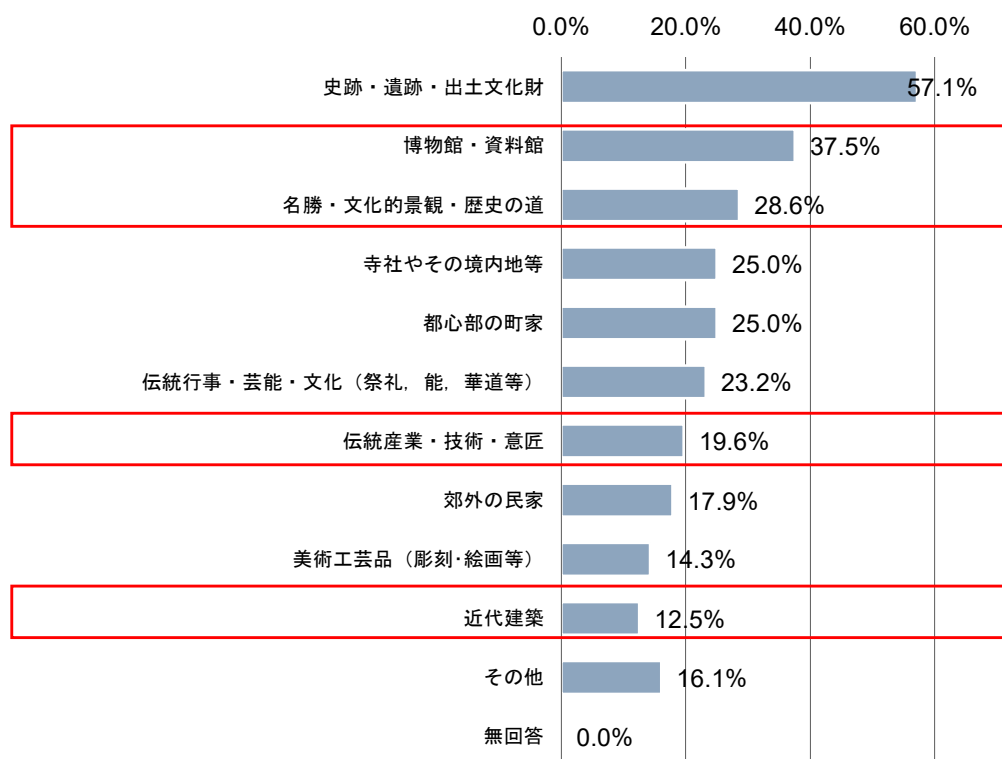
◆ 発見・調査

□文化財の厚みや、大学研究者の文化財関連研究への関心の高さがある一方で、各研究機関の連携・支援ができていないなどにより、そのポテンシャルを活かしきれていない

本市は、龍谷大学・埋蔵文化財研究所との「金属製品のより安価で安定性のある保存処理技術にかかる共同事業」や、市立芸大・奈文研との「出土品3Dモデル事業」などの共同調査研究事業の実績を有するが、共同の調査研究事業はこれらにとどまる。

本市が令和元年度に歴史、考古、美術、民俗、土木、建築等の学科を有する大学の研究者に実施したアンケートでは、京都市の文化遺産を活用した研究等に対する関心が「ある」または「どちらかといえばある」と回答した割合は、88.9%に上り、「史跡・遺跡・出土文化財」をはじめとした多様な文化財種別に対する研究者の関心がある。具体的な研究内容の要望もあり、文化財をテーマとした研究ポテンシャルは高い。

関心がある文化遺産の分野（3つ以内で回答: n=56）



取り組みたい研究等の具体的な内容

- 酸素同位体比の分析による出土木材や古建築材の年代決定、そのデータを用いた季候変動の復元
- 京都盆地の弥生～古墳時代の出土品（土器付着炭化物や出土木製品等）を利用した暦年代研究
- 弥生時代の遺跡から出土する出土品の理化学的分析等による鉄器生産技術の実態調査
- 京都市内古墳出土未報告資料の資料化および復元品製作、特別展などを通じた活用
- 遺構から出土する魚骨等の分析による京の魚食文化の特徴の解明や、平安京における動物利用の実態解明
- 遺跡・遺物にもとづいた詳細な地域史像の復元と、その成果の市民への還元・活用手法の研究
- 遺跡から出土する骨資料の年代測定、並びに生前の食性に関する研究
- 過去の人間活動（食生活や移動）の復元
- 博物館等に展示されていない多数の出土文化財の学術的な活用に向けて、大量観察的な手法や統計学的手法などでの資料化の方法を模索。また、市民に身近なものとして位置づけられるための効果的な方法の検討。

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆発見・調査

◆持続的な循環形成

□文化財の厚みや、大学研究者の文化財関連研究への関心の高さがある一方で、各研究機関の連携・支援ができていないことなどにより、そのポテンシャルを活かしきれていない

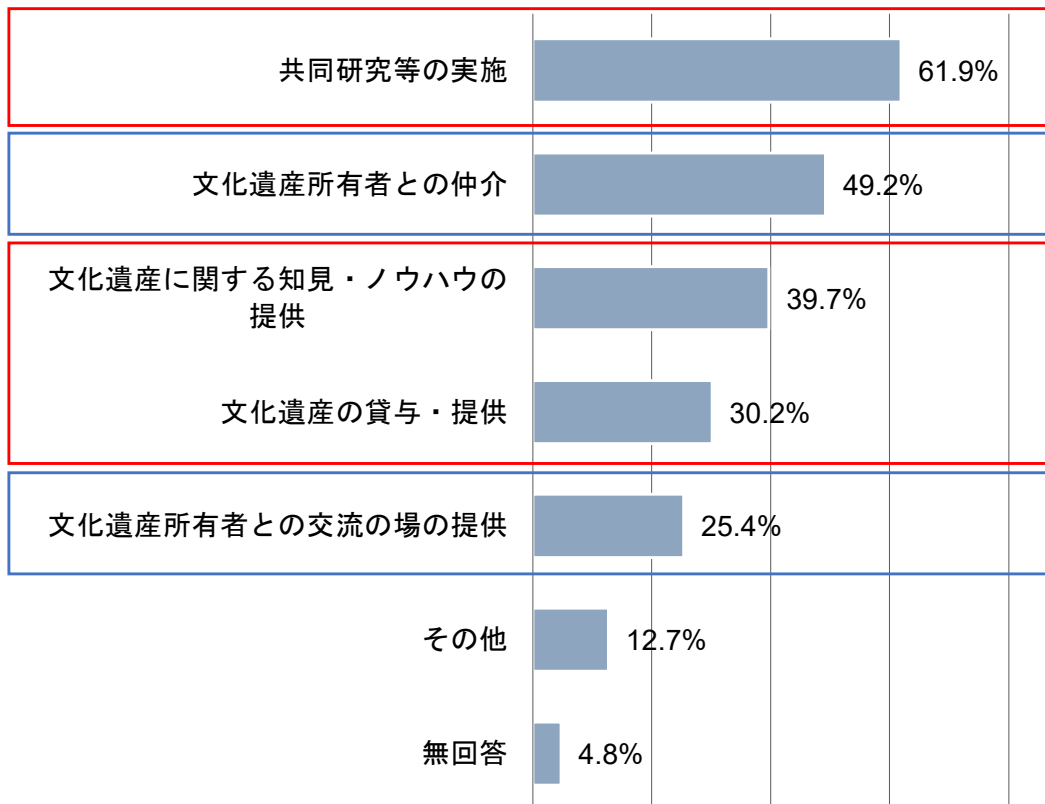
□文化財関連のネットワークの提供に関する大学研究者の期待がある

同アンケートでは、行政に期待する内容として、共同研究の実施が最も高く、文化遺産に関する知見・ノウハウの提供、文化遺産の貸与・提供についても一定の期待が寄せられ、研究での活用の余地が大きいことが伺える。

また、文化遺産所有者との仲介や交流の場の提供、研究者同士の情報交換の提供、大学や学会等の協同の仕組みなどに関する期待も寄せられている。

行政に期待すること（複数回答: n=63）

0% 20% 40% 60% 80%



京都市の取組に対する意見・助言

- 京都市の博物館・美術館などが持つ様々な**文化資源のデジタル化・公開**をお願いしたい。
- 研究者、学生やアマチュアも含めて**誰もが「文化遺産」を活用**できることが望まれる。広く情報発信が必要。
- 情報のハブとして機能するため、例えば関係する**研究者が自由に情報交換を行う会**を開催してはどうか。
- 長期的な文化財の調査・研究・活用のため、**大学・学会との協同する公募型の枠組み**が有効ではないか。
- 地域の文化財の保存活用に関し、**行政と大学等が一体となって調査・研究・提言を行う**機関を設置しては。

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆発見・調査

◆良好な状態で保つ

□美術工芸品の本市収蔵庫がなく、寄贈・寄託が受けられない

□歴史資料の収蔵庫は95%に達している

□埋蔵文化財の収蔵率は全体で95%に達し、複数の収蔵庫では100%を超えている

本市では、文化財の中でも美術工芸品の寄贈・寄託については、美術工芸品の保存に適した収蔵庫がないため、受け入れられていないのが現状である。また、歴史資料や埋蔵文化財に関しては、収蔵率は年々増加し、令和6年12月末時点で96%となっている。既に一部の埋蔵文化財の収蔵庫では収蔵率が100%を越える状況にある。

文化財の種類	保存状況の概要
美術工芸品	美術工芸品専用の市の収蔵庫はない
歴史資料	歴史資料館の収蔵室にて保存しているが、収蔵室は95%に達する
埋蔵文化財	収蔵庫は9施設あるものの、収蔵率は全体で96%に達する。一部収蔵庫は100%を超えている収蔵庫によっては温湿度管理ができていない

埋蔵文化財収蔵庫	保存対象
西陣収蔵庫	指定文化財
伏見水垂収蔵庫	A・Bランク
下鳥羽収蔵庫	木製品・金属製品等
伏見収蔵庫	A～Dランク
山陰線収蔵庫	C・Dランク
深草収蔵庫	A・Bランク
京北文化遺産センター（元京北第二小学校）	A・Bランク
百井収蔵庫	C・Dランク
鳥羽事務所	C・Dランク

収蔵可能量（箱）	R6年実収蔵量（箱）	R6年実収蔵率
222,042	211,710	96%

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆良好な状態で保つ

□指定文化財やC・Dランクの埋蔵文化財は数年で収蔵限界を迎える

埋蔵文化財の類型別に収蔵率を計算すると、C・Dランクは既に限界に近い99%となっており、喫緊の対応が求められる。

また、近年ペースで出土品が増加すると仮定した場合、考古資料館で保管している指定文化財についても約4年後に収蔵限界を迎える見込みである。

文化財の類型	収蔵可能数 (箱)	現在の収蔵箱数 (箱)	R5年実収蔵率	年間平均出土箱数 (箱)	収蔵限界を迎える年度
指定文化財	1,600	1,377	86.1%	66	令和9年度
A・Bランク	27,932	22,339	80.0%	921	令和12年度
木製品・金属製品等専用	8,500	6,434	75.7%	115	令和23年度
C・Dランク	182,152	181,560	99.7%	1,258	令和6年度
合計	222,184	211,710	96.1%	2,360	令和9年度

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

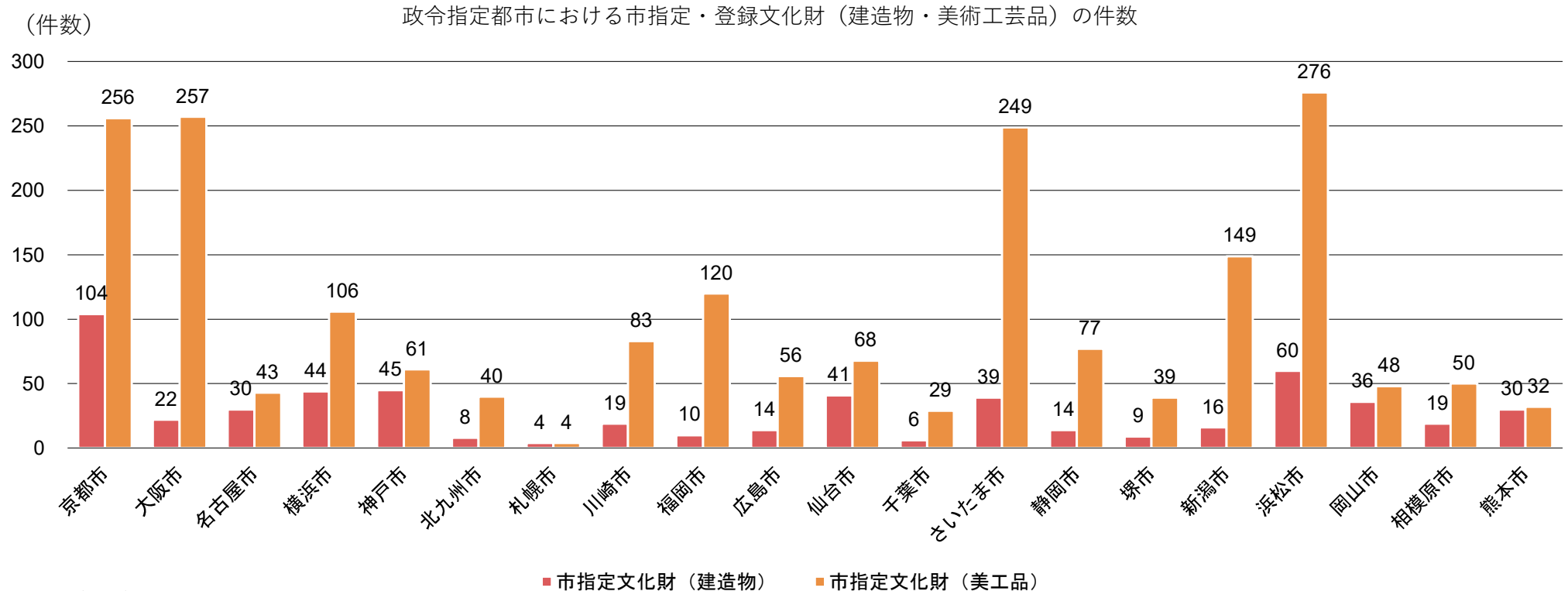
◆良好な状態で保つ

□市指定・登録文化財の件数が多い

本市では市指定・登録文化財の件数が多く、建造物が104件、美術工芸品が256件となっている。これは、他の政令指定都市と比較しても建造物・美術工芸品の双方において高い水準にあり、本市が管理する必要のある文化財件数が国内でも屈指の量であることを示している。

□一部未整理の埋蔵文化財が存在している

本市では、平成13年以降の出土文化財は寄付受納品を除き、全て分類作業まで終了しているものの、平成12年以前の出土文化財の一部は未調査・未分類の状況にある。当初、未整理の文化財は14万3,000箱あったものの、令和5年度末時点で約7万3,000箱の整理を終え、残りが約7万箱となっている。年間で整理可能な箱数は1,000～3,000箱程度のため、同様のペースで整理を行う場合、整理を終えるまでには20年以上要する計算となる。



(出典) 各自治体HPより作成。

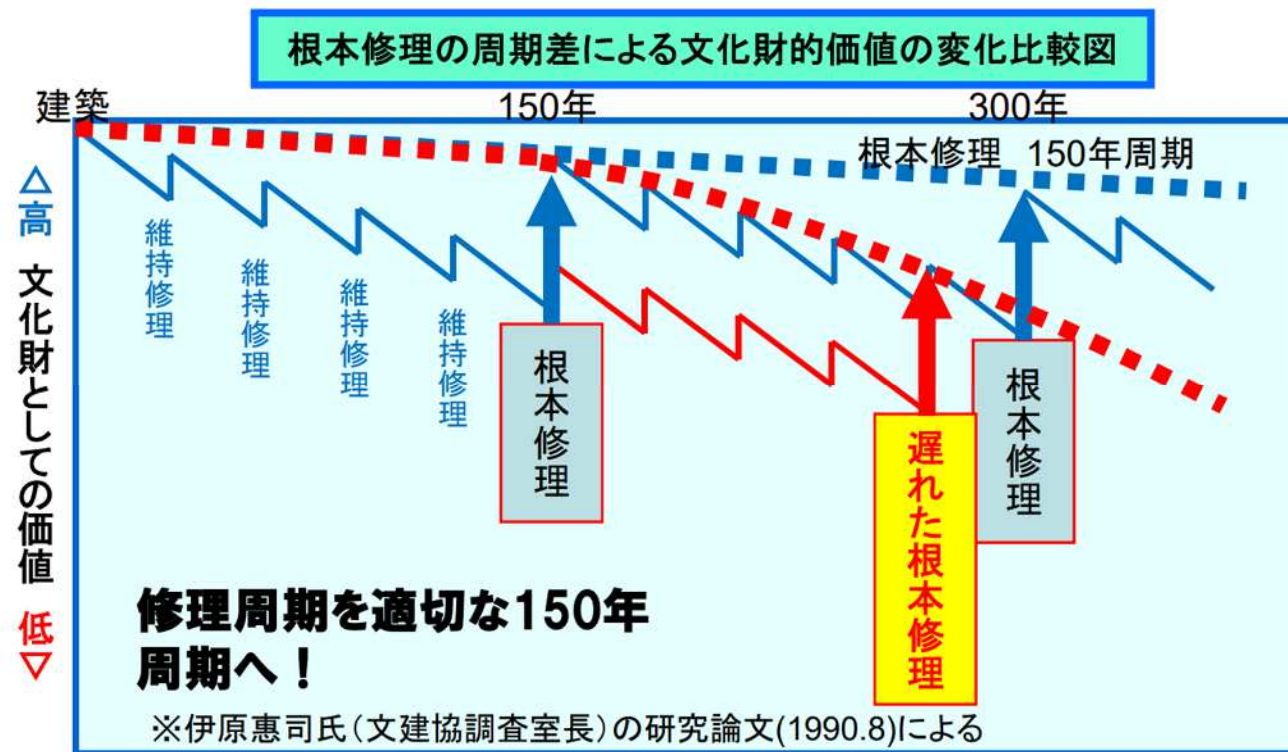
※各自治体の文化財件数の時点は、各出典元における2025年2月時点の公表内容による。

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆良好な状態で保つ

□文化財の保存継承に向けた修理サイクルの構築が必要

文化財の保存継承に向けては、文化財の価値を高い状態で保つことが必要であり、文化庁でも建造物の適切な周期での保存修理の強化事業を実施している。本市においても、建造物や美術工芸品の市指定文化財等に関する従来の修理改修に関する助成制度を整理、再編を行う。適切な支援を行うことにより、文化財を将来にわたって確実に保存継承していくための文化財修理サイクルの確立に向けた事業を、令和7年度より実施する予定である。



(出典) 文化庁資料より抜粋

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆良好な状態で保つ

◆良好な状態で活かす

□膨大な文化財のアーカイブ化を順次進めているがリファレンス機能が弱く、幅広い活用に至っていない

京都市では、発掘調査資料や出土遺物等を中心にデジタルアーカイブ化を進めているが、特に埋蔵文化財以外の文化財については、デジタル化が進んでいない状況にある。また、デジタル化を行っている資料でも、一般に公表されていないデータが多く存在している。加えて、ネット上に公開されている埋蔵文化財の画像データベースは、検索方法が全文に対するキーワード検索のみであり、9万件以上の画像データに対してリファレンス性が十分とは言えない。

美術工芸品に関しては、市指定・市登録文化財はデジタル化及び公開がされているが、絵画・彫刻は未公開な状態な状態となっている。また、工芸品・書跡典籍・古文書や（種別としての）歴史資料については、その一部が京都市情報館で公開されている。

歴史資料については、一部デジタル化を進めているが、公開されているものは限られている。

文化財の種類	デジタル化の状況	公開状況	検索機能、リファレンス機能
美術工芸品	市指定・市登録文化財及び絵画・彫刻はデジタル化済み 工芸品、書跡典籍、古文書、歴史資料について一部をデジタル化を実施済み	市指定・市登録文化財に限り京都市情報館にて各1点ずつ画像が公開されている。	京都市情報館にて公開されているため、検索性が低い
歴史資料	歴史資料館の収蔵品について、一部をデジタル化済み	歴史資料館の収蔵品について、一部が国書データベースと文化遺産データベースで公開されている	名称や著者名（作者名）、年代などのキーワードでの詳細検索が可能
埋蔵文化財	大部分をデジタル化済みだが、データの画質が悪い	部分的に公開されているが、公開されていないものが大半	部分的に公開されており、ファイル名や採取地等の全文に対するキーワード検索機能しかないため、細かい絞り込み等が難しい

3. 京都市内の博物館施設の現状

◆良好な状態で活かす

□千年以上、日本の中心としての役割を果たしてきた京都の歴史、文化を知ることが、延いては日本の歴史、文化を知ることにつながるが、京都の歴史、文化を知ることができる博物館がないことは、本市のみならず、国の文化財行政にとっても大きな課題

□京都を知るためのファーストチョイスとなり得る博物館施設の不在

京都市内には200以上の博物館施設が存在するが、「まず、そこに行けば京都の都市史を知ることができる」ような、京都について知りたい人にとってファーストチョイスとなり得る博物館が存在しない。

●京都文化博物館：

貸館事業で収益を得ることを目的に、集客が見込める企画をメインとしており、京都市をテーマとして取り扱っているわけではない。2階に「京の歴史」をテーマにした常設展示があるものの、フロアの一角にとどまっており、規模は小さい。

●京都国立博物館：

設立の趣旨は東京遷都時に市内に残った皇室や女官の財産を保管するためのものであり、常設展示は皇室関係の品が中心であり、京都がテーマではない。

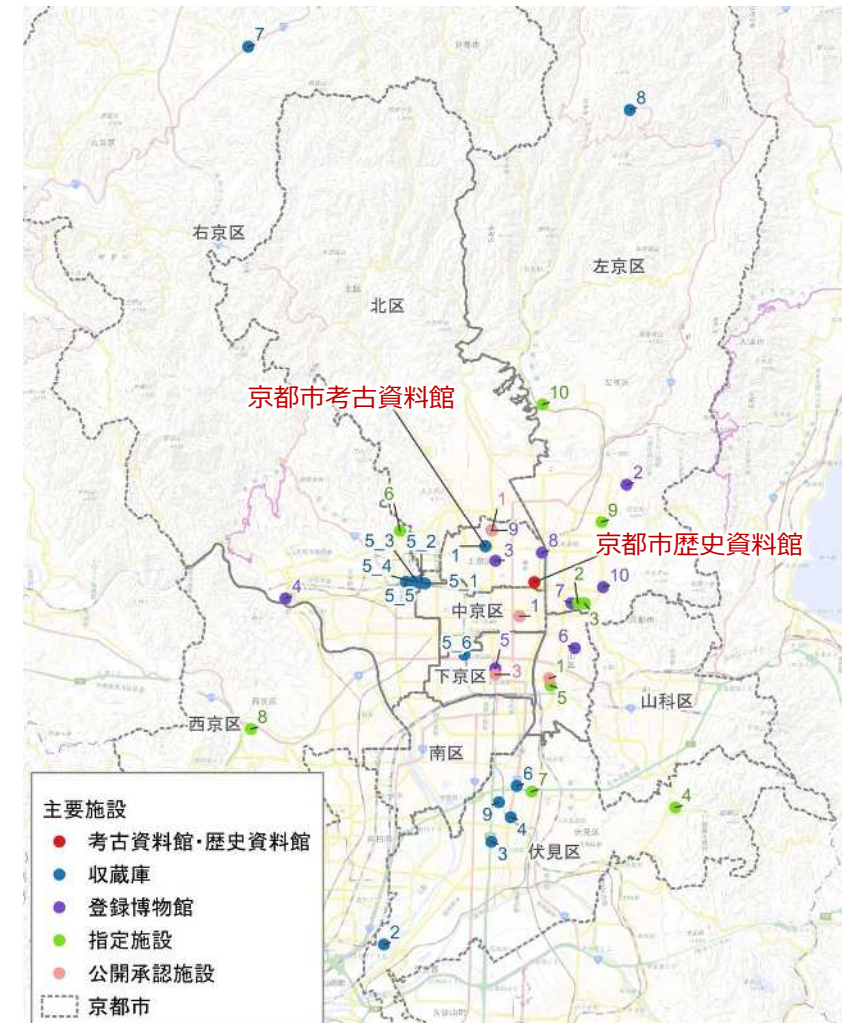
本市の博物館施設（いずれも博物館類似施設）

京都市考古資料館、京都市歴史資料館

主な登録博物館		主な指定施設	
1	京都文化博物館	1	京都国立博物館
2	武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園	2	京都市美術館
3	樂美術館	3	京都市動物園
4	福田美術館	4	醍醐寺宝聚院
5	風俗博物館	5	養源院
6	霊山歴史館	6	龍安寺
7	日図デザイン博物館	7	京都市青少年科学センター
8	北村美術館	8	京都市立芸術大学芸術資料館
9	茶道資料館	9	京都芸術大学芸術館
10	泉屋博古館	10	京都精華大学ギャラリーTerra-S

公開承認施設

(一財)今日庵茶道総合資料館、京都府京都文化博物館、龍谷大学龍谷ミュージアム、京都国立博物館



3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆良好な状態で活かす

※京都市の文化財展示施設博物館類似施設（2館）の課題総括の再掲も含む

□市有施設が登録博物館、公開承認施設でないため、市として国宝・重要文化財の企画展示ができない

考古資料館・歴史資料館は登録博物館・公開承認施設ではないため、企画展において国立博物館等に寄託している京都市所有の文化財を含む展示等が困難な状況がある。また、登録博物館・公開承認施設ではないため、国立博物館に所蔵されている京都市ゆかりの文化財の展示を支援する制度（国立文化財機構所蔵品貸与促進事業）が存在するにも関わらず、その申請要件を満たしておらず、同事業の申請・活用ができていない。

□文化財が市内各施設に散在しており（考古資料、歴史資料、美術工芸品、民俗資料）、総合的な展示が困難

現在、京都市が管理する文化財は、考古資料館・歴史資料館、収蔵庫と市内各地に点在しており、それらの総合的な展示が困難である。

□本市の博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）が狭隘で、十分な展示・体験・経験機能が発揮できていない

□研修やワークショップ等ができるスペースがなく、多くの人に体験・経験いただく機会が提供できていない

他政令市の博物館と比較して、本市の博物館類似施設はかなり狭あいであり、現在行っている展示に加え、新たな体験・経験を提供することが困難である。

また、歴史資料館・考古資料館では、展示については常設展示に加え、特別展等の企画を行ってはいるものの、研修やワークショップを行えるスペースがなく、より多くの人に体験・経験いただく機会が提供できていない。

□市民・子どもへの学習・教育資源としての活用が限定的である

□市民の誰もが、いつでも、気軽に文化財に触れ、学ぶことができる状態にない

□学習・教育活動、包摂的活動、商業活用などの幅広い文化財活用が十分に行えていない

学習・教育活動について、博物館実習生の受け入れ等を行っているものの、小中学校等と連携した見学受け入れ等は、施設のハード面の問題から十分に取組んでいない。（再掲） また、子ども向けの学習・体験プログラムは企画しているものの、2館ともに年間で長期休暇に数回のみと機会が限定されている。

市民向けの企画についても、展示、講座・講演が中心であり、まち歩きや発掘調査現場の見学、体験を含む企画等は限定的である。

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆持続的な循環形成

□「良好な状態で保つ」ことに資する「良好な状態で活かす」取組を広げる必要がある

京都文化遺産の集積の厚みに対して一般会計による予算措置を十分にとることが難しいなか、ふるさと納税や宿泊税を活用して本市の博物館類似施設2館の運営を含む文化財の保存活用に係る経費についてやりくりしている状況である。持続的な文化財の保存に直接的・間接的に繋がる文化財の活用方策を開拓し、資金調達手法を広げていくことが課題である。

□保存活用のシェアリングに向けた関係者のネットワークを広げる必要がある

膨大な数の本市の文化財の保存・活用を持続的に行うため、多様な関係者の協働（管理のシェアリング）を広げ、本市が管理する文化財の総量のコントロールと、市内外における本市文化財の多彩な活用を推進するため、市内文化財所有者・博物館施設・企業・大学・団体等の良好なネットワークを形成する必要がある。

令和5年度（2023） 企業・学校法人等（博物館・他市町村等除く）貸出一覧

※研究者（大学でも個人申請）、出版物や映像への提供も除外

番号	貸出先	貸出点数	貸出元
1:	学校法人京都橘学園	35点	京都市考古資料館
2:	光映工芸（株）	43点	京都市考古資料館
3:	京都リサーチパーク（株）	47点	京都市考古資料館
4:	TOWA（株）	17点	京都市考古資料館
5:	一般財団法人泉谷病院	10点	京都市考古資料館
6:	宗教法人賀茂御祖神社	58点	京都市考古資料館
7:	共同印刷工業（株）	28点	京都市考古資料館
8:	グランエスバス御所南管理組合	14点	京都市考古資料館
9:	（株）島津製作所	1点	京都市考古資料館
10:	京都橘大学	18点	京都市考古資料館
11:	（株）田中長奈良漬店	12点	京都市考古資料館
12:	宗教法人妙法院	9点	京都市考古資料館
13:	スターツコーポレーション（株）	8点	京都市考古資料館
14:	（株）ビスタルホテルマネジメント	15点	京都市文化財保護課
15:	月桂冠（株）	23点	京都市文化財保護課
16:	（株）ラプラスシステム	22点	京都市文化財保護課
17:	宗教法人御香宮神社	22点	京都市文化財保護課
18:	東北学院大学東北文化研究所	6点	京都市文化財保護課
19:	岩手大学平泉文化研究センター	10点	京都市文化財保護課
20:	ニデック（株）	20点	民間調査団体
対象貸出点数 合計		418点	

3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

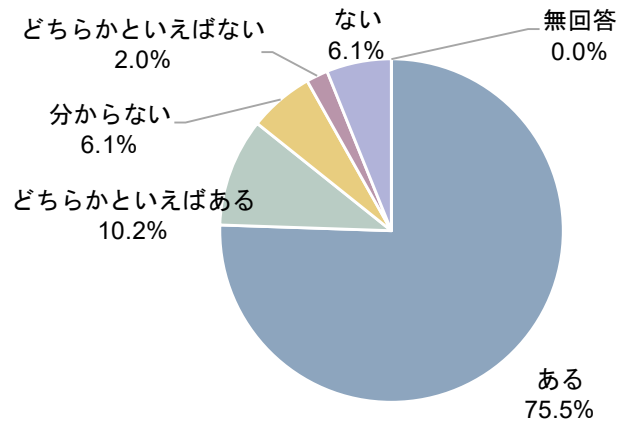
◆持続的な循環形成

□文化財保存活用に関する企業・団体の意欲を十分に活かせていない

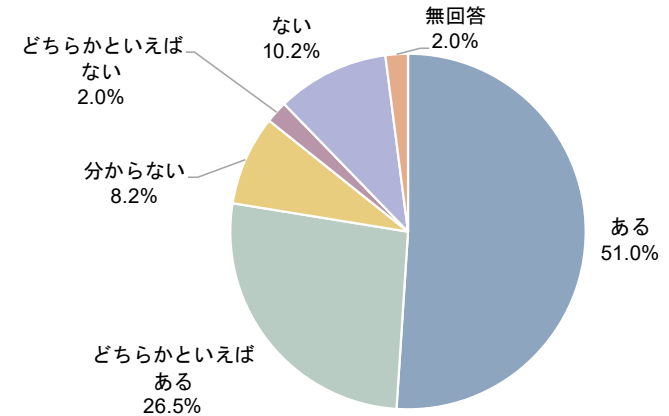
現在の文化財行政における市内企業・団体等との連携・協働はそれほど多くは行われていないが、本市の令和元年度アンケート調査において、京都市内の企業・団体等の京都文化遺産を活用した事業・サービスの関心は高く、文化財の保存及び活用両面で関心が寄せられている。また、京都文化遺産の保存・活用に関するCSR活動について一定の意向を集め、様々な協力を得られる可能性を示している。

京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査 結果抜粋

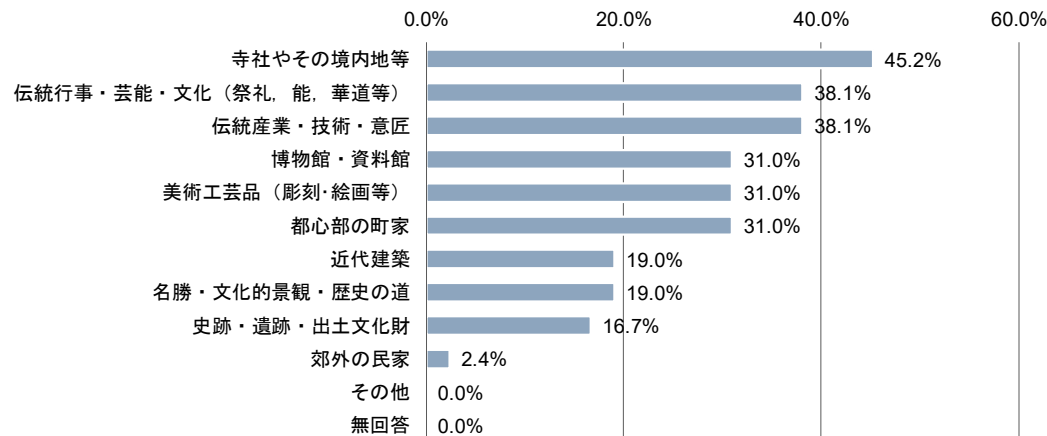
京都の文化遺産を活用した事業やサービスに対する関心（単一回答：n=49）



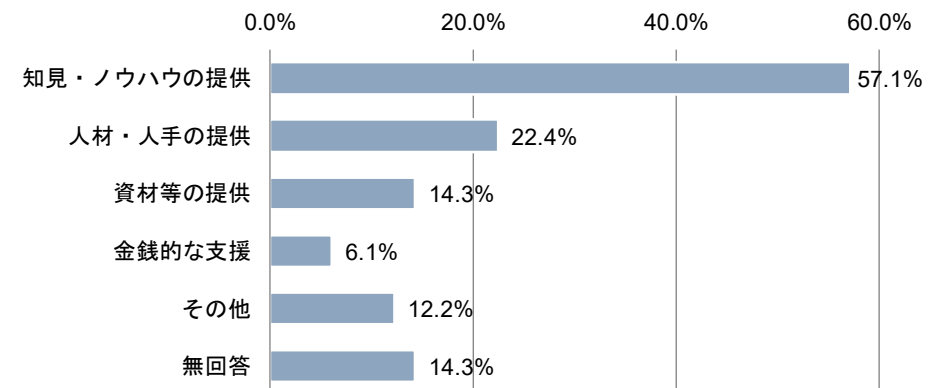
CSR活動としての文化遺産の保存・活用への関心（単一回答：n=49）



関心がある文化遺産の分野（3つ以内で回答：n=42）



実施したいCSR活動の内容（複数回答：n=49）



（出典）京都市における文化財保護施策の一層の充実にに向けたアンケート調査報告書（令和2年3月、京都市）

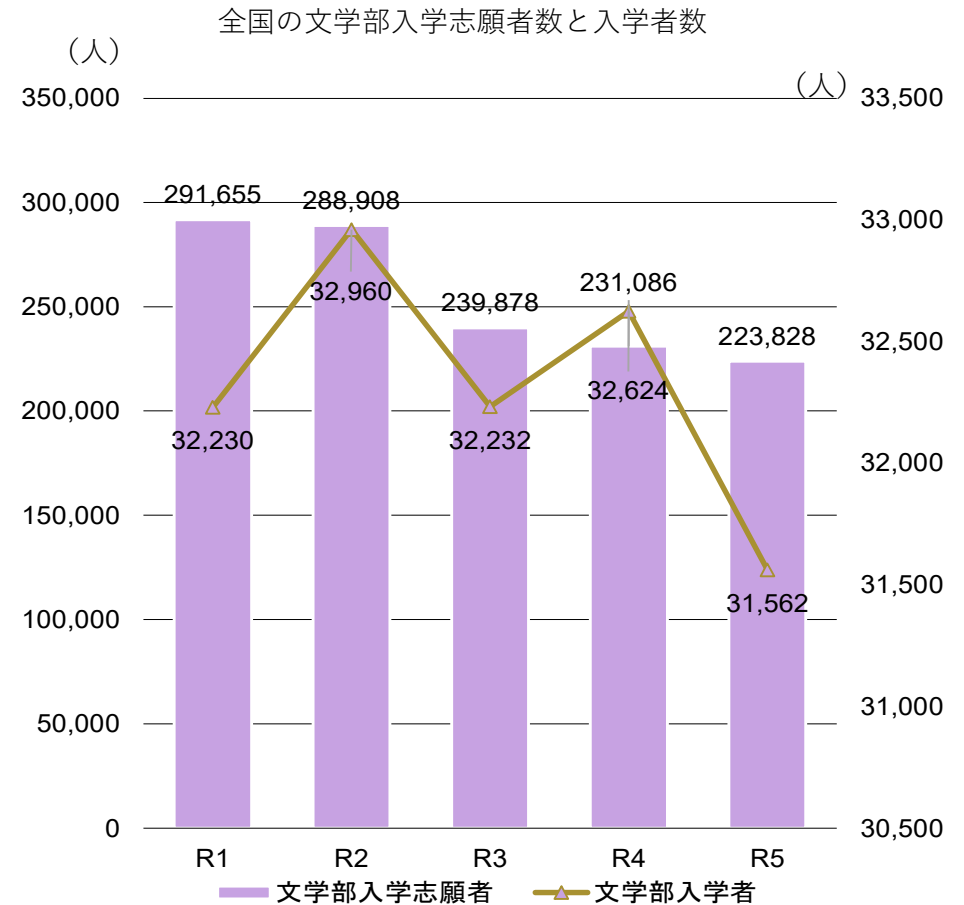
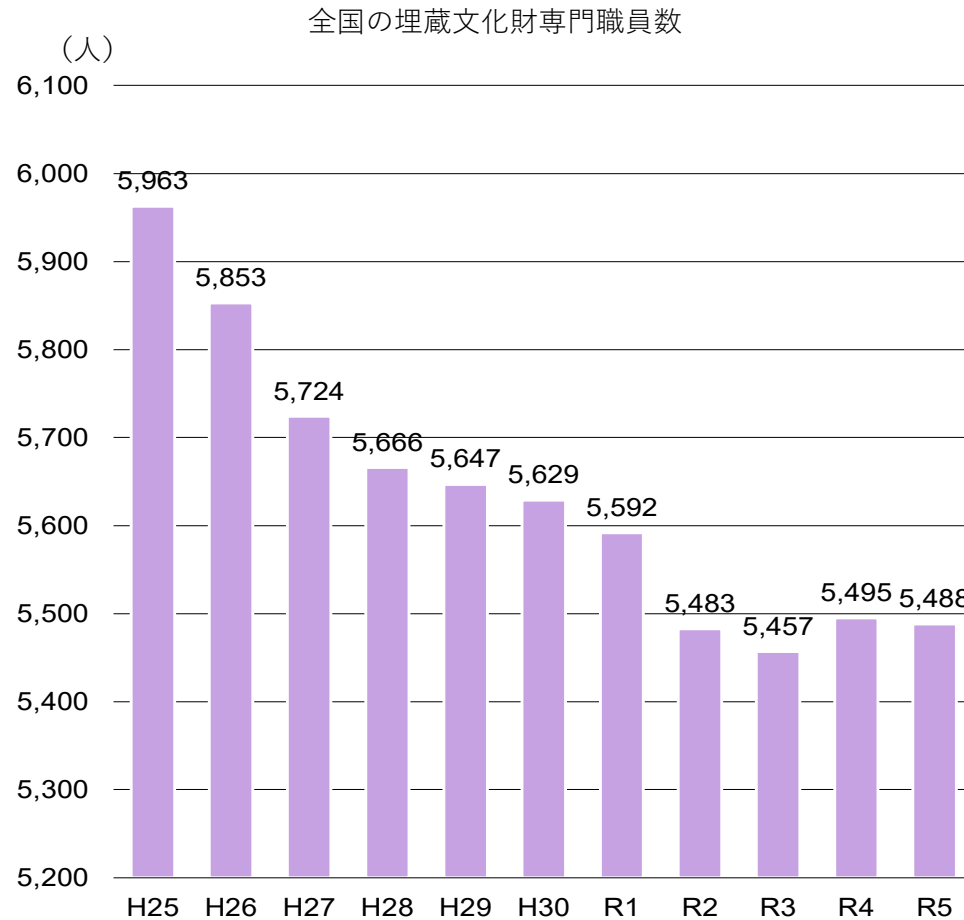
3. 京都市の文化財行政～京都市の文化財保存活用に関する課題

◆持続的な循環形成

□全国的に文化財行政に係る人材は不足が見込まれ、人材育成の重要性が増す

□本市の有する文化財の保存・活用に関する知識・経験・ノウハウの希薄化・消失が懸念される

全国の埋蔵文化財専門職員は減少傾向が続いており、文化学部のある大学入学者数及び志願者数もここ数年で減少傾向にあることから、社会全体での将来的な人材不足が見通されるなか、本市の有する文化財の保存・活用に関する知識・経験・ノウハウの希薄化・消失が懸念される。なお、考古資料館では、令和5年度については12大学20名の学芸員過程の実習生を受け入れているが、実習生の登用（市内外での就業支援）を進めるなど、人材育成にさらに積極的に取り組むことが求められる。



4. 京都文化遺産の価値・効果

▼経済的価値・効果

京都観光総合調査（京都市産業観光局）によると、2023年の観光消費額（日本人・外国人合計）は1兆5,366億円であり、京都市の産業において、観光は非常に重要な役割を果たしている。日本人観光客の訪問同期では、「寺院・神社、名所・旧跡」71.2%、「博物館・美術館」11.7%、「文化鑑賞」9.0%、外国人の訪問同期では、「寺院・神社、名所・旧跡」91.9%、「伝統文化鑑賞」56.0%、「博物館・美術館」17.2%等と、文化財に関連した訪問動機は非常に多い。

▼都市魅力に関する価値・効果

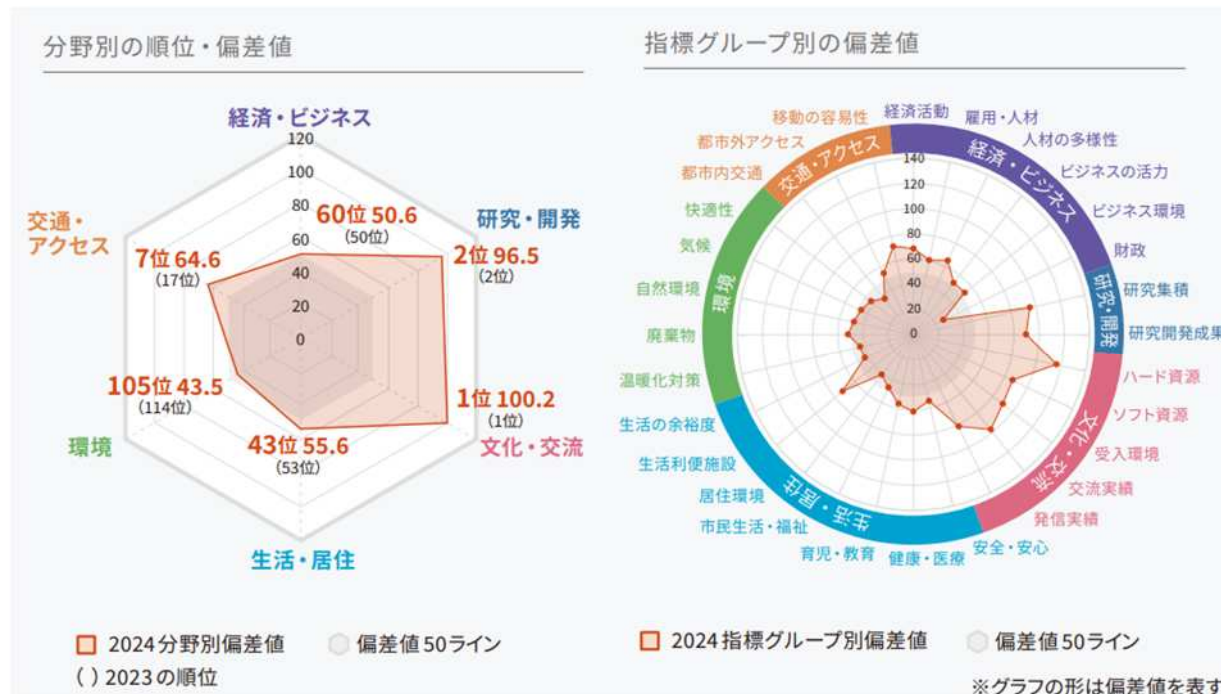
京都市観光協会調査（平成29年）によると、居住地別の京都に感じる魅力では、国別の差異はあるものの、「有名な文化遺産が数多くある」、「洗練された建築や日本庭園」、「街に歴史があり、物語を楽しむことができる」等の文化財の保存・活用の上に成り立つ魅力が多く挙げられている。

▼都市特性に関する価値・効果

「日本の都市特性評価2024」（森記念財団）によると、京都市は136都市中（※）合計スコア4位となっており、特に文化・交流は1位、研究・開発が2位と「強みである文化・交流の評価をさらに伸ばした文化都市」と評価されている。

※：①政令指定都市 ②都道府県庁所在地（政令指定都市を除く）③人口17万人以上の都市 を選定基準として抽出

「日本の都市特性評価2024」京都市 スコア

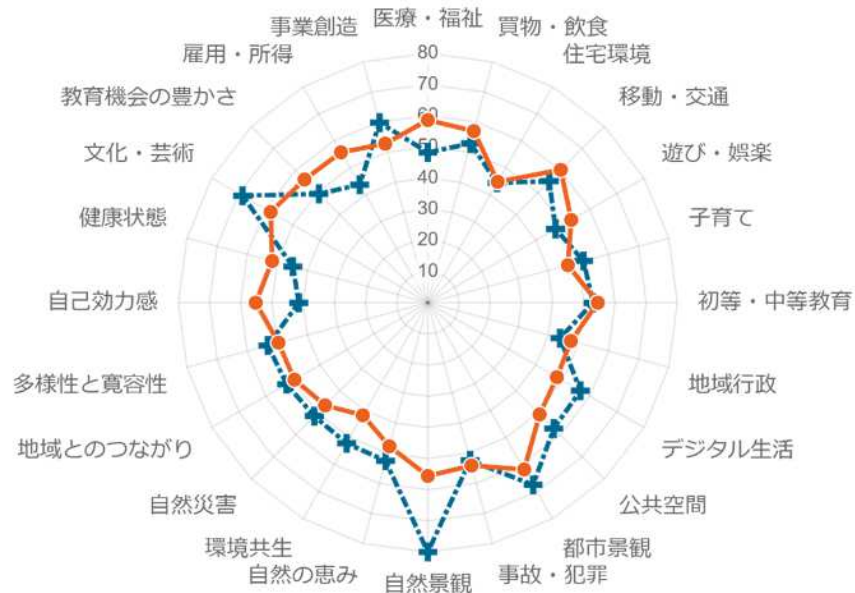


4. 京都文化遺産の価値・効果

▼京都のならではの暮らし・Well-Beingに関する価値・効果

「文化・芸術」の項目は、主観指標に対して、客観指標が大きく上回っており、客観指標は非常に高い数値となっている。また、文化・芸術は、「自分らしい生き方」の因子軍に含まれるカテゴリーとして位置づけられ、「自分らしい生き方」の客観指標には、国宝・重要文化財（建造物）数、日本遺産数が含まれており、これらの偏差値が大きく貢献していると考えられる。

京都市のWell-Being指標



カテゴリー別のWell-Being指標
(主観・客観)

カテゴリー・評価指標	主観データ	客観データ
都市景観	61.8	67.5
移動・交通	60.3	55.1
医療・福祉	58.6	48.2
文化・芸術	58.2	68.6
買物・飲食	57.0	52.9
教育機会の豊かさ	55.9	49.4
雇用・所得	55.7	43.7
自然景観	55.6	80.0
自己効力感	55.2	41.4
初等・中等教育	54.5	53.0
事故・犯罪	54.1	52.4
遊び・娯楽	53.1	47.3
事業創造	52.8	59.8
健康状態	51.7	44.8
公共空間	50.7	57.1
多様性と寛容性	49.6	53.1
地域とのつながり	49.4	52.3
デジタル生活	47.8	56.5
自然の恵み	47.7	52.5
地域行政	47.5	43.9
自然災害	46.6	51.5
子育て	46.5	51.7
住宅環境	44.8	44.4
環境共生	41.7	52.1

因子軍「自分らしい生き方」
主観データKPI

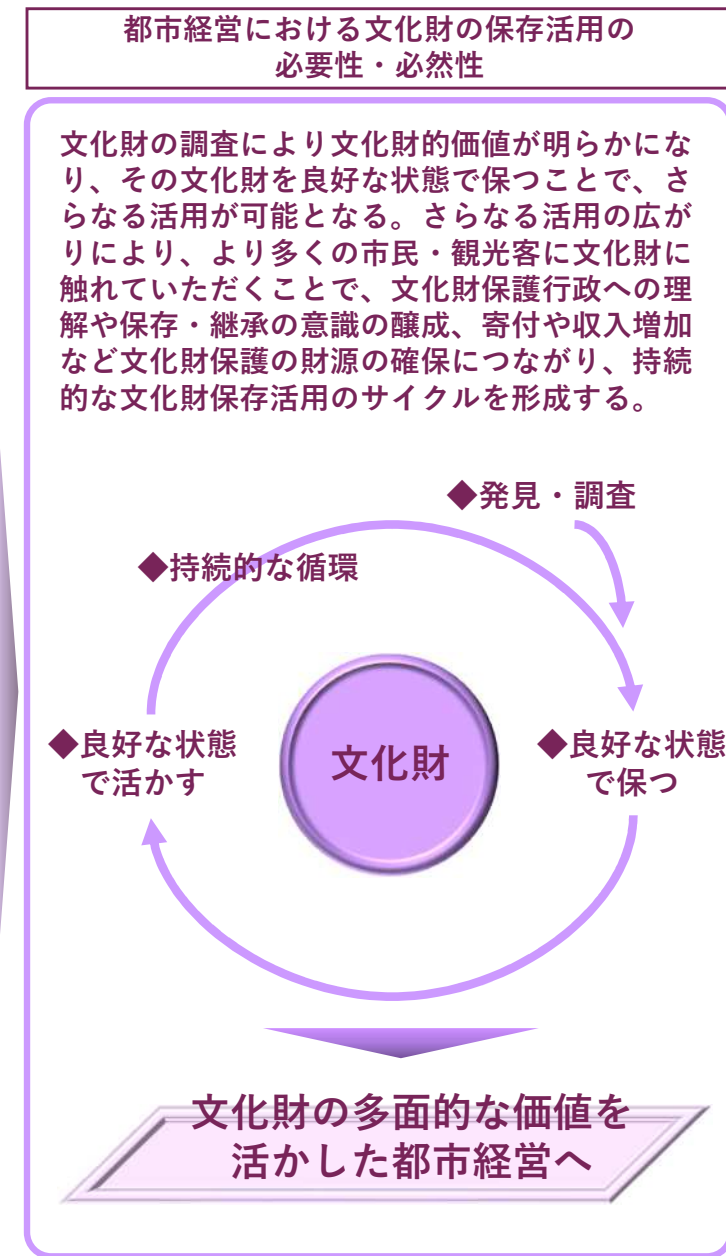
KPI	偏差値
文化等が盛んで誇らしい	59.1
将来のため良い文化等を残したい	57.2
学べる機会	55.9
収入機会	55.9
やりたい仕事	55.5
自分のこと好ましく	55.2
挑戦・成長	52.8
身体的に健康	52.5
精神的に健康	50.8

(出典) デジタル庁 地域幸福度(Well-Being)指標 令和5年度調査

5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性

都市経営における文化財の価値、文化財の保存活用の必要性・必然性

文化財は都市の歴史を表象するもので、都市経営における多面的な価値を有している。多面的な価値を活かした都市経営のためには、持続的な文化財の保存・活用の循環を形成していくことが求められる。



5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性

文化財等を活用した都市経営における多面的な価値発揮の参考例

都市への誇り・愛着の向上、社会貢献意識向上／
リベラルアーツ促進／交流人口増加、関係人口増加



TOYOTA CITY MUSEUM
豊田市博物館

「みんなで作ってつづける博物館」

- 構想・計画段階から、「みんなで作る博物館」などを企画運営し、市民共創の仕組みを醸成
- 市民やサークル・団体・企業の主体的な活動を誘い、協働して、「みんなで作ってつづける」

記憶あつめるプロジェクト

博物館であつめる「記憶」とは？

豊田市は「記憶のある時代＝現代」に産業文化都市として飛躍的な成長を遂げ、全国・海外からの転入者などさまざまなルーツをもつ人が多いためでもあります。そこで豊田市博物館では、市民のみなさんの人生の1ページである「記憶」をあつめ、博物館の展示や研究に活用し、歴史をより身近に感じてほしいと考えています。子どもたちに見た景色や聞いた音、なつかしい歌やにおいなど。これらもきつと100年後の豊田市において貴重な歴史になっているはずですよ。

どうやってあつめるの？

常設展示室（とよた記憶トラベル）内のカウンターで、記憶カードへ記入いただけます。また、パソコンやスマホからの投稿も可能です。

どんな記憶でもいいの？

豊田市の今や昔にまつわるもの以外にも、以前に住んでいた地域や国の記憶もあつめています。また、写真や録音データもぜひお寄せください。

あつめた記憶はどうなるの？

博物館で大切に保管します。また、記憶カードを常設展示室（とよた記憶トラベル）内に掲示したり、資料と一緒に紹介したりします。専用の検索端末やホームページからも閲覧することができます。



とよはくパートナー

個人パートナー：165人（R6）

● 活動グループ

- A 博物館の楽しみ方ガイドグループ（展示案内・体験活動の補助や説明等）
- B 自然体験グループ（観察池・どんぐりの森の整備等）
- C 博物館学習グループ（来館した学校への授業対応等）
- D 博物館の環境維持グループ（博物館の資料を虫害などから守るためのトラップ調査等）
- E あつめるプロジェクトグループ（記憶あつめの実施や集まった情報の整理等）

出典）豊田市博物館HP

都市への誇り・愛着の向上、社会貢献意識の向上／
リベラルアーツの促進／観光関連産業活性化



松本市立博物館
Matsumoto City Museum

市民・地域・企業・関連機関連携のハブとして、ひとつづくり・まちづくりに寄与

- 美術館、図書館、公民館、文書館、学校等と連携して、松本市をまるごと知ることができる、そのハブを担う
- エントランスホールは、伝統工芸「てまり」を用いて市民、大学等と共創



エントランスホール



講堂

交流学習室



市民交流スペース

子ども体験ひろばアソビバ1

松本まるごと博物館

2000（平成12）年、松本市は「松本まるごと博物館構想」を策定しました。これは、松本市全域を屋根のない博物館とし、自然・文化・産業・暮らしなどの、全てのモノを博物館の資料とし、博物館をひとつの核としてまつもの「ひとつづくり」・「まちづくり」を目指していくものです。

この構想に基づき、「市民とともに創る新しい博物館」の担い手として、2012（平成24）年に市民学芸員の会を結成し、協働で事業に取り組んでいます。松本市は、市民全員が博物館を「知の交流の場」として活用し、地域の歴史・文化を学びながら、学都松本にふさわしいまちづくりを目指します。

出典）松本市立博物館HP

5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性

都市への誇り・愛着の向上、社会貢献意識の向上／
交流人口増加、関係人口増加／観光関連産業活性化

萩まちじゅう博物館

【取組のポイント】

「萩まちじゅう博物館構想」という共通のビジョンを住民自らが策定し共有することで、取組の基盤となる理念・方向性が関係者間で共有され、文化財を保存・活用するまちづくりが地域一体となって進められ、今後もより一層の推進が求められている。

【概要】

○都市化の影響により、江戸時代から続く風景が失われつつあることを背景として、市の呼びかけにより、萩市全部・商工会・観光協会・地域住民代表等が参加する「萩まちじゅう博物館整備検討委員会」を発足。

○同委員会において、萩のまち全体を「屋根のない博物館＝まちじゅうを博物館」と捉え、地域の身近な文化遺産（古い建物、石垣、道や樹木等）を調査し、テーマやストーリーでまとめ、市民自らが萩の「おたから」として認定する「萩まちじゅう博物館構想」を策定。

○構想に基づくまちづくりに市民が参画する母体としてNPO法人萩まちじゅう博物館を設立。拠点施設である萩博物館の運営や石碑の調査、外国語マップの作成等の実際の活動へ参加することで、徐々に構想の理念を市民が共有。

○認定された「おたから」をデータベースで情報発信するとともに、地域ごとの「おたからマップ」を作成し、街歩きイベント等に活用。また、ワンポイント（100円信託）運動により、未指定文化財であるおたからを市民や観光客からの信託金により修理。これまでに3,000万円を超える信託金が集まり、10件の修復等を実施。

【効果】

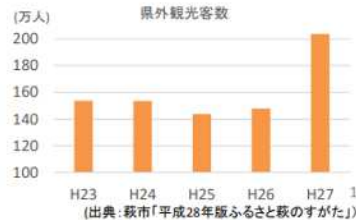
○域内の文化財を地域固有のビジョンのもと指定・未指定を問わず総合的に把握し、複数の文化財群として発信する面的な活用につながっている。第2ステージとして、文化遺産群を産業・地域振興と連携させることを目指している。



おたからマップ
(出典: 萩市HP)



萩まちじゅう博物館の拠点施設「萩博物館」
(出典: 地域の元気創造プラットフォームHP)



出典) 文化庁：地域の文化財の一体的活用に向けた 取組事例

学術都市機能拡大、世界貢献拡大

東京国立博物館の国際交流協定

東京国立博物館では海外の美術館・博物館および関係機構とのネットワークを強化し、国際交流協定（MOU）を締結、学術・文化の交流および協力、ならびにその他の活動を推進

- ・韓国・国立中央博物館 (2002年6月10日)
- ・中国・上海博物館 (2007年、2023年5月1日更新)
- ・韓国・国立中央博物館、中国・中国国家博物館 (2007年10月25日、2024年7月8日更新)
- ・中国・故宫博物院 (2008年9月16日)
- ・マレーシア・イスラム美術館 (2023年12月11日)
- ・中国・香港故宫文化博物館 (2024年3月24日)
- ・中国・中国国家博物館 (2024年6月19日)
- ・中国・瀋陽故宮博物院 (2024年9月13日)
- ・韓国・国立古宮博物館 (2024年9月27日)
- ・中国・旅順博物館 (2024年11月26日)

- ・アメリカ・国立アジア美術館 (2024年4月22日)
- ・アメリカ・サンフランシスコアジア美術館 (2024年9月6日)
- ・フランス・ケ・ブランリ美術館 (2024年4月26日)
- ・フランス・ギメ東洋美術館 (2024年7月11日)
- ・フランス・国立極東学院 (2024年7月31日)
- ・チェコ・プラハ国立美術館 (2024年11月14日)
- ・オランダ・アムステルダム国立美術館 (2025年1月16日)

リベラルアーツ促進／多様性・社会包摂／ウェルビーイング促進

ユニバーサル・ミュージアムに対応した多様な博物館活動促進事業

北のミュージアム活性化実行委員会（中核館：北海道博物館）

障がいのある利用者を含む多様な一般市民の「知りたい」「知らせたい」「使いたい」といった気持ちを活かした博物館活動のあり方を模索するための試み。特に視覚障がいのある利用者の「知りたい」気持ちに応えられる博物館としてのあるべき姿を、視覚に障がいのある利用者による意見・視点を反映しながら、模索する機会を創出することを目的とする。

- ・障がい者支援団体等と連携した、バリアフリーな博物館活動の実践（博物館関係者向けのバリアフリーな博物館活動の実践に係る研修会の）
- ・体験用教材の開発と体験型イベントの開催（視覚支援学校におけるアウトリーチ活動の実施）
- ・北海道の実情に即したバリアフリーな博物館活動のモデルケースづくり



「守れ！文化財～モノとヒトに光を灯す」事業

「守れ！文化財～モノとヒトに光を灯す～」事業実行委員会（中核館：新潟県立博物館）

障害児教育や障害者の社会参加支援活動関連資料の所在を確認し、学生や市民等多様な主体により保存・保管や活用計画を立案、実行。学生や市民といった新しい文化財の担い手を育てるために、事業遂行を通じてモデルの実践者となる非正規雇用等の若手学芸員の育成を図り、全国各地での展開可能性も検討するもの。博物館や大学のみではなく、市民学芸員を代表とする市民のチカラによって守り受け継ぎ、活用できることを目的とする。

- ・京都府立聾学校所有の京都盲啞院関係資料、高田盲学校関連資料を核とし、保存・保管、活用に関する調査研究を、その活用方策・長期保存方策を検討
- ・レプリカ等二次資料を製作することで、展示や貸出に供することができるようにし、実物資料の保存に努めるとともに、触れる資料としても活用
- ・全国の障害者に関わる歴史資料について、その歴史的な価値づけや、現代的意義を明らかにしたうえで、展示として公開



出典) 文化庁：地域と共働した博物館創造活動支援事業（2020）

5. 都市経営における文化財の価値、保存・活用の必要性・必然性

都市経営における博物館の必要性・必然性

博物館は、都市経営に重要な文化財の保存活用を推進する中核的な拠点であり、文化財の保存活用サイクルの循環を牽引するものである。（＝都市経営における博物館の必要性・必然性）

持続的な文化財の保存活用の中核的な拠点として、文化財の保存活用サイクルの循環を牽引

博物館の定義

<博物館法>

博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）。（昭和26（1951）年制定、令和4（2022）年改正）

<ICOM>

博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈し展示する。一般に公開された、誰もが利用できる包摂的な博物館は、多様性と持続可能性を促進する。倫理的かつ専門性をもって、コミュニティの参加とともにミュージアムは機能し、コミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識の共有のための様々な体験を提供する。（2022年8月制定。ICOM日本委員会HPより日本語訳（仮訳））

<UNESCO>

社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの。（2015年UNESCO「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における定義）

博物館の主要機能

資料収集・保管

調査研究

修理・修復

デジタルアーカイブ

企画・編集

展示・体験・経験

学習・教育活動

社会包摂活動

博物館が都市にもたらす主な価値
（アウトプット／アウトカム）

時間を越えた都市の営みの象徴・固有なものである文化財を良い状態で継承していくことで、歴史文化都市としての高質なイメージを訴求できる

市民が文化財に直接触れ、学ぶことで、市民が自らのルーツを知り、新たな気づきを得ることで、豊かな生活実感や都市への誇りを実感できる

観光客をはじめ、文化財研究等に関わる職員、研究者、市民団体、学生や、文化財保存活用技術の開発・活用に関わる大学や企業、文化財を商材として活用する企業などが直接集い交わることで、都市の交流人口が増え、都市の経済活力に寄与する

6. 京都市における文化財行政（文化財の保存・活用）に関する主要課題（まとめ）

京都市における文化財行政（文化財の保存・活用）に関する主要課題（まとめ）は以下のとおりである。

文化財の保存・活用サイクルの構成要素	構成要素の主な機能	京都市が抱える主要課題	十分に発揮できていない（本市ののびしろ）価値
◆発見・調査	<input type="checkbox"/> 発見・整理分類 <input type="checkbox"/> 調査・価値判断 <input type="checkbox"/> 寄贈・寄託 <input type="checkbox"/> 研究	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財の集積に対して、発掘調査以外の調査研究が十分行えていない ➢ 市の文化財資料（考古資料・歴史資料等）を閲覧できるスペースが不足しており、十分な研究環境が確保できていない ➢ 文化財の厚みや、大学研究者の文化財関連研究への関心の高さがある一方で、各研究機関の連携・支援ができていないなどにより、そのポテンシャルを活かしきれていない ➢ 美術工芸品の本市収蔵庫がなく、寄贈・寄託が受けられない 	都市イメージ／都市格 学術都市／世界貢献
◆良好な状態で保つ	<input type="checkbox"/> 収蔵 <input type="checkbox"/> 修理・修復 <input type="checkbox"/> デジタルアーカイブ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 美術工芸品の本市収蔵庫がない（再掲） ➢ 歴史資料の収蔵庫は95%に達している ➢ 埋蔵文化財の収蔵率は全体で95%に達し、複数の収蔵庫では100%を超えている ➢ 市指定・登録文化財の件数が多い ➢ 一部未整理の埋蔵文化財が存在している ➢ 文化財の保存継承に向けた修理サイクルの構築が必要 ➢ 膨大な文化財のアーカイブ化を順次進めているがリファレンス機能が弱く、幅広い活用に至っていない 	都市イメージ／都市格 学術都市／世界貢献 文化財関連ビジネス

6. 京都市における文化財行政（保存・活用機能）に関する主要課題（まとめ）

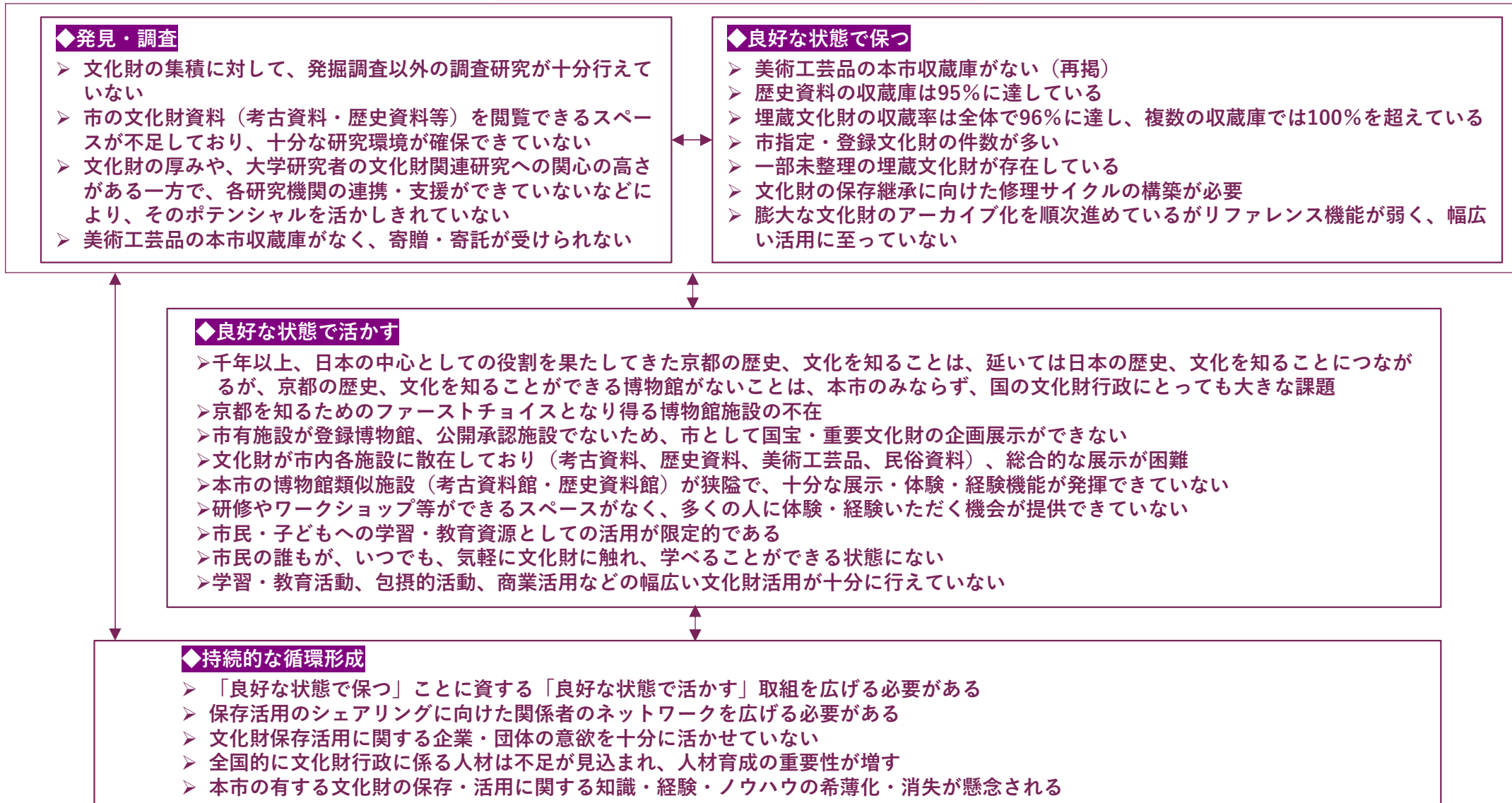
文化財の保存・活用サイクルの構成要素	構成要素の主な機能	京都市が抱える主要課題	十分に発揮できていない（本市ののびしろ）価値
◆良好な状態で活かす	<input type="checkbox"/> 企画・編集 <input type="checkbox"/> 展示・体験・経験 <input type="checkbox"/> 学習・教育活動、社会包摂活動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 千年以上、日本の中心としての役割を果たしてきた京都の歴史、文化を知ることが、延いては日本の歴史、文化を知ることにつながるが、京都の歴史、文化を知ることができる博物館がないことは、本市のみならず、国の文化財行政にとっても大きな課題 ➢ 京都を知るためのファーストチョイスとなり得る博物館施設の不在 ➢ 市有施設が登録博物館、公開承認施設でないため、市として国宝・重要文化財の企画展示ができない ➢ 文化財が市内各施設に散在しており（考古資料、歴史資料、美術工芸品、民俗資料）、総合的な展示が困難 ➢ 本市の博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）が狭隘で、十分な展示・体験・経験機能が発揮できていない ➢ 研修やワークショップ等ができるスペースがなく、多くの人に体験・経験いただく機会が提供できていない ➢ 市民・子どもへの学習・教育資源としての活用が限定的である ➢ 市民の誰もが、いつでも、気軽に文化財に触れ、学べる状態にない ➢ 学習・教育活動、包摂的活動、商業活用などの幅広い文化財活用が十分に行えていない 	文化財関連ビジネス 観光関連産業／外貨獲得 文化財関連ビジネス 雇用創出・維持 ウェルビーイング／都市への誇り・愛着、社会貢献意識／生涯学習／リベラルアーツ 多様性・社会包摂
◆持続的な循環形成	<input type="checkbox"/> 保存⇔活用循環 <input type="checkbox"/> 施設運営 <input type="checkbox"/> 文化財関連ネットワーク（所有者・関係団体／研究機関／企業） <input type="checkbox"/> 人材育成・登用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「良好な状態で保つ」ことに資する「良好な状態で活かす」取組を広げる必要がある ➢ 保存活用のシェアリングに向けた関係者のネットワークを広げる必要がある ➢ 文化財保存活用に関する企業・団体の意欲を十分に活かせていない ➢ 全国的に文化財行政に係る人材は不足が見込まれ、人材育成の重要性が増す ➢ 本市の有する文化財の保存・活用に関する知識・経験・ノウハウの希薄化・消失が懸念される 	観光関連産業／外貨獲得 学術都市／世界貢献 交流人口／関係人口 雇用創出・維持 都市への誇り・愛着、社会貢献意識／

6. 京都市における文化財行政（保存・活用機能）に関する主要課題（まとめ）

京都市の文化財行政の課題関連図

求められる文化財の保存活用に対して、京都市文化財行政は様々な課題を抱えており、その課題の構造は以下のとおりである。

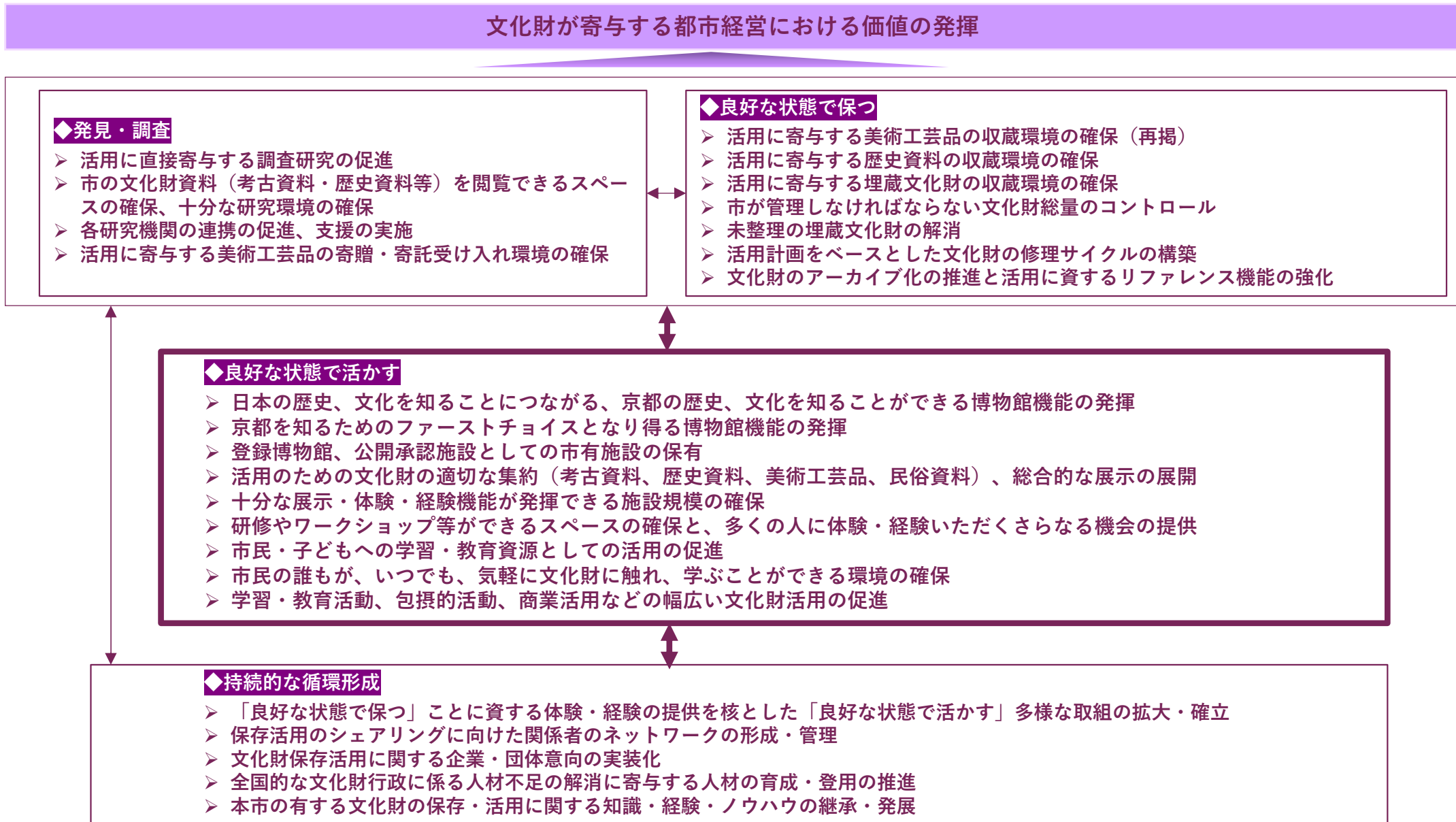
文化財が寄与する都市経営における価値発揮の機会損失



6. 京都市における文化財行政（保存・活用機能）に関する主要課題（まとめ）

京都市の文化財行政の戦略MAP

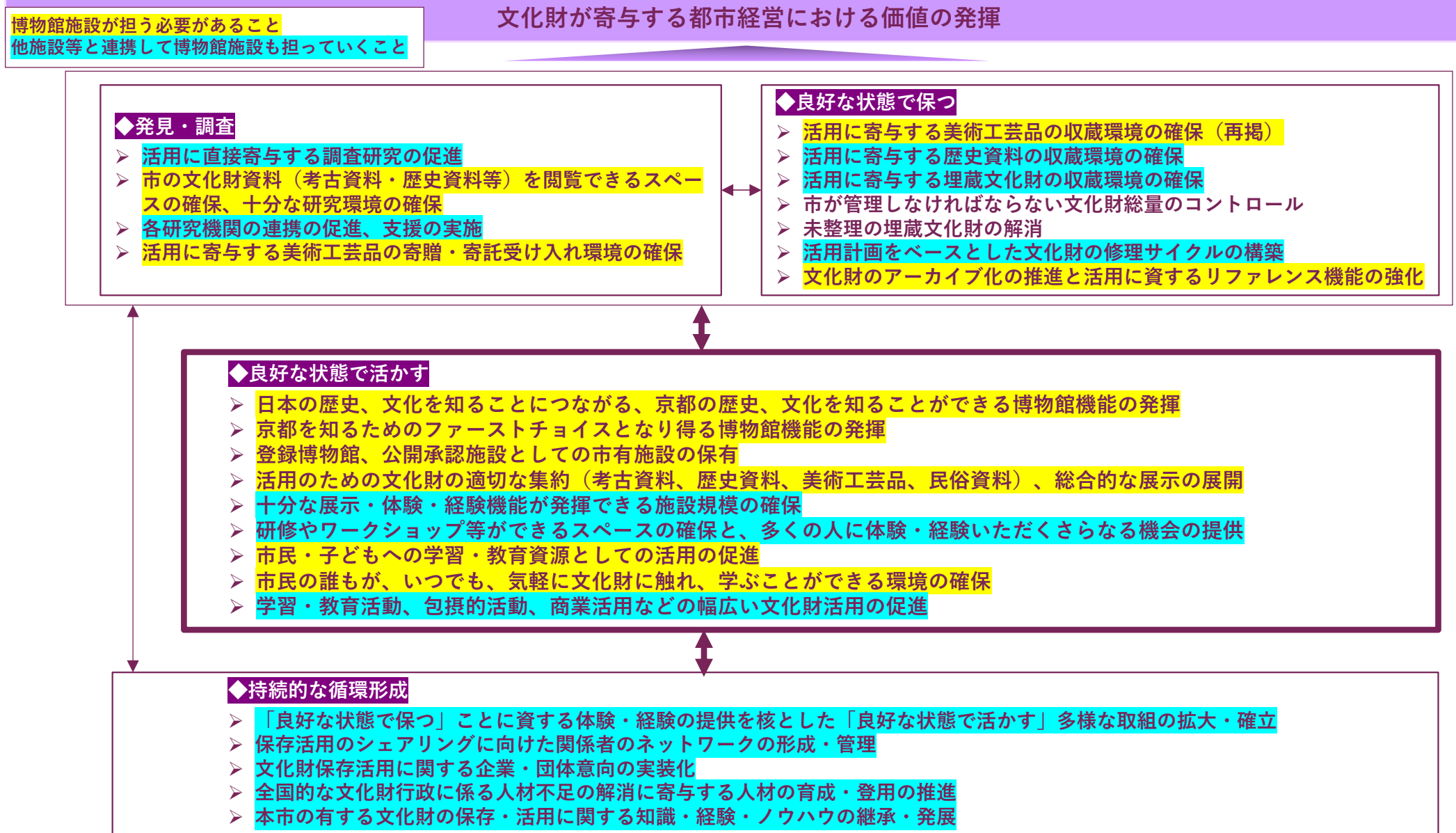
京都市の文化財行政の課題解決に向けた戦略MAPは以下のとおりである。京都市のまちのちからを最大限発揮して、特に京都の文化財の活用に関する課題解決を重点的に図り、そこから持続的な保存・活用サイクルの循環の構築に繋げていくこと重要である。



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

京都市の文化財行政の戦略MAPにおける博物館施設が主に担うことが期待される領域

京都市の文化財行政の戦略MAPにおいて、**博物館施設が主に担うことが期待される領域**は以下のとおりである。文化財の活用を中心に、文化財の保存、文化財ネットワークのハブなど、博物館施設が担うことが期待されている領域は広い。



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

文化財の保存・活用に関する公共の博物館施設の位置付け・役割

国（文化庁）、京都府、京都市それぞれが各主体の明確な位置付けと役割の下で文化財の保存・活用を行っている。

分類	<国> 京都国立博物館	<京都府> 京都文化博物館	<京都市> 考古資料館・歴史資料館
○対象文化財 収蔵、修理・修復、アーカイブ化、解釈・研究、企画・編集、展示・体験・経験、危機管理・災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 国指定文化財（国保有） 市・府指定文化財は管轄外 	<ul style="list-style-type: none"> 府指定文化財（府保有） 市指定文化財は管轄外 	<ul style="list-style-type: none"> 市指定文化財（市保有） 市内の国・府・市指定文化財（管理） 市内出土品（調査・管理）
○受益享受者	<ul style="list-style-type: none"> 国民（及び来訪者） 	<ul style="list-style-type: none"> 府民（及び来訪者） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民（及び来訪者）
○国宝・重要文化財の公開可否	<ul style="list-style-type: none"> 可能 	<ul style="list-style-type: none"> 可能 	<ul style="list-style-type: none"> 不可（施設設備要件を満たしていない）
○施設面での課題	<ul style="list-style-type: none"> 国立文化財修理センターについて検討中（構想） 	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵庫不足 恭仁京整備（山城郷土資料館のハザード面の課題対応） 	<ul style="list-style-type: none"> 考古資料館・歴史資料館の老朽化・狭隘さ、設備水準の不足 収蔵庫不足

国（文化庁）、京都府との連携を検討する余地があるものについては、その可能性を模索するとともに、連携が困難で京都市独自で取り組まなければならないものについては重点的に対応していくことが求められる。

京都市との主な連携検討余地	<ul style="list-style-type: none"> <国・府>市指定文化財を活用した特別展の共同企画・編集、共同展示・体験・経験の提供（常設は不可） <国>国立文化財修理センターの整備運営と合わせた機能連携（市博物館機能との併設等） <府>市内府保有資産（建物・敷地：桃山事務所等）の活用における機能連携（収蔵庫の共同整備・運用等） <p>※国、府は、京都市民向けの直接的なプログラム提供は困難</p>
国・府との連携は困難で、京都市独自で取り組まなければならないこと	<ul style="list-style-type: none"> 市内出土品の調査・管理 市内の国・府・市指定文化財の管理（アーカイブ化等含む） 市内の国・府・市指定文化財を活用した常設展示（これにともなう企画・編集） 京都市民に対しての直接的な体験・プログラム提供 市内の国・府・市指定文化財の危機管理・災害対応

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

現在の京都市博物館類似施設（考古資料館・歴史資料館）の課題解決ポイント

京都市の文化財行政（文化財の保存活用）の必要な取組事項において広い期待役割を有する博物館施設であるが、現在の京都市の考古資料館・歴史資料館は様々な課題を有しており、その解決が求められる。

●ソフト面の課題

■ハード面の課題

文化財行政（文化財の保存活用）の必要な取組事項において博物館施設に期待される事項	考古資料館（埋蔵文化財）	歴史資料館（歴史資料）
<p>◆発見・調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用直接寄与する調査研究の促進 市の文化財資料（考古資料・歴史資料等）を閲覧できるスペースの確保、十分な研究環境の確保 活用に寄与する美術工芸品の寄贈・寄託受け入れ環境の確保 	<p>●調査体制・人員、連携体制が十分でない</p> <p>■美術工芸品の寄贈・寄託を受け入れる施設容量・設備水準がない</p>	
<p>◆良好な状態で保つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用に寄与する美術工芸品の収蔵環境の確保（再掲） 活用に寄与する歴史資料の収蔵環境の確保 活用に寄与する埋蔵文化財の収蔵環境の確保 活用計画をベースとした文化財の修理サイクルの構築 文化財のアーカイブ化の推進と活用に資するリファレンス機能の強化 	<p>■収蔵庫容量不足・収蔵環境不良</p> <p>●市の収蔵品の計画的な修理・修復まで手が回っていない状況</p> <p>●段階的にアーカイブ化は進んでいるが、リファレンス機能が不足し、活用については未開発</p>	
<p>◆良好な状態で活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の歴史、文化を知ることにつながる、京都の歴史、文化を知ることができる博物館機能の発揮 京都を知るためのファーストチョイスとなり得る博物館機能の発揮 登録博物館、公開承認施設としての市有施設の保有 活用のための文化財の適切な集約（考古資料、歴史資料、美術工芸品、民俗資料）、総合的な展示の展開 十分な展示・体験・経験機能が発揮できる施設規模の確保 研修やワークショップ等ができるスペースの確保と、多くの人に体験・経験いただくさらなる機会の提供 市民・子どもへの学習・教育資源としての活用の促進 市民の誰もが、いつでも、気軽に文化財に触れ、学ぶことができる環境の確保 学習・教育活動、包摂的活動、商業活用などの幅広い文化財活用の促進 	<p>■施設の老朽化により、来館者・職員等の安全が確保されていない</p> <p>●■総合的な博物館機能を有していない、かつ、ファーストチョイスになれていない</p> <p>■登録博物館、公開承認施設ではない、多様な文化財を総合的に展示できない</p> <p>■施設が狭隘で動線も狭く、まとまった人数の受け入れや、WS・レクチャー等の提供ができない</p> <p>●■総合的なリファレンス機能、産学官連携に関する相談対応窓口機能がない</p>	
<p>◆持続的な循環形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「良好な状態で保つ」ことに資する体験・経験の提供を核とした「良好な状態で活かす」多様な取組の拡大・確立 全国的な文化財行政に係る人材不足の解消に寄与する人材の育成・登用の推進 本市の有する文化財の保存・活用に関する知識・経験・ノウハウの継承・発展 	<p>●■文化財行政関係支援団体等との関係（協働）は限定的、団体が交流できる場所がない</p> <p>●■所有者・博物館との情報連携・連絡調整・相談窓口機能がない、交流できる場所がない</p> <p>●学芸員等の計画的な採用、育成、技能技術継承に至っていない</p>	

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

京都市の博物館に対する主な社会的要請・ニーズ等

京都市の博物館が法的に対応しなければならない事項、京都の博物館に関する市民・観光客、産・学からの主なニーズは以下のとおり。

法制度上、京都市の博物館が対応しなければならない事項

<博物館法で定められる博物館の事業>

- 博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。★
分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。★
- 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。★
- 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むこと。★

★特に対応不足の事項：登録博物館・公開承認施設ではない、施設が狭隘、安全性が十分に確保できていないなどの施設制約上の課題が大きい

市民・観光客、産・学からの主要ニーズ

<市民>

- 子ども・若者・子育て世代が親しみ、触れたいと思える博物館・展示へ
※現状は固定化した高齢ファンが来館者の中心で、特に子ども・若者・子育て世代等への社会教育・学習の機会が十分に提供できていない。そもそもの認知度・関心度も低い。
- 市民にとってより安全・安心で、利用しやすい博物館へ
※施設の安全性への懸念がある、バリアフリーも不十分。

<観光客>

- 観光資源として魅力的な博物館資料の展示施設へ
※施設制約上、求心力のある文化財を展示できず、魅力的な観光コンテンツとなっていない。また、多言語対応も進んでおらず、ホスピタリティも不足している。
- 京都市内に広く存在する文化財を総合的に知ることができる施設へ
※文化財の集積の厚みに対して、周遊を促進するガイダンス機能がない。特定の文化財への偏重が顕著で、市民生活の妨げになる状況も発生。

<産・学>

- 文化財をさらに活用できることに期待
※どんな文化財がどのような活用が可能なのか、情報がない。文化財の活用に関する相談機能も不十分。

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

京都市に求められる博物館とは

「京都の歴史の玄関口」 ～京都文化遺産を学ぶ、繋げる、守る～

◇京都を知る際の「玄関口」

京都は千年以上にわたり、日本の中心であった唯一の都市。京都の歴史、文化を知ることが、すなわち日本の歴史、文化を知ること。その京都が都市として形作られる始まりから現代に至るまでを通史的に「京都の都市史」をテーマに展示・解説する。京都を知りたい人にとってのファーストチョイスとなる博物館。

◇京都文化遺産のハブとなる機能

充実した展示、収蔵機能を持ち、大学や企業との連携の際の研究拠点、文化遺産の保存や継承に携わる人々の交流拠点となるような機能を備え、市の文化財保護行政において中心的な役割を果たす博物館。

◇充実した収蔵機能

京都に関するあらゆる文化財を収集・展示することで、京都を知りたい人を惹きつける。それを実現するために数多くの文化財を良質な状態で収蔵することができる、収蔵機能を備えた博物館。

□京都に求められる博物館を実現するためのテーマ、機能の例

- ・ 京都文化遺産を担い支える町衆の力 ・ 伝統と革新、京都が誇る技術（京都ブランド） ・ 京都と姉妹都市との関わり
- ・ 京都の国際交流の歴史 ・ 伝統文化、伝統事業と人々の関わり（茶道、華道、祇園祭など）
- ・ 考古資料を直接見て、触れ、当時を体験できるコンテンツ（桃山茶陶を使用した茶道体験など）
- ・ 大学との連携（展示、調査、研究等） ・ 子供向けコンテンツ、展示関連ワークショップ ・ 考古資料、歴史資料のVR、AR化

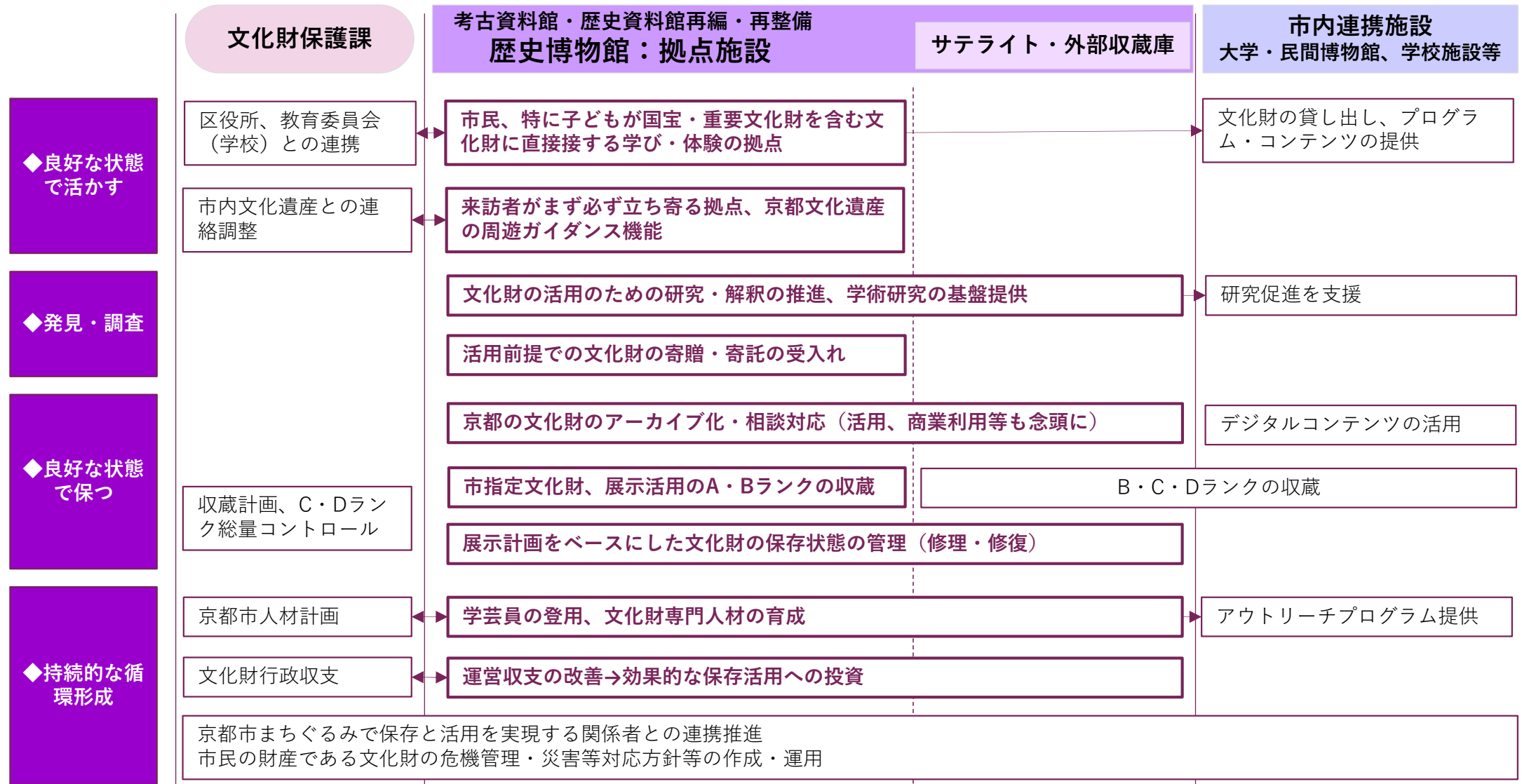
【京都市ならではの、京都市の差別化要因】

- ・ 国・府と比較して、**圧倒的な文化財（埋蔵文化財、歴史資料、民俗文化財）の厚み**を有している
- ・ 文化財の厚みを活かした、**来館者が文化財に直接触れることができる距離感**（国・府の博物館は、文化財と来館者との間に距離）
- ・ 市民向けの歴史相談（市民所蔵歴史資料を持ち込んでもらい読む）等の**地域に根差した取り組みは京都市しかできない**
- ・ 圧倒的な厚みと活用の幅の広さを活かした、**大学・企業等の文化財活用（幅広い研究利用・商業利用）は京都市にしかできない**
- ・ 圧倒的な厚みを有する埋蔵文化財や古文書は研究の基礎となるものあり、**学術研究都市・京都の基盤**となっている

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

京都ならではの歴史博物館のあり方における「歴史博物館」の役割・機能

歴史博物館（拠点施設）を中心に、市内連携施設と連携しながら、京都のまち全体で博物館機能を発揮する



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

京都ならではの歴史博物館の機能（施設）配置の考え方

考古資料館・歴史資料館、収蔵庫機能の再構築	
歴史博物館：拠点施設	サテライト・外部収蔵庫
<p>【施設要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録博物館・公開承認施設としての施設設備水準を有する ・京都市の文化財の集積の厚みを感じ、直接的な体験ができる ・小中学生（一定規模の人数）が安全に訪れることができる ・観光客もアクセスしやすい、京都遺産周遊のハブとなる →重点投資対象 	<p>【施設要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設でカバーできない文化財行政機能を補完する（立地利便性はそこまで求められない） ・機能別に複数施設に分散していても構わない →既存施設を利活用
<p>機能集約型 拠点施設規模大</p> <p>新施設整備</p> <p>展示・体験・ガイダンス・レクチャー・サロン</p> <p>収蔵、寄贈・寄託受入 埋文：指定・A・B 歴史資料：全て 美工作品：全て 民俗：展示品・触れるもの</p> <p>調査研究（埋文・歴史資料・美工作品・民俗）</p> <p>アーカイブ、リファレンス、相談対応 （研究・商業利用）</p>	<p>収蔵 埋文：未指定・B・C・Dランク、出土品 民俗：展示品・触れるもの以外</p>
<p>機能分散型 拠点施設規模小</p> <p>新施設整備または考古資料館等の機能改修</p> <p>展示・体験・ガイダンス・レクチャー・サロン</p> <p>収蔵、寄贈・寄託受入 埋文：指定・A・触れるB 歴史資料：全て（一部外部収蔵） 美工作品：全て 民俗：展示品・触れるもの</p>	<p>収蔵 埋蔵文化財：未指定、B・C・D、出土品 歴史資料：一部歴史彩館・京博と連携 民俗文化財：展示品・触れるもの以外</p> <p>調査研究（埋文・歴史資料・美工作品・民俗）</p> <p>アーカイブ、リファレンス、相談対応 （研究・商業利用）</p>
	<p>（メリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要機能が効率的に連動 ・施設設備機能の抜本的な向上が図られる ・既存施設の集約再編（新たな資産活用）が可能になる <p>（デメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資規模が比較的大きい ・まとまった施設規模を受容する敷地が必要
	<p>（メリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資規模が比較的小さい <p>（デメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能連動が非効率（時間・労力のコストが発生） ・既存施設の維持管理で分散投資を余儀なくされる ・既存施設の機能改修の場合、抜本的な機能向上は図られない

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 機能集約型／機能分散型の他都市事例

	機能集約型 拠点施設規模大	機能分散型 拠点施設規模小	(京都市) 考古資料館 ＋ 歴史資料館
	福岡市博物館	神戸市立博物館	
	総合型の博物館の中でも延床面積・展示面積が平均的 で、来館者数が多いケース	総合型の博物館の中でも延床面積・展示面積がかな りコンパクトで、来館者数も比較的多いケース	
観光客入込数	18,600千人 (福岡市・2023年度)	26,450千人 (神戸市・2023年度)	50,281千人 (京都市・2023年度)
来館者数	491,352人 (2023年度)	264,728人 (2022年度)	36,312人 (2023年度)
延床面積	16,729㎡	10,073㎡	3,012㎡
展示	4,519㎡	3,065㎡	859㎡
収蔵	2,390㎡	930㎡	367㎡
登録博物館	○	○	×
公開承認施設	○	○	×
連携機能	福岡市埋蔵文化財センター(2か所) 延床面積 10,713㎡ <u>+10000</u> 第1展示室、第2展示室、第3展示室、収蔵庫(6か所)、 木器特別収蔵庫、記録類収蔵庫、木器保存処理室、金属保 存処理室、光学機器室、修復室、資料整理室、図書室など	神戸市埋蔵文化財センター 延床面積 7,043㎡ 常設展示室、企画展示室、収蔵展示室、特別収蔵庫、遺物整 理室、写場、記録収蔵室、図面保管室、記録整理室、研修室、 会議室など	なし

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 主な政令市の市立博物館施設

政令市	観光客入込 数 2023年 (千人)	市立博物館	開館年	建築年	延床面積 (㎡)	うち展示 面積(㎡)	うち収蔵 庫面積 (㎡)	諸室構成	近年再整 備内容・ 費用概算	登録博 物館	公開承 認施設	主要文化財 (寄託含)	来館者数 直近年度 (人)	(来館者数 備考)	博物館の事業構成	博物館の 運営体制	ボランティア制度の有無
京都市	50,281	京都市考古資料館	1979年	1914年	996	673.2	0	展示室、情報コーナー	—	—	—	重要文化財：豊楽殿跡出土品	19,154	2023年度	展示、学芸員の育成、大学等と連携した展示企画の実践、イベント企画・実施、ボランティアの募集・育成、広報・プロモーション	指定管理	展示品の解説やイベントの運営：2023年度募集10人程度
		京都市歴史資料館	1982年	同左	2,017	186.5	367.24	展示室、映像展示室、撮影室、事務室、図書閲覧室、講堂、休憩室、研修室、民俗収蔵室、研修室等	—	—	—	重要文化財5件3,900点：兵庫北関入船納帳、福井家旧蔵京柙座関係資料、八瀬童子関係資料、岩倉具視関係資料、古今和歌集下	17,158	2023年度	史料の展示・閲覧、歴史相談、古文書講座の開催	直営	—
横浜市	54,291	横浜市歴史博物館	1995年	同左	9,270	2,333	1,901	常設展示室、企画展示室、体験学習室、図書閲覧室、講堂、休憩室、研修室、ミュージアムショップ、収蔵庫等	2019年8月	—	○	県指定：人面付土器、市指定：木造阿弥陀如来坐像、紺紙金字法華経、鎌倉時代仮名消息等（寄託先・管理が博物館のもの、常設展示未確認）	79,185	2023年度	1 資料収集保管事業、2 調査研究事業、3 常設展事業、4 企画展事業、5 企画普及事業、6 開館30周年記念事業、7 情報事業、8 施設維持事業、9 収益事業	指定管理	展示解説、活動支援、出土品整理作業等ボランティア制度のほか、関連団体（主催講座受講者0Bで組織した「横浜古文書を読む会」「横浜縄文土器作りの会」「横浜古代史料を読む会」、ガイドボランティアOB会「横浜さいかちの会」の4団体、博物館への支援と協働を目的に結成された「横浜歴史博もりあげ隊」）との協働事業実施
大阪市	44,187	大阪歴史博物館	2001年	同左	23,607	5,011	2,188	展示室（6F～10F,B1F）、研修室、講堂、学習情報センター「なにわ歴史塾」、研究室、会議室等	—	○	—	国宝：金銅石川年足墓誌（寄託品）、重要文化財：刀〈無銘伝一文字作ノ〉、埴輪男子跪坐像、剣（銘真守ノ）、蓋台付■形土器、紙本金地著色関ヶ原合戦図（ノ八曲屏風）ほか	243,229	2023年度	(ア) 博物館資料の収集・保管 (イ) 博物館資料等に関する調査研究 (ウ) 博物館資料の展示 (エ) 教育普及事業 (オ) 事業の効果を高める業	2019地方	展示室サポーター（200人）、難波宮遺跡ガイドサポーター（40人）募集（活動期間2024・2025年度）、賛助会員：年会費1口10,000円×1口以上（個人または団体で友の会の活動を援助）
名古屋市	57,730	名古屋博物館	1977年	同左	18,822	4,712	3,443	特別展示室、部門展示室、展示説明室、ビデオミュージアム等	2023.10～2	○	○	国宝（受託資料）：古事記、漢書食貨志第四、瑠玉集。国指定重要文化財（館蔵資料）：秋草菊図屏風、魚波文瓶子、三宝絵、豊臣家文書等	331,923	2022年度	1 展示（常設展、特別展、大学パートナーシップ）、2 教育・普及（広報、学校連携活動、教育普及活動、出版物）、3 資料（調査、収集、特別利用、貸出等）、4 管理運営（博物館の魅力向上、みんなの博物館応援基金）	直営	「博物館ボランティア」（常設展ガイド、2023年度69人登録）、「博物館サポーター」とともに休館をもって一旦解散。
札幌市	14,540	札幌市埋蔵文化財センター	1991年	同左	1,729	174	596	埋蔵文化財展示室、収蔵室第1～4、整理室第1・2、撮影室、記録類保管室、記録類整理室、実測室、製図室、水洗室、機材室等	2013年設	—	—	N30遺跡出土土偶、旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図（レプリカ）	40,657	2023年度	①埋蔵文化財の調査及び研究②埋蔵文化財に関する資料の収集、整理、保存及び活用③埋蔵文化財に関する知識の普及④その他目的を達成するために必要な事業	直営	「おかだま縄文ボランティア」（丘珠縄文遺跡運営サポート、2024年度10人）
福岡市	18,600	福岡市博物館	1990年	同左	16,729	4,519	2,390	常設展示室、特別展示室A・B、企画展示室、はかた伝統工芸館室、多目的研修室、読書室、講座室1・2・3、講堂、体験学習室、市史編さん室ミュージアムショップ等	2023年度	○	○	国宝：金印 漢委奴国王、太刀 無銘一文字、刀 金象嵌銘長谷部国重本阿花押、重要文化財：紙本着色洛中洛外図 六曲屏風一雙、壺形土器 福岡市城ノ原出土 等	491,352	2023年度	資料収集、調査・情報化、保存、活用；展示・公開；普及・広報；刊行物・発行者；市史編さん；施設整備	直営	福岡市博物館ワークショップサポーター（2019.8までの第5期募集記事のみ）、市民の花づくり団体「福岡市博物館フラワーボランティア」（福岡市緑のまちづくり協会の助成を受け博物館正面の植栽を管理）
川崎市	15,726	川崎市市民ミュージアム	1988年	同左	19,542	5,031	2,433	常設展示室、企画展示室、アートギャラリー、ミュージアムギャラリー、映像ホール、ミニホール、研修室1～3、ミュージアムショップ、ラウンジ、授乳室等	2019年10	—	—	県指定文化財：鱈口、市指定24件	177,284	2019年度	展示・上映、教育普及、収集・貸出・特別利用、広報	指定管理	博物館展示ガイド、美術館展示ガイド、学校対象事業サポート、子育て支援事業サポート、高齢者事業サポート、講座・イベントサポート
神戸市	26,450	神戸市立博物館	1982年	1935年	10,073	3,065	930	コレクション展示室、特別展示室1・2、南蛮美術館室、神戸の歴史展示室、地域文化財展示室、体験学習室、考古学習室、研修室1・2、講堂、ミュージアムショップ・カフェ、ホール、情報コーナー等	2018年2月	○	○	国宝：桜ヶ丘銅鐸・銅戈、重要文化財：絹本着色織田信長像、紙本着色泰西王侯騎馬図 四曲屏風一隻、紙本着色フランススコ・ザビエル像等	264,728	2022年度	特別展、常設展示、普及事業、刊行物	直営	「学習支援交流員」（講座、講演会、ワークショップ、体験学習室の案内、運営に関することなど教育普及に関する事業の補助。登録更新1年毎、5年まで可。2024年度募集10名程度）

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 名古屋市博物館のリニューアル改修

京都市の参考となるポイント

- ・展示室の大幅な拡張を実施。特別展示室に関しては、現状の倍程度となる見込み。
- ・調湿性・防火性等収蔵環境の持つ収蔵庫を拡張し、面積も拡大する。
- ・オープンアクセス可能な収蔵品データベースを構築し、インターネット上でも公開されている。

名古屋市博物館は、開館から約40年を迎え、建物・設備の老朽化、展示室の狭あい化・陳腐化、収蔵庫の狭あい化・機能不足、**学習機能環境の未整備、地域活力向上への寄与**などの課題を抱えており、リニューアル改修整備を実施している。

リニューアルにより、資料保管機能、調査・研究機能、展示機能、**学習支援機能、交流・連携機能等**の強化を図る。さらに、**資料データベース等の整備・公開**を新たに実施する。

【リニューアル前の課題】

- 施設・設備の老朽化、展示室の狭あい化・陳腐化、収蔵庫の狭あい化・機能不足等

【リニューアル後の博物館機能の強化】

- 収蔵庫の面積拡大、本館外収蔵庫の検討
- 耐震補強、浸水対策の実施
- 常設展示室、特別展示室の規模拡大
- **ライブラリー、ワークショップ棟を整備（学習支援機能の強化）**
- バリアフリーの対応
- デジタル名古屋市博物館として、収蔵品データベースを公開

名古屋市博物館 収蔵品データベース



(単位：㎡)

区 分	面 積	
	現 状	改 修 後
常 設 展 示 室	1, 8 6 8	2, 1 9 0
特 別 展 示 室	9 6 3	1, 7 1 0
イ ベ ン ト ホ ー ル	—	8 4 0
収 蔵 庫	2, 2 2 3	2, 4 1 0
ギャ ラ リ ー	1, 6 1 6	—
ライ ブ ラ リ ー	—	1 4 0
閉 架 書 庫	—	3 2 0
展 示 説 明 室	2 6 5	—
講 堂	3 7 8	3 5 0
ワ ー ク シ ョ ッ プ ス ペ ース	—	2 7 4
食 堂	2 7 4	—

(注) 改修後の面積は概算数値を掲げた。

(単位：㎡)

区 分	面 積
収 蔵 庫	1, 2 2 0
ギャ ラ リ ー	1, 0 6 0
1 階 ホ ー ル (カ フ ェ ・ キ ッ ズ ス ペ ース)	3 7 0

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 亀岡市新博物館（現文化資料館）整備基本構想

京都市の参考となるポイント

- ・博物館の整備に並行し、デジタルデータベース（デジタル文化資料館）の構築を図る。
- ・市内の観光地への街歩きの起点や、市内外博物館との連携を予定。

亀岡市では、閉校となった学校校舎を活用し、亀岡市文化資料館を1985年に開館した。しかし、**施設の老朽化、天井高が低く大型資料の展示が不可、収納スペースの不足、雨漏りや空調機器の不調等の課題を抱えて**おり、新資料館の構想の検討を行った。

新資料館整備の構想の検討にあたっては、2011年に総合計画に新資料館構想の策定が明記され、2014年に策定委員会を立ち上げられた。その後、**市民向けアンケートや懇話会・ワークショップ等**を通じて、市民からの要望を新博物館の機能に反映した整備基本構想を2024年3月に策定した。

【現文化資料館の課題】

- 施設・設備の老朽化、展示室・収蔵庫の狭あい化・機能不足、体験学習のスペース不足、浸水害エリアに立地、大型車の駐車場不足等

【新博物館で拡張する、新規で備える機能】

- 温湿度管理機能を備えた収蔵庫（さらに、**収蔵庫別の収集方針についても合わせて検討**）
- 周遊促進等を目的とした観光情報サービス提供機能
- **2種の常設展示室（歴史軸、テーマ軸による展示）、企画展示室**
- カフェ・レストラン・ショップスペースの追加
- **子ども向け体験スペース**
- **デジタルデータベースの構築、メタバースによる体験コンテンツの構築（いずれも既に構築済）**
※市民自らがデータスキャンに参加し、文化財をデジタル保存を行う文化財ワークショップの実施についても検討されている



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 浜松市博物館リニューアル構想

京都市の参考となるポイント

- ・資料紛失を契機に、収蔵環境の増設・機能追加、台帳整備を実施予定
- ・学習・交流機能や、体験学習や講座の提供機能を強化する計画となっている。

浜松市博物館は、開館から40年以上が経過したことによる施設・設備の老朽化、収蔵スペースの不足、**博物館資料の一部紛失**という課題があり、解決策とリニューアル基本構想を2024年3月に作成した。

特に**資料紛失事案**については、委員会が設置され、9度にわたる調査が行われた。資料紛失の要因として、**ずさんな収蔵状況、管理能力や危機意識の欠如等**が挙げられており、**台帳整備、電子化の推進、収蔵庫の増設、セキュリティ対策強化、職員の適切配置等の提言**がなされ、その内容は本構想の策定にも大きく反映されている。

【現在の課題】

- 施設・設備の老朽化、収蔵スペース及び管理機能の不足、ユニバーサルデザイン非対応、資料紛失事案の発生、等

【利用状況】

- リピート率が低い、50歳代以上の利用が多い、歴史系観光施設からの回遊率が低い
- キッズコーナーやカフェ、体感的な展示、体験学習に対するニーズが高い

【ターゲット】

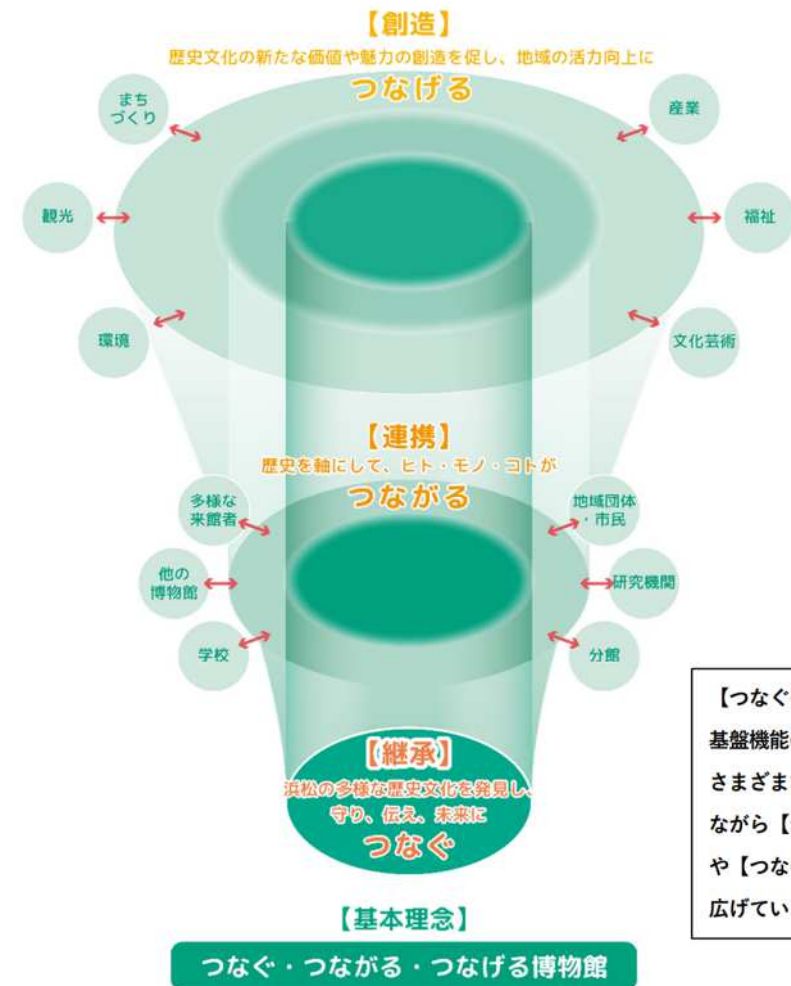
- 子供、家族連れ、中高年層に加え、**中学生から20代の若年層や市外からの観光客**を新たにターゲットに据える

【整備方針において整理された必要機能】

- **教育普及機能（体験学習、講座）、学習・交流機能（図書閲覧、情報交換）、常設展示、企画展示機能、資料収蔵機能**

【整備規模やゾーニング】

- 複数のプランを検討しており、**収蔵庫棟の新設や既存建物の増築等も視野に入れている。**



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 京都府立丹後郷土資料館リニューアル

京都市の参考となるポイント

- ・地域の歴史・文化の探訪と環境の拠点として、地域の多様な人々と文化をつなぎ、交流と創造を育む「ハブ・ミュージアム」へ
- ・国宝・重要文化財も随時公開可能な公開承認施設対応へ

【丹後郷土資料館リニューアル】

地域の歴史・文化の探訪と環境の拠点として、地域の多様な人々と文化をつなぎ、交流と創造を育む「ハブ・ミュージアム」へ

<博物館の枠を超えた「ミュージアム」としてのソフト面も強化>

- 地域の歴史資料・文化財の展示に加え、現代アートや食文化などジャンルにとられない多彩な文化を発信
- 子供から大人まで楽しむことができるラーニング・プログラム（体験学習やワークショップ）を充実
- 音楽会やアートイベント、マルシェなどを開催し、観光面はもちろん、地域交流の場として、人と人との交流を促進

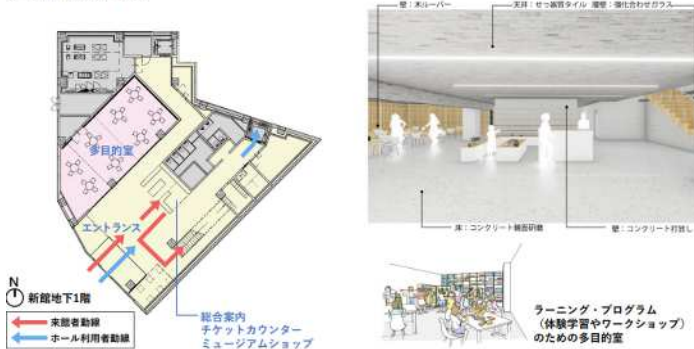
「丹後の歴史と未来との融合」をコンセプトに、本館と連続感をもつ併層部に、古代から脈々と受け継がれてきた丹後の文化的象徴「天橋立」に向かって広がる展望空間を構築しました。



東南側外観

地下1階エントランス・エリア

選りすぐりの物産品が取り揃えられたミュージアムショップやラーニング・プログラムのための多目的室と一体化した開放的なエントランス・エリア。毎日でも通いたくなるカジュアルな空間でコミュニティを育む「開かれたミュージアム」を目指します。



3-1 新館の概要

2階コミュニティラウンジ&ホール

人と人の交わりを考えた新しいミュージアムを象徴するコミュニティ・ラウンジ&ホール。展示室とは独立した動線により、開館日時に制限されることなく、常に音楽会、アートイベント、マルシェ、結婚式、パーティーなどユニークベニューとして積極的活用が可能です。



1階展示エリア

「本物の文化との出会い」のための公開承認施設に対応した高機能な展示室・収蔵庫から本館展示室への連続性と独立性は、多様な展覧会に対応する静謐な展示空間です。



3階カフェエリア

風光明媚な「天橋立」の絶景を望むカフェ。2階コミュニティ・ラウンジ&ホールと連動した多様な活用も可能です。



推進体制

- | | | | |
|--|--|---|---|
|  | 名誉館長 佐々木 丞平
日本美術史家
京都国立博物館名誉館長
京大名誉教授 |  | アドバイザー
コシノ ジュンコ
デザイナー |
|  | アドバイザー
細川 護照
陶芸家/芸術家 |  | 企画推進プロデューサー
橋本 麻里
ライター/エディター
甘橘山美術館開館準備室長
永青文庫前館長 |
|  | 企画推進プロデューサー
前田 尚武
一級建築士/学芸員
京都市京セラ美術館
企画推進ディレクター
京都美術工芸大学特任教授 | | |

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 熊本県博物館ネットワークセンターでの博物館同士の連携

京都市の参考となるポイント

- ・収蔵庫にネットワークセンター機能を付加。学芸員のリスト作成や研修会による人材育成に取り組む。
- ・資料のデータベース構築や、移動展示等の支援を行い、博物館外での活動の基盤を構築。

熊本県では、平成27年度に**熊本県博物館ネットワークセンター**を設置。ネットワークセンターの開設にあたり、もともと収蔵庫であった施設を熊本県博物館ネットワークセンターとして位置づけを見直し、所蔵する約64万点の資料を活用した企画展示、熊本の自然・文化に係る講座や自然観察会の開催に加え、博物館資料データベースの構築、**県内学芸員リストの作成、県内学芸員等を対象とした研修会等**に取り組んでいる。

【センターの主な活動】

● 展示活動

- ✓ 館内に展示スペースを持ち、企画展示を定期的実施
- ✓ 博物館ネットワークセンターのデータベースに登録されたコレクションを用いた「**縣市連携展示**」を実施
(常設)
- ✓ 移動展示の企画・運営等も実施

● 情報発信活動

● 研修活動

- ✓ 学芸員や教員に対する研修を年に数回実施
- ✓ **子供向けの講座、移動体験教室、講師派遣等による学習支援を実施**
- ✓ **移動可能な展示パッケージを制作し、学校や図書館等に配置**

● 資料収集整理活動

- ✓ **博物館資料データベースや人材データベースを構築**

【機能・建物構成】

- 本館と収蔵庫棟の2棟あり、収蔵庫棟では動植物資料を保管し、本館では民族資料を保管
- 収蔵庫以外には、展示室、資料整理室、学習ルーム等が存在



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 福岡市博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資について

<サマリー>

- アジア太平洋博覧会に合わせて建設され、同博覧会のテーマ館として利用し、その後福岡市博物館として開館・営業。
- 福岡市博物館協議会の諮問機能などを活かして、都市経営資源としての博物館運営を展開。
- 文化財、博物館の所管は「経済観光文化局」であり、文化財は経済・観光資源として活用することを前提とした文化財関連施策を展開(「文化財活用部」)。
- 開館から30年以上が経過し、施設・設備の経年劣化が進むとともに、福岡市の成長戦略や施設を取り巻く状況が大きく変化するなか、これまで築いてきた強みを活かしつつ、新たなニーズに応じていくためリニューアルに取り組む。
- 経済観光文化局理事のリーダーシップの下でリニューアル事業に関する議会・財政等との合意形成・調整を推進。博物館の単なる機能拡張・更新にとどまらない、都市経営資源として複合的な価値を発揮する博物館としてのリニューアルが計画されている。
- なお福岡市は、「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」などハード整備や国際金融機能誘致「TEAM FUKUOKA」などの取り組みも相まって、人口・税収ともに増加傾向にあり、これらがリニューアル事業への投資の追い風となっている。

<福岡市博物館の沿革>

平成元年(1989) アジア太平洋博覧会開催 テーマ館として活用

平成2年(1990) 福岡市博物館として開館

平成25年(2013) 常設展示リニューアル

令和2年(2020) 改修工事(高圧受変電設備及び自家用発電機器更新)

令和5年(2023) 福岡市博物館リニューアル基本計画

■福岡市博物館協議会

博物館法に基づき設置。協議会委員は、博物館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、意見を述べたりする。

令和5年度協議会議事録 [giziroku.pdf](https://www.fukuoka-museum.jp/giziroku.pdf)

■アジア太平洋博覧会 福岡'89 (よかトピア)

福岡市の市制施行100周年を記念し、1989年に開催。アジアおよび太平洋地域をテーマとした博覧会を開催。日本国内からは1,056企業・団体、国外からは37か国・地域と2国際機関が出展参加し、43館(国内33館、外国10館)のパビリオンが設置された。

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 福岡市博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資について

文化財・博物館の有する価値・機能を活かして、総合的なまちづくりを牽引するリニューアル事業を推進。

●福岡市博物館リニューアル事業

福岡市博物館の特長と課題

【特長】		【主な課題】
① 魅力ある常設展示 教科書にも登場する国宝・金印の常時公開を核として福岡の歴史文化を紹介し、多くの来場者を得ている。 【開館以来の総来場者数—390万人】		a. 過去—現在—未来をつなぐストーリーの展示 b. 進化した情報技術の活用 c. インバウンドへの訴求力の向上
② 待望される展覧会 日本・世界の文化芸術に親しむことができる特別展を数多く開催し、多くの来場者を迎えている。 【開館以来の総来場者数—795万人】		a. 展示室の内装・機器類の更新 b. 展示やグッズ類販売のスペース拡充
③ 充実した教育普及 市内学校への出前学習、校外学習や他都市からの修学旅行の受入れを頻繁に実施している。また、体験を通じて歴史文化に親しめる体験学習室は多くの人に利用されている。		a. 多様な利用者の受入環境向上 b. 修学旅行をひきつける魅力と利便性の向上 c. 読書室や講座室の利用率向上
④ 豊富な収蔵資料 寄贈を含む、多くの文化財を博物館資料として収集保存し、福岡の歴史文化を伝える市民の財産を築いている。 【収蔵資料件数—約18万6千件】		a. 災害の激甚化への備え b. 資料の収蔵スペース拡充
⑤ 特色ある建物と外構 建物は、MICE関連企画や様々なイベントの舞台としても活用され、外構は、緑豊かな憩いの空間として親しまれている。		a. 催事会場としての使い勝手の向上 b. 飲食等のサービスの充実 c. 敷地全体の有効活用

これからの福岡市博物館に求められる役割・取組

- (1) 「より多くの市民に開かれた施設」←福岡市文化芸術振興計画（令和元年6月策定）
- (2) 「インバウンドの積極的な集客や受入環境の向上」←福岡市文化芸術振興計画
地域における文化観光推進の中核となる「文化観光拠点施設」←文化観光推進法（令和2年5月施行）
- (3) 2040年度温室効果ガス排出実質ゼロの達成
- (4) SDGs（持続可能な開発目標）の達成



出典）福岡市HP

リニューアル推進の基本方針と達成すべき目標

基本方針… 設備の更新をはじめとする大規模改修と運営体制の強化により、歴史文化の発信拠点、文化観光の拠点、学びと交流の拠点、文化を次世代へ継承する拠点としての機能向上を図り、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」の実現に貢献する。

目標1 多様性と交流が育んだ歴史文化のストーリーの発信力を高める

- 市民が未来の展望を得られる歴史文化のストーリーの発信を充実させる。
- MICEによる来訪者を含む、幅広い観光客をターゲットとした**文化観光の拠点機能を強化**し、福岡の歴史文化の対外発信力を高める。

【実現のための主な検討項目】

- ◎地域の文化財解説を充実
- ◎先進的な情報技術等の活用
- ◎多言語対応の拡充
- ◎ユニークベニュー活用を促進する設備の拡充
- 等



目標2 すべての人の学び・楽しみを支え、人々の関わり合いを豊かにする

- **子どもの学び、子育て、高齢者や障がい者の「生活の質の向上」に資する機能を強化**し、市民がライフステージの各局面で「居場所にできる」博物館をめざす。
- **市民の歴史文化に関する多様な体験・活動の場としての使いやすさ**を向上させる。

【実現のための主な検討項目】

- ◎感染症対策とユニバーサルデザインに配慮した設備の強化
- ◎校外学習や修学旅行に活用しやすい体験学習室等の拡充
- ◎周辺施設との役割分担も踏まえた読書室・講座室等の機能の見直し
- 等



目標3 資産・資源をより有効に活用し、博物館とエリアの魅力高める

- **文化財を守る展示・収蔵機能の維持向上**を図る。
- 外構の花と緑のオアシス空間としての魅力向上に取り組み、シーサイドももちエリアの魅力向上を図る。
- **脱炭素社会への歩み**を確実に進める設備や技術の導入を図る。
- **効果的・効率的な事業の推進と施設の運営**を図る。

【実現のための主な検討項目】

- ◎文化財の保存・保管機能の増強
- ◎防災・セキュリティ機能の強化
- ◎敷地を活かした周辺環境に調和するにぎわい拠点づくり
- ◎飲食や物販に関する施設の充実
- ◎高効率な空調・LED照明の導入
- ◎民間活力の導入
- 等



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 福岡市博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資について

福岡市博物館リニューアル事業は、PFI-RO方式で実施し、総事業費概算は約170億円（うち公共負担約160億円）官民の役割分担の下、民間ノウハウを活用した文化財・博物館を核とした新たなまちづくりの推進が図られている。

●福岡市博物館リニューアル事業

福岡市博物館のビジョンとリニューアルの目標

博物館は、対外交流の最前線として挑戦を続け多様な文化を育んできた福岡の歴史から「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざす現在と未来の姿を発信し、地域文化の担い手である市民、次世代を担う子どもたちや世界からの来訪者と共有・交流する機能を果たす。

- 目標1 交流と多様性が創る都市の過去－現在－未来にむかうストーリーを発信する
- 目標2 すべての人の学び・楽しみを支え、人々の関わり合いを豊かにする
- 目標3 資産・資源をより有効に活用し、博物館とエリアの魅力を高める

本館等の施設整備に関する主な要求水準

本館	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常設展示室の全面刷新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像を効果的に使いながら歴史理解を促進する。 ・ 歴史ストーリーを体感的に理解しやすい通史展示に改める。 ・ 通史の刷新に加え、福岡の魅力や強みを紹介するトピック展示を設ける。 ・ 福岡を代表する名宝の展示をより見やすく洗練されたものとする。 ■ 鑑賞空間としての機能向上をはかるため、企画展示室・特別展示室のケース・内装・照明システム等を更新 ■ 学級単位や学年単位で児童・生徒を受け入れられるセミナー室の設置 ■ グランドホールのイベント開催やユニークベニュー活用促進を図るため、デジタルサイネージの設置、電源の増設、音響改善等の改修を行う。 ■ 講堂の音響効果の改善 ■ エレベーターやトイレ等のバリアフリー化 ■ キッズスペースや休憩ラウンジの設置
立体 駐車場棟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立体駐車場棟の新規整備
外構	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平面駐車場・駐輪場・車寄せ等の整備 ■ 南側広場を除く植栽、通路に雨よけの整備等

運営に関する主な要求水準

- 運営全般

本館ほか敷地内の全ての施設の運営については、安全を図り、また、地域の理解をよく得たうえで運営すること。

情報技術等の変化に応じて発券システムや展示解説のデバイス活用等の更新ができるよう、運営に弾力性をもたせること。
- 広報

博物館への関心を高め、国内外の来館者増を図るため、戦略的・効果的な広報を行うこと。
- ユニークベニュー等の活用促進

福岡の歴史文化を国内外の人びとに発信していくため、博物館をMICEレセプションやコンサートなどのイベントで活用してもらえよう多様な主体に働きかけ、施設のユニークベニュー活用を進めること。
- ミュージアムショップ運営

特色あるオリジナルグッズを購入することができる、品揃えの豊富な魅力あるミュージアムショップを運営すること。
- 南側広場の運営

博物館利用者に加え、地域の方々も利用できるレストラン施設を運営すること。レストラン施設は、魅力ある飲食サービスの提供だけでなく、物販やイベントの開催など、多様なサービスを展開すること。

花期や紅葉期等も考慮した特色ある植栽計画を立案・実施し、事業期間を通じて、南側広場を花があふれる魅力的な空間として育て上げていくこと。また、広場をフックとして国内外からの集客増を図ること。
- 教育普及

歴史や文化芸術に触れる機会をできるだけ多くの児童・生徒に提供するため、市の企画と監修に基づき、教育普及プログラムを実施すること。

事業者の企画力を活かし、市民やインバウンドを含む観光客が、福岡の歴史文化に対する親しみを持つような魅力ある体験プログラム等を企画、実施すること。

修学旅行など、教育旅行の誘致に積極的に取り組むこと。

(参考) 市が引き続き行う業務

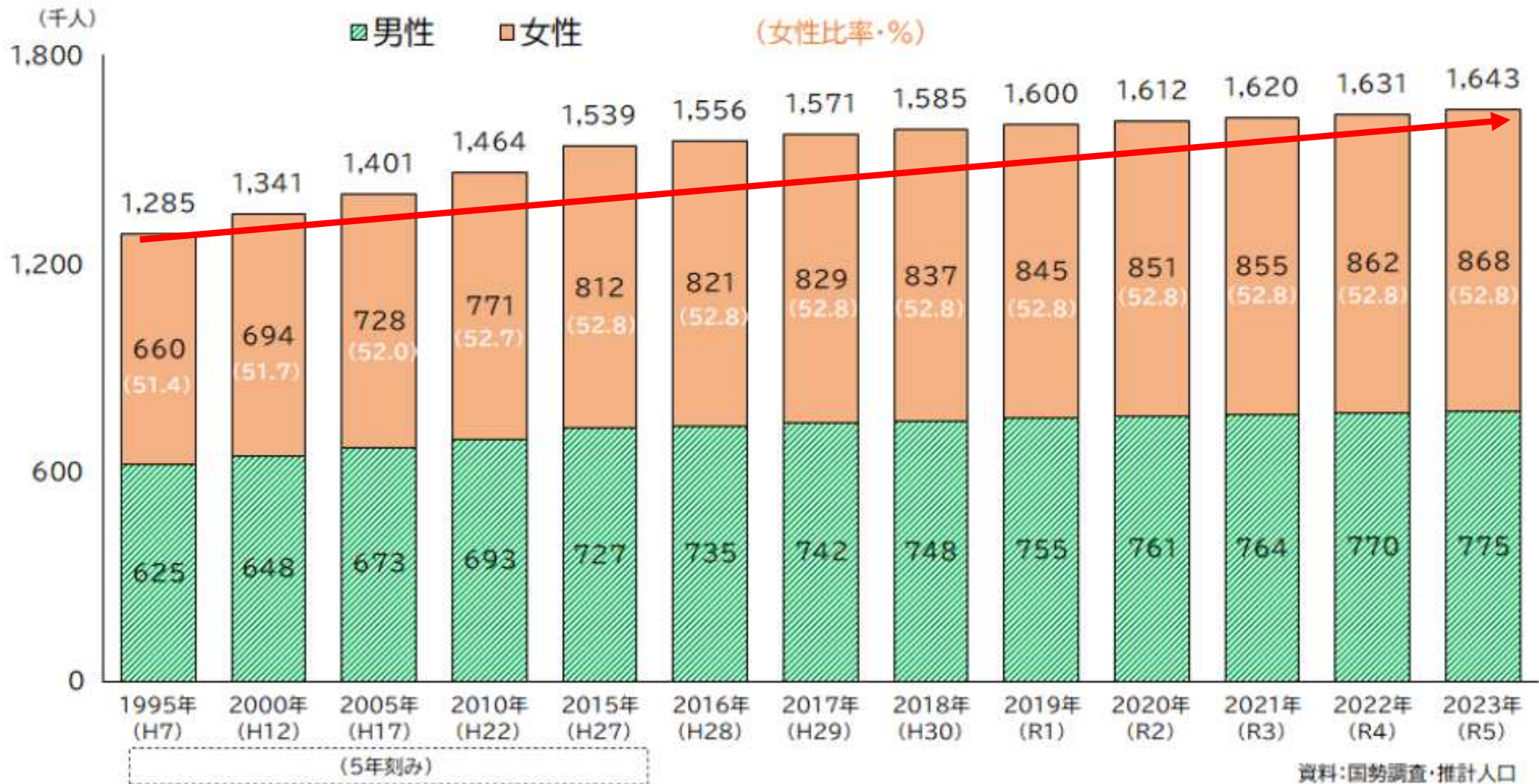
- 博物館資料の収集・保管・調査研究・デジタルアーカイブ化
- 収蔵資料や文化財等の展示公開
- 多彩な文化芸術に触れることのできる特別展示の開催・奨励
- 教育普及事業の立案と実施

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 福岡市博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資について

博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資の追い風要因として、近年の人口増加傾向がある。

総人口及び男女別人口の推移



7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

(参考) 福岡市博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資について

博物館の都市経営資源としての活用・戦略的投資の追い風要因として、近年の税収増加傾向がある。

款	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
歳入総額	851,574,434	100.0	877,246,493	100.0	1,257,959,311	100.0	1,169,495,577	100.0	1,136,734,284	100.0	1,116,762,778	100.0
市税	332,596,900	39.1	344,453,594	39.3	341,070,017	27.1	343,164,133	29.4	358,265,739	31.5	369,936,718	33.1
地方譲与税	6,369,003	0.7	6,358,356	0.7	4,288,507	0.3	6,721,844	0.6	6,564,530	0.6	6,835,747	0.6
利子割交付金	357,368	0.0	161,813	0.0	169,959	0.0	136,800	0.0	73,025	0.0	66,867	0.0
配当割交付金	796,163	0.1	929,803	0.1	855,726	0.1	1,384,469	0.1	1,179,420	0.1	1,379,573	0.1
株式等譲渡所得割交付金	731,928	0.1	568,767	0.1	1,119,496	0.1	1,618,872	0.2	981,457	0.1	1,710,044	0.2
分離課税所得割交付金	291,607	0.0	328,355	0.0	333,160	0.0	329,857	0.0	333,527	0.0	364,698	0.0
県民税所得割臨時交付金	3,840,606	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人事業税交付金	-	-	-	-	3,724,692	0.3	6,084,997	0.5	5,700,677	0.5	5,161,509	0.5
地方消費税交付金	30,096,266	3.5	29,394,172	3.4	35,350,016	2.8	38,773,606	3.3	41,566,284	3.6	41,563,159	3.7
ゴルフ場利用税交付金	36,880	0.0	38,523	0.0	35,894	0.0	39,523	0.0	37,501	0.0	36,799	0.0
自動車取得税交付金	1,382,012	0.2	707,681	0.1	-	-	-	-	-	-	37,297	0.0
環境性能割交付金	-	-	256,983	0.0	544,827	0.0	546,831	0.0	667,915	0.1	810,663	0.1
軽油引取税交付金	4,930,594	0.6	4,766,915	0.5	4,655,491	0.4	4,725,690	0.4	4,612,098	0.4	5,182,714	0.5
国有提供施設等所在市助成交付金	29,197	0.0	29,197	0.0	27,966	0.0	31,839	0.0	56,700	0.0	56,581	0.0
地方特例交付金	1,178,490	0.1	3,060,417	0.4	1,650,662	0.1	5,171,452	0.4	1,835,009	0.2	1,824,468	0.2
地方交付税	34,716,561	4.1	35,364,545	4.0	33,823,377	2.7	52,229,226	4.5	43,846,636	3.9	47,617,635	4.3
交通安全対策特別交付金	592,075	0.1	560,586	0.1	600,970	0.0	571,909	0.0	507,306	0.0	449,091	0.0
分担金及び負担金	15,270,268	1.8	13,350,178	1.5	11,109,836	0.9	12,021,322	1.0	12,206,244	1.1	11,474,264	1.0
使用料及び手数料	25,414,167	3.0	25,504,620	2.9	23,465,608	1.9	23,735,510	2.0	25,084,932	2.2	25,051,001	2.2
国庫支出金	158,785,862	18.6	169,018,300	19.3	353,325,064	28.1	235,253,832	20.1	239,153,365	21.0	231,508,358	20.7
県支出金	35,224,690	4.1	38,189,696	4.4	43,050,452	3.4	46,408,593	4.0	49,039,358	4.3	49,290,864	4.4
財産収入	5,957,755	0.7	3,160,776	0.4	4,557,699	0.4	6,937,188	0.6	8,841,521	0.8	4,423,955	0.4
寄附金	298,905	0.0	447,841	0.1	402,564	0.0	1,298,750	0.1	1,558,305	0.1	2,156,855	0.2
繰入金	3,107,923	0.4	14,310,562	1.6	7,541,642	0.6	16,080,131	1.4	15,937,840	1.4	17,134,578	1.5
繰越金	12,035,894	1.4	12,687,496	1.4	12,670,078	1.0	16,366,016	1.4	14,403,540	1.3	17,367,551	1.6
諸収入	100,438,320	11.8	99,530,517	11.3	294,817,108	23.4	274,316,587	23.5	237,292,355	20.9	215,286,388	19.3
市債	77,095,000	9.1	74,066,800	8.4	78,768,500	6.3	75,546,600	6.5	66,989,000	5.9	60,035,400	5.4

7. 京都ならではの歴史博物館のあり方

他都市の歴史博物館整備事例リスト（検討状況含む）

都道府県	市町村／博物館名	整備内容等	開館年月
宮城県	石巻市複合文化施設 マルホンまきあーとテラス	震災で全壊した石巻文化センターと市民会館に代わる施設	2021年4月
宮城県	仙台市博物館	超寿命化等改修工事	2024年3月
栃木県	新小山市立博物館	整備基本構想	2028年頃
千葉県	特別史跡加曾利貝塚新博物館（千葉市）	新設、2022年基本計画策定	2027年度
千葉県	松戸市立博物館	2023年リニューアル基本構想・基本計画策定（令和5年度～令和14年度（10年間中長期計画））	—
東京都	桑都日本遺産センター八王子博物館	新設	2021年6月
東京都	八王子駅南口集いの拠点	八王子市郷土資料館2021年閉館～移転、「歴史・郷土ミュージアム」「憩いライブラリ」「交流スペース」一体（八王子医療刑務所跡地活用）	2026年10月
神奈川県	茅ヶ崎市博物館	茅ヶ崎市文化資料館移転・拡充	2022年7月
神奈川県	鎌倉市にふさわしい博物館	2020年基本構想策定、2026年度以降基本計画策定予定	—
神奈川県	川崎市民ミュージアム	2023年新たなミュージアムに関する基本構想策定	
新潟県	十日町市博物館	新設	2020年6月
福井県	坂井市龍翔博物館	みくに龍翔館リニューアル改修工事2020年11月休館	2023年6月
長野県	須坂市立博物館	市全域を博物館と捉える機能分散型「まるごと博物館」	2021年7月
長野県	松本市立博物館	2021年4月休館、移転新築	2023年10月
長野県	新平出博物館	新設、2023年基本計画策定	2028年度
岐阜県	土岐市文化財保存活用拠点（仮称）事業	2022年基本計画策定	2028年
静岡県	静岡市歴史博物館	新設	2023年1月
愛知県	豊橋市美術博物館	2022年10月より改修工事、リニューアルオープン	2024年3月
愛知県	豊田市博物館	郷土資料館・近代の産業とくらし発見館機能集約	2024年4月
愛知県	名古屋市博物館	2023年10月休館、リニューアル改修	2026年度
三重県	伊賀市美術博物館	2024年基本構想策定	2030年度
滋賀県	琵琶湖博物館	2015年度～6年の歳月をかけてリニューアル	2020年10月
滋賀県	新・琵琶湖文化館	滋賀県立琵琶湖文化館（2008年休館）後継施設	2027年12月
大阪府	東大阪市新博物館	2023年文化財施設再整備基本構想改定版策定	2031年度
兵庫県	兵庫県立歴史博物館	1年半の大規模改修工事	2023年4月
岡山県	岡山県立博物館	2020年4月休館、大規模改修	2023年4月
山口県	岩国市博物館	2022年基本計画策定、岩国徴古館敷地に新館整備	2026年度
愛媛県	佐田岬半島ミュージアム	新設	2023年8月
福岡県	福岡市博物館	2023年リニューアル基本計画策定	2028年度